

調査報告書

2026 年 1 月 19 日

埼玉栄高等学校 グラウンド整備車両事故 調査委員会

はじめに

2024 年 11 月 16 日（土）深夜、学校法人佐藤栄学園の設置する埼玉栄高等学校の総合グラウンド（学校施設である河川敷グラウンド）において、誠に痛ましい事故が発生した。同校の生徒数名がグラウンド整備用の車両を無断で運転・同乗し、これを総合グラウンド内で横転させた結果、乗車していた生徒のうち 1 名の尊い命が失われることとなった。

学校は、その教育環境として生徒が心身ともに健やかに学び、活動することができる空間であるべきであり、その不可欠の前提として、学校空間における生徒の安全が確保されていることが必要である。学校の管理下において、生徒が死傷するような重大な事故が発生した場合、学校や教育関係者は、「学校空間における生徒の安全の確保」という前提が揺らいでいないかを調査・分析し、個々の当事者や関係者の責任の有無にかかわらず、将来同様の事故や同一原因の事故を起こさないために何らかの対応を執るべきではないかという観点で、事故に対して真摯に向き合わなければならない。こうした理念に基づいて、文部科学省の定める「学校事故対応に関する指針【改訂版】」（2024 年 3 月）では、学校による基本調査の実施及び一定の場合の第三者専門家による詳細調査の実施が求められ、事故対応の枠組みが示されている。

今回の事故を受け、埼玉栄高校では、同指針に準拠して事故に関する基本調査が実施された。また、今回の事故については、同指針に基づき、基本調査で明らかになった事実関係をより深く解明し、多角的視点からこの事故の原因を分析した上で、事故の再発防止策を提言するために、第三者である専門家によって構成される調査委員会が設置されることとなり、当委員会がその任に当たることとなった。

当委員会は、その設置以来、事故現場の検証、関係者のヒアリング、関連資料の精査等を通じて、同校が行った基本調査の内容を確認するとともに、再発防止の観点から事案を明らかにすることに努め、当委員会に係る時間的制約や方法的制約のもとで可能な限り、基本調査で判明した事項を含む今回の事故の全容を解明した。また、これらの詳細な事実関係の解明に立脚して、各委員の専門的知見に基づき多角的かつ綿密な分析を行い、実効的な再発防止策を取りまとめるに至った。本報告書は、これらの調査・分析・検討の結果を书面化して、学校法人佐藤栄学園に提出するものである。

本報告書が、学校法人佐藤栄学園や埼玉栄高等学校はもとより、我が国の全ての学校において、生徒たちが安全に安心して学校生活を送ることができるよう、実効性のある安全対策が講じられるための一助となることを切に願っている。

埼玉栄高等学校
グラウンド整備車両事故 調査委員会
委員長 山田 秀雄

目 次

第 1	調査の体制	1
1	当委員会設置の経緯	1
(1)	本件事故の発生	1
(2)	学校による基本調査の実施	1
(3)	当委員会の設置及び詳細調査の実施	1
(4)	各種指針への準拠	2
2	当委員会の体制	2
(1)	当委員会の構成	2
(2)	当委員会の独立性	3
第 2	調査の概要	5
1	調査の目的	5
(1)	再発防止の希求	5
(a)	第 1 目的：実効的再発防止策の提言	5
(b)	第 2 目的：多角的な事故原因の分析	5
(c)	第 3 目的：網羅的な事実関係の解明	6
(2)	責任追及の捨象	6
2	調査の方法	7
3	調査の実施状況	7
(1)	当委員会の開催	7
(2)	当委員会の公開性	7
(3)	ヒアリング・Q&A プロセスの実施	8
4	調査の報告	9
(1)	学校関係者及び本件遺族への報告	9
(2)	報告書の提出・公表	9
5	留意事項	9
第 3	事実関係 I：学校に関する基礎的事項	10
1	本項目の位置付け	10
2	佐藤栄学園及び埼玉栄高校	10
(1)	沿革	10
(2)	組織体制	11
(a)	学校法人と学校との関係	11
(b)	埼玉栄高校における校務分掌	11
(3)	施設の状況	11
(a)	各施設の位置関係	11
(b)	総合グラウンドの状況	12
(4)	部活動の状況	13
3	関係者の概要	13
(1)	本件生徒 α	13
(2)	本件生徒	13
(3)	埼玉栄高校の主要な教員	14
(4)	男子サッカー部の部活動顧問・指導者	14
(a)	C 教頭（サッカー一部部長）	14
(b)	D 教諭（サッカー部総監督）	15
(c)	E 教諭（男子サッカー部監督）	15
(d)	F 教諭（男子サッカー部コーチ）	15
(e)	G 教諭（男子サッカー部コーチ）	15
(5)	大志寮の舎監	15

第 4	事実関係 II：本件事故発生の経緯.....	16
1	本項目の位置付け.....	16
2	無断乗車行為の状況.....	16
(1)	グラウンド整備車両の無断乗車行為の常態化.....	16
(a)	本項の事実認定の前提.....	16
(b)	概要.....	17
(c)	男子野球部員内での無断乗車行為の開始・伝播.....	18
ア	2022 年度内：無断乗車行為の発生及び一次伝播.....	18
イ	2023 年度内：二次伝播.....	19
ウ	2024 年度第一学期～夏休み期間中：三次伝播.....	21
(d)	男子サッカー部への無断乗車行為の伝播・広がり.....	23
(e)	大志寮入寮者への無断乗車行為の伝播及び広がり.....	25
(f)	小括.....	28
(2)	無断乗車行為に対する教職員の認識.....	29
3	本件事故の発生.....	30
(1)	大志寮からの無断外出.....	30
(2)	総合グラウンドでの無断乗車行為（本件事故の発生）.....	30
(3)	事故後対応と本件生徒 α の死亡.....	31
第 5	事実関係 III：事故車両・事故現場の管理.....	32
1	本項目の位置付け.....	32
2	本件車両の管理状況.....	32
(1)	グラウンド整備用車両の取得・利用.....	32
(a)	男子サッカー部におけるグラウンド整備用車両.....	32
ア	グラウンド整備用車両の取得目的・取得経緯.....	32
イ	本件車両の購入・利用.....	32
(b)	その他の部活動におけるグラウンド整備用車両の管理・運用.....	33
(2)	グラウンド整備用車両の管理実態.....	33
(a)	組織的把握の欠落.....	33
ア	部活動取得財産の取得報告制度の概要.....	33
イ	収支決算報告書の提出.....	34
ウ	備品調査票の提出.....	34
エ	小括.....	34
(b)	各部活動の車両管理の状況.....	34
(c)	車両整備の態様.....	35
ア	定期的な整備・点検の状況.....	35
イ	本件車両の不具合への対応状況.....	35
(d)	鍵の管理態様.....	37
ア	原則的な管理態様.....	37
イ	無施設空間で鍵管理.....	37
3	事故現場の管理状況.....	37
(1)	総合グラウンドの現況.....	37
(2)	総合グラウンドの管理体制.....	38
(a)	校務分掌上の所管.....	38
(b)	実際の管理状況.....	38
4	財産管理体制の構造・実態.....	38
(1)	本項目の位置付け.....	38
(2)	概要.....	39
(3)	学校会計財産の管理体制.....	40
(a)	本項目の位置付け.....	40
(b)	学校法人会計の原則.....	41
(c)	佐藤栄学園における財産管理ルール.....	42
(d)	取得財産の台帳登録・処分点検.....	43
ア	佐藤栄学園の各種台帳への登録.....	43

イ 埼玉栄高校の取得備品一覧表への登録	43
ウ 台帳・リスト上財産の点検管理担当	44
(e) 小括	44
(4) 部費会計財産の管理体制	45
(a) 本項目の位置付け	45
(b) 部活動個人財産の処理・管理	45
(c) 部活動団体財産の処理・管理	46
ア 決裁書等の提出ルールの不存在	46
イ 「寄贈」手続による学校会計への編入	46
ウ 備品調査票の提出・取得備品一覧表への登録	46
エ 台帳・リスト上財産の点検管理担当	47
(d) 小括	47
(5) 学校会計財産の管理実態	48
(a) 本項目の位置付け	48
(b) 決裁書等・寄贈申込書の提出	48
(c) 各種台帳・リストへの登録	48
(d) 各所管チームによる点検・管理	48
ア 図書チームによる管理	49
イ 施設設備チームによる管理	49
ウ 車両管理チームによる管理	49
エ 備品管理チームによる管理	50
オ 事務チームによる管理	50
(6) 部費会計財産の管理実態	51
(a) 本項目の位置づけ	51
(b) 決裁書等・寄贈申込書・備品調査票の提出	51
ア 決裁書等の提出	51
イ 寄贈申込書の提出	51
ウ 備品調査票の提出	51
(c) 各所管チームによる点検・管理	52
ア 生徒会チームによる管理	52
イ スポーツ文化振興チームによる管理	52
ウ 管理実態	52
(7) 監査手続	52
第 6 事実関係 IV：寮の管理・研修等の実施状況	54
1 寮の管理状況	54
(1) 生徒寮の概要	54
(2) 大志寮の管理・運営状況	54
(a) 寮生	54
(b) 舎監	55
(c) 大志寮の日常生活	55
(d) 外出・在寮管理の実態	55
(e) 所管校務分掌チームへの報告	55
(3) 大志寮生の管理体制の不備・不足	56
(a) 組織体制	56
(b) スポーツ文化振興チームによる管理	56
2 安全管理関連の取組	57
(1) 部活動取得財産の安全管理義務	57
(a) 埼玉県教育委員会による通知	57
(b) 部活動指導の手引きにおける記載	57
(c) 部活動指導の手引きの周知	57
(2) 法令・ガイドラインに従った学校安全施策の履践状況	58
(a) 学校安全計画	58
(b) 危機管理マニュアル	58
(c) 教職員研修	58

(d) 安全教育等.....	58
第 7 事実関係 V：事故発生後の対応	59
1 事故発生後の学校による関係者への対応	59
(1) 事故直後の学校の対応	59
(a) 状況把握・情報伝達.....	59
(b) 事故対応の組織体制構築	59
(c) 本件遺族への初期対応	59
(d) 関係機関への初期対応	60
(e) 教職員への初期対応.....	60
(2) 本件遺族に対する学校の対応.....	60
(a) 通夜・葬儀への参列.....	60
(b) 調査概要の遺族への説明	60
(c) 調査意向の確認	60
(d) 遺族とのその他のやりとり	60
(3) 保護者に対する学校の対応	61
(a) 臨時保護者会の開催.....	61
(b) 大志寮保護者説明会の実施	61
(c) 関係部活動保護者会の開催	61
(d) 安全管理に関する継続的な情報提供	62
(4) 生徒に対する学校の対応	62
(a) 全校生徒への説明等.....	62
(b) 大志寮生への対応	62
(5) 関係生徒に対する学校の対応.....	62
(6) 関係機関に対する学校の対応.....	63
(a) 埼玉県学事課への報告	63
(b) 警察との連携	63
ア 初期段階での情報共有	63
イ 捜査への協力	63
(c) 記者会見の実施	64
2 学校による事故原因・再発防止策の調査・検討	64
(1) 学校による基本調査の実行	64
(a) 対策委員会の設置と活動	64
(b) 基本調査の実施	65
(2) 学校による再発防止策の検討・実行	65
(a) 再発防止委員会の設置と活動.....	65
(b) 教職員への情報共有と研修	65
(3) 詳細調査委員会（当委員会）の設置	65
3 学校による再発防止策等の実施	66
第 8 事故原因の分析	67
1 原因分析の手法	67
2 事故に至る事実的因果関係の概要	67
3 直接的原因：本件生徒らによる無断乗車行為	67
4 間接的要因	68
(1) 本件車両への無断乗車が容易だったこと	68
(a) 物理的可能性：車両の管理体制の不備.....	68
(b) 心理的可能性：無断乗車の常態化	68
(c) 正常化可能性：無断乗車の認識の欠如.....	69
(2) 大志寮からの無断外出が容易だったこと	69
(a) 物理的可能性：寮からの外出可能性	69
(b) 心理的可能性：無断外出の常態化	70
(c) 正常化可能性：無断外出の認識の欠如.....	70
5 背景的要因	70

(1) 既存の財産管理体制の形骸化・機能不全	70
(a) 備品調査票の提出・取得備品一覧表の更新の形骸化	70
(b) 校務分掌チームによる部活動取得財産の管理不全	71
(2) リスク・アプローチによる安全管理体制の欠如	71
(a) 総論	71
(b) リスク・アプローチの欠如	71
(c) 文科省学校安全ガイドラインの示唆	72
(d) 小括	72
(3) ヒヤリハット事例に対する組織的検証の欠如	73
(a) 器物損壊事件に対する組織的検証の欠如	73
(b) 本件車両の不具合に対する組織的検証の欠如	73
(c) 小括	73
6 構造的要因	74
(1) 部費会計・部活動に対するガバナンスの不存在	74
(a) 部費会計に対するガバナンスの不存在	74
ア 部活動が「所有」する財産であるという誤認	74
イ 「所有者」任せの財産管理	74
ウ 小括	74
(b) 部活動に対するガバナンスの不存在	75
ア 部活動顧問内における不明確な職責分担	75
イ 校務分掌チームによる指揮統制の欠如	75
ウ 小括	75
(2) 不正確・不明確な校内ルールによるガバナンス不全	76
(a) 不正確・不明確な部活動指導規程	76
(b) 不正確・不明確な校務分掌・業務担当	76
(c) 小括	77
(3) 点検・監査の不備によるガバナンスの機能不全	77
第9 再発防止策	78
1 基本的な考え方	78
2 直接的原因に対する再発防止策	78
3 間接的要因に対する再発防止策	79
(1) 無断乗車に対する再発防止策	79
(2) 無断外出に対する再発防止策	80
(a) 講じるべき再発防止策の内容	80
(b) 生徒寮の物理的遮断措置	81
4 背景的要因・構造的要因に対する再発防止策	82
(1) 部活動に関するガバナンス体制の再構築	82
(2) 部費会計を含めた財産管理体制の再構築	83
(3) リスク・アプローチに基づく安全管理体制の構築	83
(4) ルールの不遵守・未整備を検出する内部監査システムの構築	84
5 再発防止策履践のロードマップ	85
第10 事故後対応の妥当性	86
1 当委員会における検討事項	86
2 事故発生直後の対応	86
(1) 文科省指針の要請	86
(2) 本件事故における対応	86
(a) 応急手当の実施	86
(b) 被害生徒等の保護者への連絡	86
(c) 現場に居合わせた生徒等への対応	87
3 被害生徒及びその保護者に対する対応	87
4 本件生徒に対する対応	88

5	保護者に対する対応	88
6	その他の生徒に対する対応	88
7	各関係機関に対する対応	89
別紙 1 : 本件事故に対する文科省指針の適用		90
1	形式的適用対象に該当しない可能性	90
2	本件事故に対する文科省指針の適用	91
別紙 2 : 当委員会の各回開催状況		92
別紙 3 : 佐藤栄学園の組織図		93
別紙 4 : 佐藤栄学園の規程		94
1	経理規程	94
2	経理規程施行細則	96
3	固定資産及び物品調達規程	97
4	固定資産及び物品管理規程	97
別紙 5 : 埼玉栄高校の部活動指導規程		101
別紙 6 : 校務分掌		102
別紙 7 : 各校務分掌の業務担当		103
1	教育部門・図書チームの業務担当	103
2	管理部門・施設設備チームの業務担当	103
3	管理部門・車両管理チームの業務担当	104
4	管理部門・備品管理チームの業務担当	104
5	事務チームの業務担当	104
6	教務部門・スポーツ文化振興チームの業務担当	105
7	教育部門・生徒会チームの業務担当	106
別紙 8 : 無断乗車行為の伝播・広がりの流れ		107
1	無断乗車行為の伝播・広がりのイメージ（行為ベース）	107
2	無断乗車行為の伝播・広がりのイメージ（生徒ベース）	108
別紙 9 : 参考現場写真		109
1	グラウンド整備用レーキ	109
2	男子サッカー部の使用するプレハブ式簡易倉庫	109
3	大志寮の概観	110
4	大志寮正面玄関	110

用語・定義

本報告書において用いられる以下の用語は、それぞれ以下のとおりの意味を有するものとする。

定義語	意味
学校会計	学校法人が学校法人会計基準に従って処理する会計
学校会計財産	埼玉栄高校の各購入担当部課が取得した学校会計上の処理が必要な財産
基本調査	一般的な概念として文科省指針に定められる「調査対象となる事案の発生後、速やかに着手する調査であり、その時点の情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するもの」(文科省指針 24 頁)、又は、個別に佐藤栄学園・埼玉栄高校が実施した本件事故に関する当該基本調査がこれに該当する
基本調査報告書	埼玉栄高校の作成に係る 2025 年 4 月 10 日付「調査報告書」及びその参考資料として添付された資料
埼玉栄高校	埼玉栄高等学校
佐藤栄学園	学校法人佐藤栄学園
周辺会計	生徒会や部活動など、学校の周辺団体において徴収・管理・使用される会計
詳細調査	一般的な概念としての文科省指針に定められている「基本調査等を踏まえ必要な場合に、学校事故対応の専門家などが参画した詳細調査委員会において行われる詳細な調査であり、事実関係の確認のみならず、事故に至る過程を丁寧に探り、事故が発生した原因を解明するとともに、事故後に行われた対応についても確認し、それによって再発防止策を打ち立てることを目指すもの」(文科省指針 30 頁)、又は、個別的な文脈における当委員会が実施した本件事故に関する当該詳細調査
部活動	校長の承認を受けたクラブとして在校生が放課後・休日等に継続的に行う文化的・体育的活動であって、顧問等の教職員の指導・監督の下、学校教育の一環として実施されるもの、又はこのような活動を行うクラブ自体
部活動個人財産	部活動取得財産のうち、指定バッグ・ユニフォーム・用具等の各部活動の所属部員個人で使用するために所属部員個人で取得する財産
部活動取得財産	各部活動で利用するために、部費を利用して購入され、又は学校法人に対して寄贈される財産
部活動団体財産	部活動取得財産のうち、各クラブの教職員や生徒が団体として使用する財産等の部活動個人財産以外のもの
部費会計	周辺会計のうち、部費を元手とした各部活動の会計
部費会計財産	部費により購入された財産及び部活動で使用するための財産として第三者から学校法人に対して贈与された財産
本件遺族	本件事故（第 1 の 1(1)において定義される意味を有する。以下同じ。）により死亡した本件生徒 α の保護者
本件生徒	本件事故の際に本件車両の無断乗車行為を行った生徒 4 名の総称
文科省横断整理	文部科学省策定の『学校事故対応に関する指針』に基づく詳細調査報告書の横断整理（2020 年 3 月）
文科省学校安全ガイドライン	文部科学省策定の学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育（2019 年 3 月）
文科省指針	文部科学省策定の「学校事故対応に関する指針【改訂版】」（2024 年 3 月）

第1 調査の体制

1 当委員会設置の経緯

(1) 本件事故の発生

2024年11月16日（土）深夜、佐藤栄学園の設置する埼玉栄高校の学校施設である総合グラウンド内において、埼玉栄高校の生徒4名がグラウンド整備用の軽自動車（以下「本件車両」という。）を管理者に無断で運転・同乗し、グラウンド内の陸上競技部トレーニング用坂路法面に衝突したため、車体を横転させたことにより、本件車両の助手席に同乗していた埼玉栄高校2年生の本件生徒¹が死亡する事故が発生した（以下「本件事故」という。）。

(2) 学校による基本調査の実施

文科省指針では、「学校の管理下で発生した事故」に関して、その発生の未然防止を図る目的で、該当事故が発生した場合の対応方針が定められている。

そこで、佐藤栄学園及び埼玉栄高校は、本件事故が文科省指針の定める「学校の管理下で発生した事故」に該当するとの認識のもと、後記第10（本報告書86頁）のとおり、本件事故の発生を受けて文科省指針の「事故発生後の対応の流れ」において要請されている事故後の対応を行うとともに、本件事故が学校施設において発生した生徒の死亡事故であることに鑑み²、埼玉栄高校において文科省指針において要請される本件事故に関する「基本調査」を実施した³。

具体的には、佐藤栄学園及び埼玉栄高校は、本件事故の発生日の翌日である2024年11月17日に埼玉栄高校事故対策本部（本部長：埼玉栄高校校長）を設置し、これに約5ヵ月間に及ぶ基本調査を実施させた。埼玉栄高校事故対策本部は、2025年4月10日付で「調査報告書」を作成し、同日、これを埼玉栄高校、佐藤栄学園及び埼玉県学事課に対して報告した。

(3) 当委員会の設置及び詳細調査の実施

文科省指針では、基本調査等を踏まえて必要な場合には、外部の専門家の関与する「詳細調査」を行うことにより、事実関係の確認、事故原因の解明及び再発防止策の作成を行うことが推奨されている。

そして、文科省指針では、原則として、基本調査を行った全ての事案について詳細調査を行うことが望ましいものの、少なくとも以下のいずれかの場合には、学校の設置者が基本調査を詳細調査へ移行する判断を行うべきであると定められている（文科省指針30頁）⁴。

¹ 本報告書において、生徒その他の関係者の氏名については、いずれも敬称を略する。

² 文科省指針では、全ての「学校の管理下…において発生した死亡事故」については、文科省指針に定める基本調査を行うことを基本とすることが要請されている（文科省指針20頁）。

³ 基本調査は、「初期対応時において最も情報を把握しやすいと考えられる学校が、原則として実施主体となり、学校の設置者の指導・支援の下、実施する」ものとされている。（文科省指針24頁）。なお、文科省指針において、「学校」とは、「学校教育法第1条に定める学校のうち、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう」とされており（文科省指針4頁）、本件事故に関しては埼玉栄高校が「学校」に該当する。また、同様に、「学校の設置者」とは、「私立学校の場合は学校法人等…をいう」とされており（文科省指針4頁）、本件事故に関しては佐藤栄学園が「学校の設置者」に該当する。

⁴ もっとも、エ）以外については、詳細調査を望まない保護者の意思が明確に確認される場合、この限りではない（文科省指針30頁）。

- ア) 当該学校の教育活動の中に事故の要因があると考えられる場合（事前の安全管理体制に十分でない点が認められる等）
- イ) 事故発生直後の対応の中に適切ではない点が認められる場合
- ウ) 基本調査により、事故の要因が明らかとならず再発防止策が検討できない場合
- エ) 被害児童生徒等の保護者の要望がある場合
- オ) その他必要な場合

本件事故に関して「学校の設置者」である佐藤栄学園は、以下の事情から、本件事故が文科省指針において詳細調査へ移行する判断を行うべきと定められる学校事故の類型に該当すると判断し、本件事故に関する詳細調査の実施を決定した。

- (i) 本件事故が生徒の死亡という重大な結果を生じさせており、客観的かつ中立的な事実関係の検証及び事故原因の解明を行い、もって再発防止策を策定することが必要不可欠と考えられること
- (ii) 本件車両の管理体制を含めて、埼玉栄高校における安全管理体制が問題になると考えられること埼玉栄高校が、基本調査の過程において、本件遺族より第三者委員会の設置の有無について照会を受けたこと

以上の経緯から、佐藤栄学園は、当委員会の各委員に本件事故に関する詳細調査の実施等を委託し、2025 年 5 月 22 日、佐藤栄学園及び埼玉栄高校と利害関係を有しない外部の専門家を委員長とし、外部の専門家で構成される埼玉栄高等学校 グラウンド整備車両事故 調査委員会（委員長：山田秀雄 弁護士。以下「当委員会」という。）が設置された。

(4) 各種指針への準拠

当委員会は、別紙 1 に記載の理由により、本件事故が文科省指針の適用対象となる事故又はこれに準じて文科省指針の適用を受けるべき事故であると判断した。そこで、当委員会は、文科省指針に準拠して設立され、かつ、これに基づいて本件事故に係る詳細調査を行った。

また、当委員会は、必ずしもその直接的な適用を受ける事例ではないが、埼玉栄高校が教育機関として一定の公共性を保っていることに鑑み、日本弁護士連合会が作成した 2021 年 3 月 19 日付「地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針」⁵に準じて設置されている。

2 当委員会の体制

(1) 当委員会の構成

当委員会は、本件事故の複合的な要因を多角的に調査・分析し、実効性のある再発防止策を提言するために、法律及び教育の各分野における高度な専門的知識及び豊富な経験を有する以下の 3 名の委員をもって構成された。なお、当委員会の各委員の選任にあたっては、文科省指針が求める第三者性、中立性及び専門性を確保するため、佐藤栄学園、埼玉栄高校及び本件事故の各関係者との間で、直接の利害関係を有しない者であり、かつ、佐藤栄学園の運営する学校の出身者ではない者の中から選定されている。

⁵ <https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2021/210319.pdf>

委員長：山田 秀雄 弁護士・元日本弁護士連合会副会長
委員：齋藤 隆 弁護士・元東京高等裁判所判事（部総括）
委員：牧山 助友 人間環境大学学長・元東京学芸大学副学長

加えて、当委員会は、以下の者を補助委員として選任し、これらの者が、当委員会による本事案に関する調査及び検討の補助を行った。なお、いずれの補助委員も、佐藤栄学園、埼玉栄高校及び本件事故の各関係者との間で、直接の利害関係を有しない者であり、かつ、佐藤栄学園の運営する学校の出身者ではない者の中から選定されている。

補助委員：小西 隆文 弁護士
補助委員：山田 奈美香 弁護士

なお、学校事故に関する詳細調査を実施する第三者委員会に関しては、本件遺族の要請する者等をその構成員に含めるケースが散見される。しかしながら、当委員会は、当委員会の調査結果に関連して関係者の法的責任が問題になった場合には、佐藤栄学園ないしその関係者と本件遺族との間に利害関係が生じ得ることから、本件遺族の要請する者等を当委員会の委員とする必要性はないものと判断した⁶。

(2) 当委員会の独立性

当委員会による本件事故の調査及び検討は、当委員会の独立性を確保するため、佐藤栄学園が以下の事項を遵守した上で行われた。

- (i) 当委員会の本件事故に関する調査及び検討に関連する方針決定、具体的調査及び調査報告書の作成等の一切の権限は当委員会が有すること。
- (ii) 当委員会がその目的を達するために必要と認める場合、当委員会は、佐藤栄学園及び調査対象となる関係者との間に利害関係を有しないと当委員会が判断する弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家を、任意に調査及び検討の補助委員として選任し、本件事故に関する調査及び検討の補助を行わせること。
- (iii) 当委員会が本件事故の調査及び検討を行うに当たって必要と判断する資料及び情報等の提供を求めた場合、佐藤栄学園は、法令等に反しない範囲において、当委員会に対して当該資料及び情報等を提供すること。
- (iv) 当委員会が本件事故の調査及び検討を行うに当たって必要と判断する佐藤栄学園及び係者とのやり取り（ヒアリングを含む。）の実施を求めた場合、佐藤栄学園は、法令等に反しない範囲かつ対象者の同意が得られる範囲において、その実現に最大限協力すること。
- (v) 当委員会が本件事故の調査及び検討を行うに当たって必要と判断した場合、佐藤栄学園は、当委員会の要請に従い、当委員会の調査及び検討を補助するために適切な人数の佐藤栄学園の関係者による事務局を設置すること。

⁶ 福岡地久留米支判令和4年6月24日参照。

- (vi) (v)に従い事務局が設置された場合、佐藤栄学園は、当委員会の要請に従って、事務局担当者と佐藤栄学園及びその事務局担当者を除く関係者との間における情報遮断のために必要な措置を講じること。

第2 調査の概要

1 調査の目的

(1) 再発防止の希求

当委員会は、文科省指針に基づき、本件事故と同種の将来の事故やこれと原因を同一にする将来の事故（以下「本件と同様の事故」という。）の再発を防止することを究極的な目的としている。その再発防止策の策定のためには、本件事故の原因を多角的に分析する必要があり、その前提として背景的事情を含めた網羅的な事実関係の解明を行う必要があることから、当委員会は、以下の3点を主要な目的として本件事故に関する調査を実施した⁷。

第1目的：実効的再発防止策の提言

第2目的：多角的な事故原因の分析

第3目的：網羅的な事実関係の解明

(a) 第1目的：実効的再発防止策の提言

学校において生徒が学習・運動等の活動を行うためには、生徒の学校生活における安全の確保が保障されることが必要不可欠であり、学校法人・学校は、生徒や教職員の生命や心身等の安全を確保するための危機管理体制を構築する必要がある⁸。

そのため、学校生活に関連する事故が生じた場合には、学校法人・学校は、その事故と原因を同一にする将来の事故を防止する必要がある、その防止に必要な施設・設備やこれらの管理体制・運用体制を整備する等の措置を講じなければならない。

そこで、当委員会は、佐藤栄学園及び埼玉栄高校に対して、本件事故を踏まえた再発防止策を講じる一助となるように、中立的な視点から各分野の専門的な知見を動員して検討した上で、実効性のある再発防止策を提言することを目的として調査を行った。

(b) 第2目的：多角的な事故原因の分析

上記(a)に記載された学校の責務に鑑みれば、学校法人・学校は、特定の事故を踏まえて如何なる措置を講じるべきかの検討に当たり、当該事故に関する学校法人・学校又は教職員その他の学校関係者の法的責任の有無にかかわらず、法的責任を負わないとしても学校法人・学校として生徒のために事故を防止する方策はないかという視点で事故に対して真摯に向き合うことが肝要である⁹。

⁷ 第3に記載の事実関係の解明は、事故原因の分析、ひいては再発防止策の策定のための前提となる事項であるが、文科省指針では「時には、被害児童生徒等の保護者や児童生徒等及びその保護者の事実に向き合いたいなどの希望に応える役割も併せて担う」とされているため、当委員会はこの点をも考慮して第3目的の実現を図った。

⁸ 学校保健安全法第26条では、「学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下（中略）「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（中略）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」と定められている。

⁹ 例えば、特定の事故について、主に生徒に責任があると判断される場合であっても（すなわち、当該事故について、何らかの措置を講じていなかったことにより、当該事故について学校に責任があると判断される場合でなかったとしても）、当該事故を多角的に分析した結果、同一又は類似の事故を防止するために有用な再発防止策が策定され得る限り、学校は、学校生活に関連して生じた事故について真摯に向き合うことが必要である。

そのため、実効性のある再発防止策の策定する目的との関係では、事故結果に対して法的な因果関係を有する事象のみならず、教育学的視点その他多角的な視点から、事実的因果関係を有する事象又はその可能性のある事象を幅広く分析しなければならない。

そこで、当委員会は、第1目的（実効的再発防止策の提言）の前提として、多様な分野に精通する専門的な委員の意見を集約して、本件事故の原因を多角的に分析することを目的として調査を行った。

(c) 第3目的：網羅的な事実関係の解明

上記(b)に記載された多角的な事故原因の分析のためには、事故による結果が発生するに至った事実的因果関係を有する事象又はその可能性のある事象を可能な限り明らかにする必要があり、責任追及を目的とした事実解明ではともすれば捨象されかねない事実関係（直接的原因を生じさせた背景にある間接的・背景的・構造的要因等）についても網羅的に解明する必要がある。

そこで、当委員会は、第2目的（多角的な事故原因の分析）の前提として、基本調査の認定事実の検証を含む事実関係の確認及び解明を目的として調査を行った。

(2) 責任追及の捨象

これまでに述べたことから明らかとなり、当委員会は、関係当事者に対する一切の責任追及や処罰等をその目的としていない¹⁰。

当委員会は、文科省指針に準拠して、あくまで、学校が本件事故の事実関係に真摯に向き合い、二度と同様の事故が生じないように実効的な再発防止策を提言することを究極的な目的としているものである。そのため、そもそも当委員会の目的に特定の者の責任追及や処罰等は含まれない。

また、仮に当委員会が特定の者の責任追及や処罰等をも目的として事実関係の確認等を実施した場合、その対象となり得る関係者やその実行を希望する関係者から、任意の協力を得がたい可能性や意図的な事実の誇張又は矮小化等の弊害を生じさせるおそれがあり、当委員会の本来の目的を達成する障害になる可能性も存在する。

民事又は刑事上の責任の有無に関する終局的な判断は司法機関が行うべき事柄であり、そのための手続も、裁判所又は検察・警察等のそれ自体を目的とした公的機関が関与した上で行われるべきものである。したがって、本来的に、当委員会は事故に関する責任追及や処罰等を目的とするべきものではない。

以上から、当委員会は関係当事者に対する一切の責任追及をその目的としておらず、調査の各段階において、関係者にそのことを明らかにした上で本件事故に関する調査を行っている。

¹⁰ 文科省指針における基本調査及び詳細調査は、「民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校とその設置者として、上記目的を踏まえて事実に向き合うものである」とされ（文科省指針23頁）、「事故の対応については、学校長及び学校の設置者が責任を持って対応する必要」があるとされている（文科省指針Q&A）。

2 調査の方法

当委員会は、文科省指針に基づく詳細調査が、基本調査の結果を前提とした手続であることに鑑み、原則として基本調査報告書に記載された事実関係を前提として、調査及び検討を進めることとした。

もっとも、基本調査により判明した事実について中立的・専門的な立場からの検証を行うという当委員会の職責に照らし、基本調査報告書において認定された事実関係のうち、客観的な資料が不足しているため事実関係の認定に際して特定の関係者の供述が重要な役割を有するもの、関係者の供述が相互に矛盾又は抵触するもの、事故原因の分析・解明に重大な影響を与える事実関係であると当委員会が判断したものについては事実認定の基礎となった資料及び供述の精査を行い、必要に応じて当委員会において独自の調査（ヒアリングの実施を含む。）を行うこととした。

また、かかる当委員会の職責に照らし、基本調査の認定事実では不足する事実関係、その他当委員会への委託事項を遂行する上で必要と判断される事実関係については、独自の調査を行うこととした。

3 調査の実施状況

(1) 当委員会の開催

当委員会の委員会の開催、現地調査その他の主な活動状況は、以下のとおりである。なお、各回の委員会の日時、出席者及び議題等の詳細は、別紙2を参照されたい。

日程	開催状況等
2025 年 5 月 22 日	調査委員会の設置
2025 年 5 月 22 日	第 1 回調査委員会
2025 年 5 月 22 日	第 1 回現地調査（総合グラウンド）
2025 年 6 月 20 日	第 1 回ヒアリング
2025 年 8 月 28 日	第 2 回調査委員会
2025 年 9 月 26 日	第 2 回ヒアリング
2025 年 10 月 17 日	第 2 回現地調査（大志寮）
2025 年 10 月 17 日	第 3 回委員会開催
2025 年 11 月 21 日	第 4 回委員会開催
2025 年 12 月 19 日	第 5 回委員会開催
2025 年 12 月 19 日	第 3 回ヒアリング
2026 年 1 月 19 日	第 6 回委員会開催

(2) 当委員会の公開性

文科省指針では、詳細調査では、「プライバシー保護の観点から、委員会は非公開とすることができる」とされているものの、公開の有無及びその範囲については、プライバシー保護及び保護者の意向に十分配慮した上で、個別事例ごとに関係者を含めて十分に協議するものとされ、「関係者ヒアリングのみ非公開とするなど、『一部非公開』等の取扱いも考えられる」と示されている。

この点、当委員会は、以下の理由から、当委員会の審議を全て非公開で実施するものの、調査終了後には、その結果を佐藤栄学園から本件遺族に説明するとともに¹¹、本報告書を適切な匿名化処理等を施した上で公表することを決定した。

- (i) 当委員会は、委員及び補助委員の全てが、佐藤栄学園又は埼玉栄高校及び本件遺族その他事故関係者と一切の利害関係を有さない者により構成されており、最終的な調査結果が本件遺族に説明され、かつ、調査結果を記した本報告書を（適切な匿名化処理等を施した上で）一般に公表する前提であれば、その審議内容を公開する必要性に乏しいこと。
- (ii) 他方で、本件事故の調査に当たっては、個人情報やプライバシー保護の要請を受ける多数の関係者に関する情報の精査が不可避であり、その全てを匿名化処理等して委員会又はヒアリングを公開して行うことは事実上不可能又は仮に可能だとしても著しく困難であること。
- (iii) 本件事故は、発生直後より多数の報道機関により報道がなされており、特に関係生徒や関係教職員に関して、検証過程にある不確かな情報を公開することは、却って不正確な情報の伝播やこれらの者に対する誹謗中傷その他不当な意見や論評を誘発しかねないこと。
- (iv) 加えて、検証過程を一部であっても公開することにより、関係者に対するヒアリングや委員会での審議において萎縮効果を作用させ、闊達な議論や事実関係の究明が阻害される可能性があること。
- (v) 以上を総合勘案すると、本報告書の公表以外に、当委員会の活動の全部又は一部を公開する合理的必要性は乏しく、他方で、公開することによる弊害は甚大であるから、その活動はいずれも非公開にて行うことが相当であること。

(3) ヒアリング・Q&A プロセスの実施

当委員会は、対面面談の方法により、以下のとおり、調査対象役員その他の関係者に対するヒアリングを実施した。なお、陳述の任意性確保のため、各ヒアリングは当委員会関係施設で行った。

日程	ヒアリング対象者	対象者の役職等
2025年6月20日	E 教諭	埼玉栄高校 教諭・男子サッカー部 監督
2025年6月20日	F 教諭	埼玉栄高校 教諭・男子サッカー部 コーチ
2025年6月20日	D 教諭	埼玉栄高校 教諭・サッカー部 総監督
2025年6月20日	C 教頭	埼玉栄高校 教頭・サッカー部 部長
2025年9月26日	A 校長	埼玉栄高校 校長
2025年9月26日	氏名略	佐藤栄学園 教学本部長
2025年9月26日	B 教頭	埼玉栄高校 教頭
2025年12月19日	本件生徒 δ 及びその保護者	—
2025年12月19日	本件遺族の代理人	—

なお、当委員会は、ヒアリングの対象者に対し、当委員会は本件事故に関する事実関係の調査を目的とするものであり、関係者の民事上、刑事上等何らかの責任追及を目的とするも

¹¹ 文科省指針では、「委員会を非公開とした際には、詳細調査委員会の内容については、報告を受けた学校の設置者が被害児童生徒等の保護者に適切に情報共有を行うものとする」とされている（文科省指針 33 頁）。

のではないことを説明の上、当委員会への調査への協力を依頼した。なお、役職等は本件事故当時のものである。

また、本報告書の記載内容は、特に本件遺族及び本件生徒α以外の本件生徒らにとって重大な影響を生じさせ得るものである。他方で、少なくとも当委員会による調査に関しては、本件事故の当事者である本件遺族及び本件生徒α以外の本件生徒にとって、事故調査に対してどう向き合うかについては一次的には本人の意向が尊重されるべきである。これらの事情から、当委員会では、本件遺族及び本件生徒α以外の本件生徒については、それぞれ任意の情報提供又は対象者に対するヒアリングの実施を希望するか否かを確認し、本人からその希望があった場合にのみ、情報提供又はヒアリングの実施を行った。

加えて、当委員会は、佐藤栄学園及び埼玉栄高校に対して、合計約 70 問の書面による質問を行い、その全てについて回答を得た。

4 調査の報告

(1) 学校関係者及び本件遺族への報告

前記 3(2)のとおり、当委員会は、2026 年 1 月 19 日の第 6 回委員会において本報告書の内容を確定し、その後、佐藤栄学園及び埼玉栄高校に対して、本報告書を提出してその内容を説明するとともに、その内容を佐藤栄学園より本件遺族に対して報告するよう要請した。

(2) 報告書の提出・公表

当委員会は、佐藤栄学園に対して、本報告書の提出に併せて、本報告書の公表用資料として当委員会が作成したもの（本報告書につき、人名や個人を特定できる情報等を匿名化したもの。）を埼玉栄高校の HP¹²にて公表することを要請した。

5 留意事項

前記 1 のとおり、当委員会が佐藤栄学園から委託された調査及び検討の目的は、本件事故について、実効的再発防止策を提言するために、その前提となる多角的な事故原因の分析を行い、その前提となる網羅的な事実関係の解明を行うものである。そのため、本報告書の一切の記載は、特定の者の本件事故に関する責任の所在を明らかにしたものではなく、また、そのために参照されるべきものでもないことに留意されたい。

前記 2 のとおり、当委員会は、その目的を達するため、当委員会の調査及び検討の対象のうち重要又は必要と判断される一部について、当委員会が情報又は資料を得られた限度において、独自の調査を実施した。しかしながら、これらの補充調査により判明した事実を除き、当委員会として関連する全証拠等を網羅的に調査した上で事実関係を認定したものではない。特に、当委員会の調査は、強制的な権限に基づくものではなく、佐藤栄学園、埼玉栄高校、関係生徒、関係保護者その他の関係者の全て任意の協力に基づいて実施されたものである。

¹² <https://www.saitamasakae-h.ed.jp/senior/>

第3 事実関係Ⅰ：学校に関する基礎的事項

1 本項目の位置付け

本件事故は、埼玉栄高校の大志寮に入寮していた本件生徒4名が、深夜に大志寮を無断で抜け出して河川敷にある総合グラウンドまで赴き、車内にあった鍵を利用して本件車両を起動させ、運転・同乗してグラウンド内を走行した際、本件車両を坂路に衝突させて横転したため、助手席に同乗していた本件生徒αが車体と地面とに体を挟まれて死亡した事案である。なお、本件車両は、埼玉栄高校の男子サッカー部が使用するグラウンド整備用車両として購入され、使用されていたものであった。

そこで、本章（第3）では、まず、本報告書の認定事実の前提として、佐藤栄学園・埼玉栄高校の組織の概要、関係施設の位置関係・状況、関係教職員の職務内容及び部活動への関与状況等を記載する。

なお、本報告書では、次章以降（第3ないし第7）において当委員会が認定した事実関係を記載しており、各章において記載した事実関係の分類は、それぞれ以下のとおりである。

第3：学校に関する基礎的事項	本報告書 10 頁
第4：本件事故発生の経緯	本報告書 16 頁
第5：事故車両・事故現場の管理	本報告書 32 頁
第6：寮の管理・研修等の実施状況	本報告書 54 頁
第7：事故発生後の対応	本報告書 59 頁

2 佐藤栄学園及び埼玉栄高校

(1) 沿革

佐藤栄学園は、(旧) 埼玉自動車整備技術学校を前身とする学校法人(1971年1月に認可)であり、現在、埼玉栄中学校・同高等学校、栄東中学校・同高等学校、花咲徳栄高等学校、栄北高等学校、さとい学園小学校、平成国際大学及び専門学校埼玉自動車大学校の9校を設置・運営している。佐藤栄学園の設置する学校の卒業生は累計13万人以上、在校生は合計1万人以上、教職員は合計1,000人以上であり、大規模な学校運営を行っている。

埼玉栄高校は、佐藤栄学園の設置する私立高等学校であり、埼玉県さいたま市西区西大宮三丁目11番地1に所在する。同校は、1972年4月に自動車科及び保健体育科の二つの専門学科をもって開校し、翌1973年4月に普通科を設置した後、1976年に自動車科が独立して専門学校となり、現在に至っている。そのため、同校では、普通科及び保健体育科が設置されており、これら学科はそれぞれ異なる教育課程に基づき運営されている。

埼玉栄高校の生徒数は、2,801名であり、うち普通科の生徒は2,043名、保健体育科の生徒は758名である（いずれも2024年5月1日時点）。

(2) 組織体制

(a) 学校法人と学校との関係

佐藤栄学園における組織体制は別紙 3 の組織図のとおりであり、埼玉栄高校は当該組織図における「各学校」に位置付けられる。

(b) 埼玉栄高校における校務分掌

埼玉栄高校では、本件事故当時、校務を教務、教育、進路、生徒指導、管理等の 12 に区分し、そのうち事務を除く 11 区分については¹³、担当の教頭を配置していた¹⁴。具体的には、C 教頭が教育・進路・生徒指導の 3 区分を、B 教頭が教務・管理を含むその他 8 区分を、それぞれ所管していた。

上記の 12 の区分は、さらに合計で 37 の分掌に分類されており、それぞれの分掌ごとに、責任者・リーダー・メンバーが設定され、これに担当教員・スタッフが配置されている。なお、各分掌を担当する教員らは校務分掌上「チーム」と呼称されている（例：教務区分のスポーツ文化振興チーム）。

本報告書において個別に言及する校務分掌（①教務区分のスポーツ文化振興チーム、②教育区分の生徒会チーム・図書チーム、③管理区分の施設設備チーム・備品管理チーム・車両管理チーム及び④事務チーム）につき、本件事故当時におけるこれらの区分・分掌・業務の概要・主な業務内容・所管教員は、別紙 6（本報告書 102 頁）のとおりである。

(3) 施設の状況

(a) 各施設の位置関係

埼玉栄高校では、高校校舎や総合体育館等の主な施設とは別に、荒川の河川敷に広大な総合グラウンド（野球場、サッカー場、陸上競技場・アメリカンフットボール場等。所在地：埼玉県さいたま市西区西遊馬 俵貝戸 3013）が存在する。本件事故は、学校施設に属するこの総合グラウンドにおいて発生した。

また、埼玉栄高校には、所属生徒の生活施設として、遠方からの入学者を対象とした四つの寮¹⁵が存在し、それぞれの所在地は以下のとおりである。なお、本件生徒は、いずれも大志寮に居住していた生徒である。

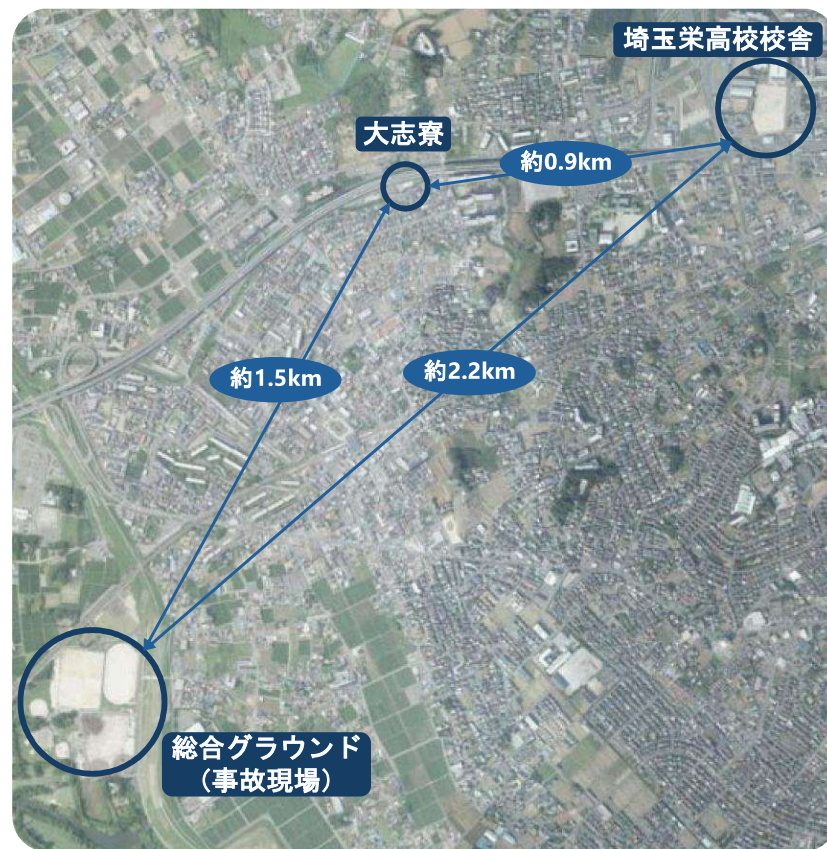
No.	寮名	所在地
1.	大志寮	埼玉県さいたま市西区高木 52-4
2.	第二大志寮（SUPER 栄華寮）	埼玉県さいたま市西区高木 1545-5
3.	第三大志寮	埼玉県さいたま市西区宮前町 356-17
4.	栄華寮	埼玉県さいたま市西区指扇 4332-1

¹³ 事務については埼玉栄中学校と合わせて、教頭ではない別の担当者が配置されている。

¹⁴ 埼玉栄中学校では、教頭が事務以外の全 11 区分を担当している。

¹⁵ 埼玉栄高校では、学校が管理する寮以外に、学校法人が管理する相撲部員対象の相撲寮が存在するが、管理体制が他の生徒寮とは異なるため、本報告書ではその調査対象に相撲寮は含めていない。以下同じ。

埼玉栄高校の高校校舎、総合グラウンド（事故現場）及び大志寮の相互の位置関係及び直線距離を表した地図が以下である¹⁶。



(b) 総合グラウンドの状況

本件事故が発生した総合グラウンドは、上記のとおり、埼玉栄高校の校舎から直線距離にして約 2.2km 離れている。総合グラウンドは、原則として埼玉栄高校の体育授業で使用されることはなく、主に埼玉栄高校の部活動（男子陸上競技部、男子駅伝部、男子野球部、男子サッカー部、女子サッカー部及び女子野球部）の練習場所として使用されていた。

総合グラウンドを北側から俯瞰した写真は以下のとおりである。写真左下に位置する陸上トラックを伴う区画が陸上競技場・アメリカンフットボール場、画像右側中央に位置する区画がサッカー場 2 面、画像上部に位置する扇形の区画が野球場 3 面である。これらの区画は、フェンスで仕切られているほか、総合グラウンドの周囲には高さ約 1 メートルのフェンス、その正面に施錠の可能な車両出入口、施錠されていない生徒通用口が設けられている。また、サッカー場の西側には部活動で使用する用具等を収納するためのプレハブ式簡易倉庫が置かれている。

¹⁶ 国土地理院：地理院地図 Vector（ベクトルタイル）をもとに当委員会にて作成。



なお、本件車両は、男子サッカー部が使用するグラウンド（サッカー場）の整備用車両であり、サッカー場の西側の区画（すなわち、上記写真においては、サッカー場の右側の区画）に駐車されていた。

(4) 部活動の状況

本件事故当時、埼玉栄高校には、40 以上の運動部と 10 以上の文化部が存在し、様々な部活動が営まれていた。これらの部活動のために使用される費用は、大きく分類して 2 つの種類がある。

1 つは、「生徒会部費」と呼ばれるものであり、埼玉栄高校が全生徒から一律に徴収する生徒会費から、教育区分の生徒会チームが予算決定して各部活動に交付する部活動費である。

もう 1 つは、「生徒徴収部費」又は「生徒分部費」と呼ばれるものであり、埼玉栄高校が、各部活動に所属する生徒から、その所属部活動に利用する活動費として個別に徴収し、各部活動の管理口座において管理させる部活動費である¹⁷。なお、本報告書では、「生徒徴収部費」及び「生徒分部費」を「生徒徴収部費」という名称で統一するものとする。

3 関係者の概要

(1) 本件生徒 α

本件事故により死亡した本件生徒 α は、その当時、埼玉栄高校の保健体育科 2 年生で、男子陸上競技部に所属していた。実家が学校から遠方にあるため、大志寮の 406 号室に入寮して学校生活を送っていた。

(2) 本件生徒

本件事故発生時、本件車両には、本件生徒 α のほか、同じく大志寮に居住する 3 名の生徒が乗車していた。これらの 4 名の所属、部活動及び寮室は以下のとおりである。

¹⁷ その他、寄附金や合宿費用（あるいはその過不足金）も存在するものの、本件事故の分析との関連性が希薄であると考えられるため、その詳細は省略する。なお、学校会計上は、これらの金銭は「生徒徴収部費」に準じてこれと合わせて決算が行われている。

氏名	学科・学年	部活動	大志寮の部屋
本件生徒 α	保健体育科 2 年	陸上競技部	406 号室
本件生徒 β	保健体育科 2 年	空 手 道 部	406 号室
本件生徒 γ	保健体育科 2 年	野 球 部	201 号室
本件生徒 δ	保健体育科 1 年	野 球 部	204 号室

(3) 埼玉栄高校の主要な教員

埼玉栄高校には、校長 1 名（A 校長）と教頭 2 名（B 教頭及び C 教頭）が配置されていた。

A 校長は、埼玉栄中学校・高等学校に約 40 年にわたり勤務しており、教諭・管理職としての経験を重ねた後、本件事故発生当時、埼玉栄中学校・同高等学校の校長として学校運営全般を統括していた。

B 教頭は、本件事故発生当時、埼玉栄高校の教頭として校長を補佐するとともに、危機管理・学校安全計画を所掌する立場にあった。

C 教頭は、公立高等学校において校長職を務め、また、高体連サッカー専門部長や埼玉県サッカー協会副会長等の要職を歴任した後、埼玉栄高校に教頭として着任し、本件事故当時も教頭の地位にあった。保健体育科教頭として体育系教員のマネジメント、生徒指導、寮生指導などを担っていた。なお、同人は、サッカー部の部活動顧問を務めていたが、その詳細は後記(4)(a)のとおりである。

(4) 男子サッカー部の部活動顧問・指導者

本件事故において横転した本件車両は、埼玉栄高校の男子サッカー部において購入・利用されていた。本件事故発生時における埼玉栄高校男子サッカー部の指導者とその役職・指導時期等は、以下のとおりである。

氏名	部内役職	校内役職	指導時期	備考
C 教頭	部長	教頭	2022 年 4 月 以前から	—
D 教諭	総監督	科長補佐		2022 年 4 月までは監督
E 教諭	監督	教諭		以前は中学男子サッカー部監督
F 教諭	コーチ	教諭		—
G 教諭	コーチ	教諭		主に中学男子サッカー部を担当
氏名略	コーチ	外部コーチ	2022 年 11 月以降	定年退職者で週 5 回コーチを担当
氏名略	コーチ	外部コーチ		社会人でほぼ毎日コーチを担当
氏名略	コーチ	外部コーチ	2024 年 4 月以降	大学生で週 1 回程度コーチを担当

(a) C 教頭（サッカー部部长）

C 教頭は、教頭の地位にあるのみならず、サッカー部の部活動顧問の 1 人でもあり、サッカー部の中では「部長」という立場にあった。しかしながら、C 教頭は、実際にはサッカー部の現場指導や日常業務には関与しておらず、「部長」としての業務についても校長からその具体的な職務内容や権限・責任範囲についての言及や指示はなかった。男子サッカー部の「部長」として行っていた実際上の業務は、対外的調整（県協会・高体連サッカー専門部との調整）などであり、各サッカー部の監督を統括・指揮するような役割や業務は存在しなかった。

(b) D 教諭（サッカー部総監督）

D 教諭は、埼玉栄高等学校男子サッカー部監督として長年現場指導に当たった後、本件事故当時は、教務科科長補佐及び校務分掌「スポーツ文化振興」のリーダーとして、運動部・文化部全体の活動方針、奨学生・部活動推薦生徒の管理、各種全国大会への対応など、学校のスポーツ・文化活動全般を統括する立場にあった。

サッカー部との関係では、監督職を退いた後も中学・高校の男子・女子サッカー部の「総監督」という立場で部活動顧問の一人として位置付けられていた。もっとも、「部長」と同様に、D 教諭もサッカー部の現場指導や日常業務に実際には関与しておらず、「総監督」としての業務についても校長からその具体的な職務内容や権限・責任範囲についての言及や指示はなかった。男子サッカー部の「総監督」として行われていた実際上の業務は、総合グラウンドの河川敷施設の管理責任者として国との調整や施設点検への立会い等を行ったことなどであり、各サッカー部の監督を統括・指揮するような役割や業務はなかった。

(c) E 教諭（男子サッカー部監督）

E 教諭は、埼玉栄高校サッカー部の卒業生であり、埼玉栄中学校・同高校の教職となった後は中学サッカー部の監督・コーチとして指導に当たっており、その指導力が評価され、2022 年 4 月に高校男子サッカー部監督に就任した。埼玉栄高校の男子サッカー部は各学年 50～60 名、全体で 150 名以上の規模であったため、E 教諭及び F 教諭の部活動顧問 2 名と外部コーチ 3 名で連携・分担してその指導に当たっていた。

(d) F 教諭（男子サッカー部コーチ）

F 教諭は、情報科を担当する教諭として埼玉栄中学校・同高等学校に勤務し、高校男子サッカー部の部活動顧問（コーチ）として競技指導にも従事していた。

(e) G 教諭（男子サッカー部コーチ）

G 教諭は、埼玉栄高校の男子サッカー部の部活動顧問であるものの、埼玉栄中学校のサッカー部の部活動顧問を兼任しており、主に埼玉栄中学校のサッカー部の指導に当たっていたため、高校男子サッカー部の指導への関与は限定的であった。

(5) 大志寮の舎監

H 舎監は、埼玉栄高校の教諭ではないものの、大志寮の管理・運営に従事する専属職員であり、本件事故発生時には大志寮の舎監を務めていた。

なお、同人は、2024 年 4 月から大志寮の舎監に就任しているが、それまでは埼玉栄高校教諭のうち男子野球部の部活動顧問（コーチ）であった教職員が、夜間は寮に宿泊して舎監を兼務していた。

第4 事実関係Ⅱ：本件事故発生の経緯

1 本項目の位置付け

本件事故は、本件生徒4名が、車内にあった鍵を利用して本件車両を運転・同乗したことを契機として発生した事案である。もっとも、埼玉栄高校では、本件事故までに、所属生徒による本件車両その他のグラウンド整備用車両の無断での乗車行為が多数の生徒により繰り返行われていた。

本章（第4）では、基本調査及び詳細調査により判明した限度において、生徒によるグラウンド整備用車両の無断乗車行為が頻回に行われることとなった経緯及び本件事故の発生経緯を時系列に従って記載する。

2 無断乗車行為の状況

(1) グラウンド整備車両の無断乗車行為の常態化

(a) 本項の事実認定の前提

埼玉栄高校の生徒によるグラウンド整備車両の無断乗車行為の詳細については、以下の事情からその詳細を正確に把握することは困難であった。

- (i) 無断乗車行為の有無及び態様について事実を確定するには、乗車した生徒の供述によって認定する必要があるところ、これには以下に述べるような問題があるばかりでなく、これに関連する客観的な証拠又は資料が乏しいこと。
- (ii) 本件事故の重大性から、それに先行する無断乗車行為を行っていた生徒がその規則背反性を重く受け止めて、法的又は教育的な非難を避けるため、虚偽の供述をし、あるいは意図的に証拠を隠蔽するおそれがあることは否定し難く、実際にもそのような事例が複数存在したこと。
- (iii) 基本調査では、学校が警察による事情聴取に同席して把握した事実関係が含まれるものの、当委員会の詳細調査には強制捜査権が存在せず、当委員会による証拠の収集には限界が存すること。
- (iv) 当委員会による調査が可能な時点では、多くの関係者（本件事故時に3年生であった生徒等）は埼玉栄高校の生徒ではなく、任意で調査への協力を得ることが一層困難になっていたこと。

もっとも、基本調査及び詳細調査により収集し得た証拠による概括的な事実認定であっても、それが合理的な推認によるものである限り、当委員会による事実関係の解明の究極的な目的である本件事故と同様の事故に対する再発防止策の策定の前提事実として把握することは必要かつ有益である。

以上から、当委員会は、詳細調査の結果に加え、基本調査報告書の結果をも利用しつつ、その合理性及び確実性に慎重な配慮をしつつ、以下において認定事実及びその評価について言及する。

(b) 概要

埼玉栄高校では、本件事故発生日の約 2 年前から、生徒が、総合グラウンドにあるグラウンド整備用車両に無断で乗車する例が頻発していた。

このような無断乗車行為は、少なくとも基本調査が及んでいる範囲においては¹⁸、以下のとおり生徒内で徐々に広まっていった。

- 無断乗車行為は、まず埼玉栄高校男子野球部員内で始まり、これを契機として特定の中心的人物を媒介として男子野球部員内で無断乗車行為が広がった。
- かかる男子野球部員内での無断乗車行為の広がりを受けて、2023 年度後半以降、「自分達も運転をしてみたい」という好奇心に触発された埼玉栄高校男子サッカー部員内においても、特定の中心的人物を媒介として、無断乗車行為が広まった。
- 2024 年度後半以降には、男子野球部員かつ大志寮入寮者であった中心的人物の主導により、男子野球部員内で広まった無断乗車行為が「大志寮入寮者」というコミュニティにも浸透するようになり、所属部活動を問わない大志寮入寮者が無断乗車行為を繰り返すようになった。

また、このような無断乗車行為の広まり及び伝播の過程で、これを行う目的や態様も、以下のとおり悪質化していったと考えられる。

- 当初（概ね 2022 年度頃）、無断乗車行為の目的は、運転に対する好奇心を伴いつつも、生徒がサッカーをプレーした後のグラウンド整備を効率化させる目的であったる。
- しかしながら、主に 2023 年度に入り、無断乗車行為自体は部活動や総合グラウンドでのサッカーのプレー後になされるものの、その目的はグラウンド整備ではなく、サッカーグラウンド以外の箇所を走行するような、専ら遊興の目的をもってなされる無断乗車行為へとその性格が変容していった。
- そして、2024 年度に入り、大志寮入寮者によって、そもそも専ら遊興の目的をもって無断乗車行為を行うために、わざわざ寮を無断外出して総合グラウンドに赴く態様で無断乗車行為が行われ、また、これにあわせて無断乗車行為の走行態様も危険な運転方法にエスカレートしていった。

本件事故は、このような無断乗車行為の広まり及び伝播を受けて、大志寮入寮者であった本件生徒 α を含む大志寮入寮者が、本件車両を危険な態様で走行させる行為が複数回なされるに至り、その結果として引き起こされた。

¹⁸ 基本調査においては、関係者に対するヒアリング等を通じて 2022 年秋頃以降の無断乗車行為のみが判明しているが、基本調査の及ぶ範囲でも、無断乗車行為を行っていた生徒が、埼玉栄中学校に在籍していた 2020 年 9 月の段階で、運転は行っていないものの軽トラック車両に乗り込んでいたことも判明しており、2022 年秋以前に生徒による無断乗車行為が行われていた可能性は否定できない。特に、基本調査は、本件事故発生時に埼玉栄高校の生徒であった者及びその教職員を中心的な対象として実施されており、自ずから 2022 年 4 月以降の事象がその中心的な対象となることもその背景的な要因となっている可能性がある。もともと、前記第 2 の 1（本報告書 5 頁以下）のとおりに、当委員会の実事関係の調査の究極的な目的は、本件事故と同様の事故の再発防止策の策定であり、その目的との関係では、本件事故と同様の態様で行われている無断乗車行為が、2022 年秋頃以前に正確にどの程度存在するかを究明することが必ずしも必要ではないと考えられるため、基本調査において判明した無断乗車行為よりも以前に無断乗車行為が存在しないか否かについては、当委員会において詳細な事実調査は実施しなかった。

(c) 男子野球部員内での無断乗車行為の開始・伝播

ア 2022 年度内：無断乗車行為の発生及び一次伝播

基本調査の調査対象となった時的範囲の中で、最も早く無断乗車行為が行われたのは、2022 年 11 月頃から 2023 年の 1 月頃の時期と考えられる。そして、以下に示される事実関係から、当該時期においては、埼玉栄高校 3 年生であった生徒 A・生徒 B に触発されて、又は自主的に本件車両の運転を行った生徒 X を中心として、当該時期において埼玉栄高校 1 年生であった生徒 X の周辺の男子野球部員も本件車両の運転を行うようになりはじめたものと考えられる。

当該時期に行われた無断乗車行為は以下のとおりと考えられる。

① 生徒 A・生徒 B による無断乗車行為

- 2022 年 11 月頃から 12 月頃までの間に、生徒 A（事故当時：卒業生 元男子野球部）¹⁹が本件車両を運転し、生徒 B（事故当時：卒業生 元男子野球部）がこれに同乗した。
- その折、生徒 A は、総合グラウンドにおいて友人とサッカーをして遊んだ後に、グラウンド整備を行おうとして、総合グラウンド内にあるグラウンド整備用車両のうちドアが開く車はないか試してみたところ、本件車両のドアが無施錠で開き、かつ、本件車両の鍵が運転席と助手席の間に置かれているのを発見した。そして、これを受け、生徒 A は、男子野球部の同級生だった生徒 B を助手席に乗せ、発見した本件車両の鍵を利用して上記の運転に至った。

② 生徒 X・生徒 Y・生徒 D による無断乗車行為

- 2022 年 11 月頃から 2023 年の 1 月頃までの間の時期に、生徒 X（事故当時：普通科 3 年 男子野球部）が、本件車両を運転し、生徒 Y（事故当時：保健体育科 3 年 男子野球部）及び生徒 D（事故当時：保健体育科 3 年 男子野球部）がこれに同乗した²⁰。
- 生徒 X は、総合グラウンドにおいて同級生とサッカーをプレーした後、サッカーのプレー後にグラウンド整備を目的の一つとして、本件車両のドアを開けてみたところ、ドアが施錠されておらず開くことが判明し、車内を搜索したところ本件車両の鍵を発見した。そして、これを受け、生徒 X は、男子野球部の同級生だった生徒 Y・生徒 D を同乗させ、発見した本件車両の鍵を利用して上記の運転に至ったものと考えられる。なお、生徒 X がグラウンド整備に本件車両を利用しようと思った動機は、本人が供述するように人手によるグラウンド整備の面倒くささや運転に対する好奇心にあった。
- 生徒 X は、運転の方法をスマートフォンにより調べた上で、上記運転を行った。

¹⁹ なお、基本調査報告書によれば、生徒 A は、2022 年 11 月～12 月当時、埼玉栄高校 3 年生であったが、2022 年夏の甲子園大会県予選が終わったあとも、引退した男子野球部の練習に時々参加していたとされる。

²⁰ 基本調査報告書では、2023 年 1 月 27 日午後 4 時 40 分頃に本件車両を撮影した画像が存在し、当該画像が撮影された際に、生徒 X が無断乗車行為を行い、生徒 Y がこれに同乗したものと推定されている。なお、当委員会は、佐藤栄学園及び埼玉栄高校に対して当該画像の提出を求めたが、警察が保有している証拠物件であることを理由にその開示を受けることはできなかった。

- なお、生徒 A・生徒 B（上記運転時、埼玉栄高校 3 年で、男子野球部の引退生）は、生徒 X・生徒 Y・生徒 D（上記運転時、埼玉栄高校 1 年で、男子野球部の部員）の 2 学年上の先輩にあたるため、生徒 A・生徒 B が本件車両を運転していたことを受けて、本件車両が運転可能であると考えに至った可能性も否定できない²¹。

③ 生徒 Y・生徒 D による無断乗車行為

- 上記②の生徒 X による本件車両の運転が行われた後、生徒 Y 及び生徒 D が、同様の経緯で交替しつつ本件車両を運転し、生徒 1 名（詳細不明）がこれに同乗したものと考えられる。
- 生徒 Y は、②に記載の生徒 X の運転する本件車両に同乗したことを受け、本件車両が生徒によっても運転することが可能であることを認識し、以降、自らも本件車両を運転した。
- なお、生徒 Y は、運転の方法をスマートフォンにより調べた上で、本件車両を運転した。

④ 生徒 C・生徒 X による無断乗車行為

- 2022 年 12 月頃から 2023 年の 1 月頃までの間の時期に、生徒 C（事故当時：保健体育科 3 年 男子野球部）は、本件車両を運転し、生徒 X がこれに同乗した。
- この際、生徒 C は、本件車両に付属していたサッカー部のグラウンド整備用レーキを、フェンスに衝突させて部分的に破壊した。
- 上記無断乗車行為について、その動機はグラウンド整備を行おうとしたことと考えられるが、詳細な運転経緯を明らかにすることはできなかった。

また、2022 年 11 月頃から 2023 年の 1 月頃までにおいては、いずれも男子野球部員が、概ね、部活動練習後に遊びとしてサッカーをプレーした後に、グラウンド整備の手間や運転に対する好奇心等を動機として、本件車両に対する無断乗車行為を行うことが散発するよう至ったものと考えられる。

イ 2023 年度内：二次伝播

以下に示される事実関係から、前記(c)のとおり男子野球部員により行われた無断乗車行為は、2023 年 4 月以降（すなわち、前記(c)において本件車両に乗車していた埼玉栄高校 1 年生が、同校の 2 年生となって以降）、生徒 X に触発されて無断乗車行為を行うようになった男子野球部員の生徒 Y を中心として、更に男子野球部員内で広まっていたものと考えられる。

当該時期に行われた無断乗車行為は以下のとおりと考えられる。

²¹ この点、基本調査報告書によれば、生徒 X は、生徒 A・生徒 B が本件車両を運転していたことを受けて、本件車両が運転可能であると考えに至ったのか、その他の理由により運転可能と考えるに至ったのかについては、覚えていないと供述している。

① 2023 年度第一学期～夏休み期間中の無断乗車行為

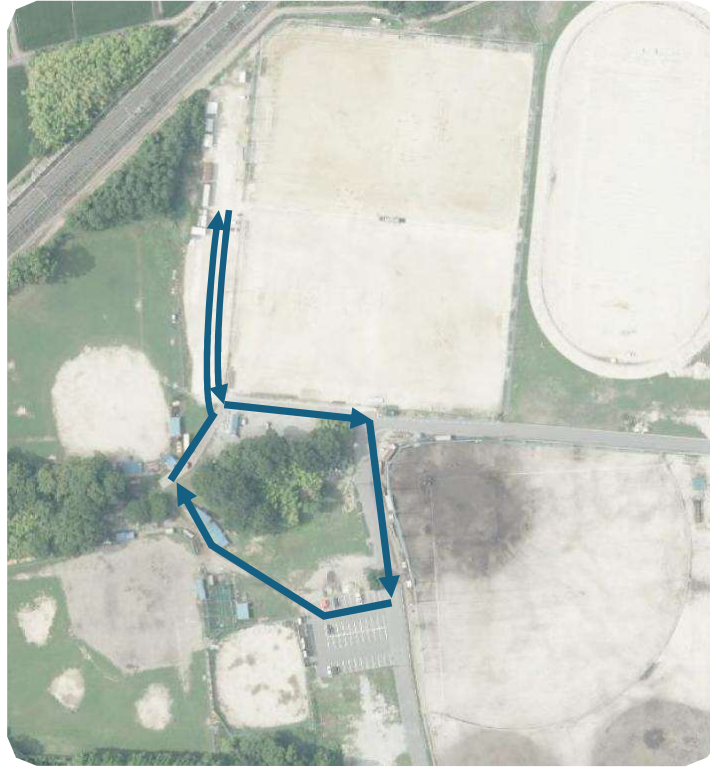
- 2023 年 5 月頃から 2023 年 8 月頃までの間の時期において、生徒 Y が中心となり、主に生徒 E（事故当時：保健体育科 3 年 男子野球部）・本件生徒 γ（事故当時：保健体育科 2 年 男子野球部）を伴って、複数回、本件車両を運転していた。
- 具体的には、2023 年 5 月頃、生徒 Y が、生徒 E を誘って本件車両を運転した。
- また、2023 年 7 月 9 日の午後 7 時頃、生徒 Y が、本件生徒 γ を誘って本件車両を運転した²²。その後、2023 年 7 月頃～8 月頃にも、生徒 Y が、本件生徒 γ を誘って本件車両を運転し、本件生徒 γ もこれを運転した。
- さらに、2023 年 8 月 12 日の午後 7 時頃、生徒 Y、生徒 E 及び本件生徒 γ の 3 名が本件車両に乗車したものと考えられる²³。この点に関し、生徒 Y 及び本件生徒 γ のほかは本件車両の運転者を特定することはできなかった。
- そして、2023 年 8 月 28 日の午後 5 時頃、生徒 Y は、生徒 E、本件生徒 γ 及び生徒 F（事故当時：保健体育科 3 年 男子野球部）を同乗させ、生徒 G（事故当時：普通科 3 年 男子野球部）を車上に乗せ、本件車両を運転した²⁴。当該運転は、従来どおり、男子野球部の活動後にサッカーをプレーした後になされたものであるが、運転することとなった理由は「その場の流れ」であり、その際の運転ルートは下図のとおり（運転経路の概略を総合グラウンドの写真に落とし込んだイメージ図。以下、本項の図につき同じ。）であって、何らグラウンド整備を目的としていなかった。
- なお、2023 年 8 月 28 日の無断乗車行為の際、以下の事情が生じていた可能性を否定できない。
 - ・ 無断乗車行為により本件車両の助手席側サイドミラーが破損して車体から取り外れてしまい、電線でぶら下がる状態に至ったこと。
 - ・ 上記損壊をサッカー部員の練習との過程でサッカーボールがサイドミラーにあたったことによって生じたものと偽装するため、生徒 Y、生徒 E、本件生徒 γ、生徒 F 又は生徒 G の全部又は一部が、本件車両を停車位置に戻した後、助手席側サイドミラー下にサッカーボールを意図的に設置したこと。

²² 基本調査報告書では、2023 年 7 月 9 日午後 7 時 20 分頃に、生徒 Y が本件車両の無断乗車行為を行い、本件生徒 γ がこれに同乗する様子が記録された動画が存在するものとされる。なお、当委員会は、佐藤栄学園及び埼玉栄高校に対して当該動画の提出を求めたが、警察が保有している証拠物件であることを理由にその開示を受けることはできなかった。

²³ 基本調査報告書では、2023 年 8 月 12 日午後 7 時 10 分頃に、生徒 Y 又は本件生徒 γ が本件車両の無断乗車行為を行い、生徒 Y 又は本件生徒 γ と生徒 E がこれに同乗する様子が記録された動画が存在するものとされる。なお、当委員会は、佐藤栄学園及び埼玉栄高校に対して当該動画の提出を求めたが、警察が保有している証拠物件であることを理由にその開示を受けることはできなかった。

²⁴ 基本調査報告書では、2023 年 8 月 28 日に、生徒 Y が映り込んでいると思われる本件車両に関する動画が存在するものとされる。なお、当委員会は、佐藤栄学園及び埼玉栄高校に対して当該動画の提出を求めたが、警察が保有している証拠物件であることを理由にその開示を受けることはできなかった。

<2023 年 8 月 28 日の運転ルート²⁵>



② 2023 年度第二学期～年度末の無断乗車行為

- 2023 年の冬頃、生徒 Y が、生徒 R（事故当時：保健体育科 3 年 男子野球部）及び生徒 S（事故当時：保健体育科 3 年 男子野球部）とともに、無断乗車行為を行った可能性がある。もっとも、この際の運転者は特定できない。
- また、同時期、生徒 R が本件車両を運転し、生徒 S がこれに同乗した。そして、2023 年度に入り、2023 年 8 月 28 日の本件車両の運転ルートが示しているように、グラウンド整備を目的として本件車両を運転するのではなく、専ら遊興の目的により本件車両に無断乗車するように行為態様が変化した。

ウ 2024 年度第一学期～夏休み期間中：三次伝播

以下に示される事実関係から、前記イで記載されたように生徒 Y を中心として 2023 年度に男子野球部員内で無断乗車行為が広まったことを受け、2024 年度前半には、その影響を受けた本件生徒 Y が中心的人物となって、男子野球部員内で無断乗車行為が更に浸透していったものと考えられる。

2024 年度前半に行われた可能性がある無断乗車行為は以下のとおりと考えられる。

① 本件生徒 Y・生徒 R から生徒 U・生徒 T への伝播

- 2024 年の 4 月又は 5 月に、本件生徒 Y が生徒 R（事故当時：保健体育科 3 年 男子野球部 大志寮入寮者）・生徒 U（事故当時：保健体育科 2 年 男子野球部

²⁵ 国土地理院：地理院地図 Vector（ベクトルタイル）をもとに当委員会にて作成。

大志寮入寮者)・生徒 T (事故当時：保健体育科 2 年 男子野球部) に対して本件車両の運転を誘い、4 人全員が本件車両を運転した。

- この際の運転ルートは下記の図のとおりであって、上記無断乗車行為は、何らグラウンド整備を目的としていなかった。

<2024 年 4 月又は 5 月の運転ルート²⁶>



- また、上記運転の後、生徒 R が野球部の所有するバギー（トラクター）を運転したものと考えられる。

② 生徒 Y・生徒 E・本件生徒 γ による頻回の無断乗車行為

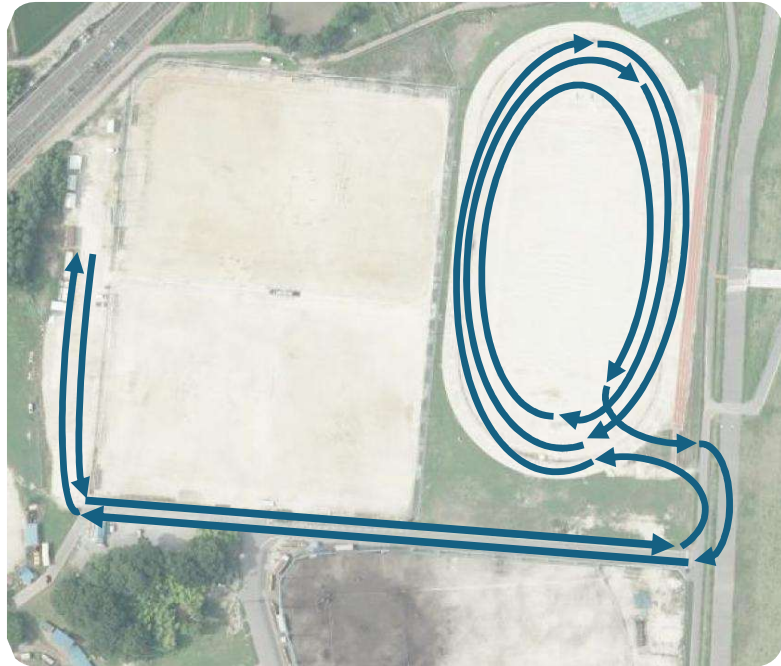
- 2024 年の 4 月又は 5 月に、生徒 Y が本件生徒 γ に対して本件車両の運転を誘い、いずれも本件車両を運転して無断乗車行為を行った。なお、この際に、生徒 E が同行しており、生徒 E も本件車両を運転し、又は本件車両に同乗して無断乗車行為を行ったことが窺われる。

③ 本件生徒 γ から本件生徒 δ への伝播

- 2024 年 6 月、本件生徒 γ は、本件生徒 δ (事故当時：保健体育科 1 年 男子野球部 大志寮入寮者) を誘い、両者は大志寮から総合グラウンドに移動して、本件車両を交替で運転して無断乗車行為を行った。
- この際の運転ルートは下記の図のとおりであって、上記無断乗車行為は、何らグラウンド整備を目的としていなかった。
- なお、本件生徒 γ ・本件生徒 δ 以外の第三者の供述によれば、2024 年春から夏頃、本件生徒 γ ・本件生徒 δ の両者で無断乗車行為を行い、大志寮を無断外出することが 2～3 回存在したとされており、上記のほかにも当該期間に両者による無断乗車行為が複数回行われた可能性は否定できない。

²⁶ 国土地理院：地理院地図 Vector (ベクトルタイル) をもとに当委員会にて作成。

<2024 年 6 月の運転ルート²⁷>



そして、2024 年度に入り、2023 年度と同様、無断乗車行為は専ら遊興目的で行われているものと考えられ、さらに遅くとも 2024 年 6 月頃には、男子野球部の練習や総合グラウンドでのサッカーのプレー後の流れで無断乗車行為がなされるのではなく、最初から無断乗車行為を目的として大志寮から総合グラウンドに向かう例が生じており、より遊興目的の色合いの濃い行為態様へと変容していったものと考えられる。

(d) 男子サッカー部への無断乗車行為の伝播・広がり

以下に示される事実関係から、前記(c)ウのとおり、2023 年度後半や 2024 年度前半においては男子野球部内で生徒 Y・本件生徒 y を中心とした無断乗車行為の広がりがみられたのに対して、これに触発されて、男子サッカー部内においても、2023 年 9 月以降、生徒 Z（事故当時：保健体育科 3 年 男子サッカー部）を中心として部内で無断乗車行為が伝播し、広まったものと考えられる。

男子サッカー部員により行われた可能性がある無断乗車行為は以下のとおりと考えられる。

① 生徒 Z・生徒 H・生徒 I による無断乗車行為の開始

- 2023 年 9 月 2 日、埼玉栄高校サッカー部が外部試合を終えた後、生徒 Z・生徒 H（事故当時：普通科 3 年 男子サッカー部）・生徒 I（事故当時：普通科 3 年 男子サッカー部）は、相互に連絡を取り合い、同日の 19 時頃に総合グラウンドに集合して自主練習を開始した。
- 生徒 Z・生徒 H・生徒 I は、自主練習の終了後、男子野球部員による無断乗車行為が話題に上がり、自分たちも運転してみたいとの思いから、本件車両のドアを開け車内を探索し、本件車両内に本件車両の鍵があることを発見するに至った。

²⁷ 国土地理院：地理院地図 Vector（ベクトルタイル）をもとに当委員会にて作成。

- 生徒 Z・生徒 H は、インターネットサイトで車の運転方法を検索・確認した上で、総合グラウンドのサッカー場西側区画において、発見した鍵を利用して本件車両を運転し、また、生徒 I はこれに同乗した。
- 生徒 Z・生徒 H・生徒 I は、本件車両に係る上記無断乗車行為の後、本件車両をもともと停車されていた場所に戻し、そのタイヤ痕等をグラウンド整備用レーキで消した上で、それぞれ帰宅した。

<2023 年 9 月 2 日の運転ルート²⁸>



② 生徒 Z・生徒 H 他 9 名による無断乗車行為

- 2023 年 10 月 21 日、生徒 Z・生徒 H・生徒 I 及び以下の各男子サッカー部員（合計 11 名）²⁹は、埼玉栄高校男子サッカー部が外部試合を終えた後、同日の午後 9 時頃に、総合グラウンドに赴き、自主練習を行った。
 - ・ 生徒 J（事故当時：保健体育科 3 年 男子サッカー部）
 - ・ 生徒 K（事故当時：保健体育科 3 年 男子サッカー部）
 - ・ 生徒 O（事故当時：保健体育科 3 年 男子サッカー部）
 - ・ 生徒 N（事故当時：保健体育科 3 年 男子サッカー部）
 - ・ 生徒 P（事故当時：保健体育科 3 年 男子サッカー部）
 - ・ 生徒 M（事故当時：保健体育科 3 年 男子サッカー部）
 - ・ 生徒 Q（事故当時：普通科 3 年 男子サッカー部）
 - ・ 生徒 L（事故当時：保健体育科 3 年 男子サッカー部）
- かかる自主練習の終了後、現場にいた男子サッカー部員は、男子野球部員による無断乗車行為と同様に自分たちも本件車両を運転してみたいとの思いから、本件

²⁸ 国土地理院：地理院地図 Vector（ベクトルタイル）をもとに当委員会にて作成。なお、空中写真撮影時には存在しないものの、上記無断乗車行為時点及び本報告書作成日時点では、サッカー場西側には芝が整備された区画が存在する。また、上記記載のとおり周回するような走行ルートを記載しているが、これは便宜上の表現であって、本報告書の他の箇所 で用いられる走行ルートとは異なり、上記無断乗車行為において周回走行が行われたことを示すものではない。

²⁹ かかる男子サッカー部員の中の一部の者の供述によれば、その場に同じく男子サッカー部員の（氏名略）（事故当時：保健体育科 3 年 男子サッカー部）も居合わせたとされる。但し、現場に居合わせたと認められるかかる 11 名の半数以上が、当該部員が現場に居合わせたとの供述を行っていないこと等を考えると、当該部員が現場に居合わせて他の部員と同様に無断乗車行為に及んだ可能性は完全には否定できないものの、その蓋然性は必ずしも高くはないものと判断される。

車両のドアを開け車内を捜索し、本件車両内に本件車両の鍵があることを発見するに至った。

- 生徒 Z は、2023 年 9 月 2 日と同様に、発見した鍵を利用して本件車両を運転した。現場に居合わせた他のサッカー部員は、いずれも交替で本件車両に同乗し、全員が無断乗車行為を行ったものであり、その無断乗車行為は約 30 分間に及んだことが窺われる³⁰。なお、当該無断乗車行為が行われた場所は、前記①の 2023 年 9 月 2 日の走行場所と同様である。
- これらの男子サッカー部員は、本件車両に係る上記無断乗車行為の後、そのタイヤ痕等をグラウンド整備用レーキで消した上で、それぞれ帰宅した。

③ 生徒 Z・生徒 H による無断乗車行為の常習（軽トラック）

- 2024 年 5 月頃、生徒 Z は、軽トラックを運転し、また、生徒 H・生徒 J・生徒 K・生徒 O は、これに同乗してそれぞれ無断乗車行為を行ったものと考えられる³¹。
- 当該無断乗車行為の経緯・動機については明らかにすることはできなかった。

④ 生徒 Z・生徒 H による無断乗車行為の反復（本件車両）

- 2024 年 6 月 8 日、埼玉栄高校サッカー部が外部試合を終えた後、生徒 Z・生徒 H が本件車両を運転し、生徒 J・生徒 O・生徒 K がこれに同乗して、それぞれ無断乗車行為を行ったものと考えられる³²。
- 当該無断乗車行為の経緯・動機については明らかにすることはできなかった。

(e) 大志寮入寮者への無断乗車行為の伝播及び広がり

2024 年度前半（夏休みの期間中以前）までは、各無断乗車行為は男子野球部員内又は男子サッカー部員内で完結した行為であった。しかしながら、以下に示される事実関係から、2024 年度前半に男子野球部員内で無断乗車行為を主導した本件生徒 γ（大志寮入寮者）が、2024 年 6 月頃に同じ男子野球部員の本件生徒 δ（大志寮入寮者）に無断乗車行為を伝播させたことを契機として、無断乗車行為は、更に「大志寮入寮者」というコミュニティ内でも広まることとなり、結果として本件生徒 α を含む本件生徒による無断乗車行為が発生するまでに至ったと考えられる。

大志寮入寮者により行われた可能性がある無断乗車行為は以下のとおりと考えられる。

① 本件生徒 γ から本件生徒 δ への伝播

- 前記(c)ウ③（本報告書 22 頁）のとおりである。
- なお、2024 年 6 月以降、本件生徒 γ は、複数の男子野球部員で大志寮入寮者の生徒に対して、寮の無断外出・本件車両の無断乗車行為の誘いを行っていたが、断られるなどしてその一部は実現に至らなかった。

³⁰ 基本調査報告書によれば、この際、生徒 O が、無断乗車行為の様子を動画で撮影したものとされる。なお、当委員会は、佐藤栄学園及び埼玉栄高校に対して当該動画の提出を求めたが、警察が保有している証拠物件であることを理由にその開示を受けることはできなかった。

³¹ なお、関係者の供述を総合すると、これにあわせて生徒 N も同乗していた可能性は否定できない。

³² なお、関係者の供述を総合すると、これにあわせて生徒 I・生徒 M・生徒 N も同乗していた可能性は否定できない。

② 本件生徒 γ から生徒 V への伝播

- 2024 年 10 月上旬の日の 23 時頃、本件生徒 γ が、同じく大志寮入寮者の生徒 V （事故当時：保健体育科 2 年 男子空手道部）に対して、寮の無断外出・本件車両の無断乗車行為の誘いを行い、2 人で無断外出をした上で総合グラウンドにおいて本件車両を交替で運転し、無断乗車行為を行った。
- この際の走行場所は、総合グラウンドの陸上トラックであり、概ね①の 2024 年 6 月頃の本件生徒 γ ・本件生徒 δ による無断乗車行為と同様である。当該走行ルートを示した図は前記(c)ウ③（本報告書 22 頁）を参照されたい。
- なお、この無断乗車行為が、基本調査報告書で判明した範囲において、初めて所属する部活動が異なる者同士によって行われたものであって、これ以降、所属部活動の異なる大志寮入寮者同士で無断乗車行為が散見されるようになる。

③ 本件生徒 γ ・生徒 V から本件生徒 α ・本件生徒 β への伝播

- 2024 年 10 月下旬、本件生徒 γ 又は生徒 V が、同じく大志寮入寮者の本件生徒 α 及び本件生徒 β （事故当時：保健体育科 2 年 男子空手道部）に対して、寮の無断外出・本件車両の無断乗車行為の誘いを行い、4 人で無断外出をした上で総合グラウンドにおいて本件車両を全員が交替で運転し、無断乗車行為を行った³³。
- この際の走行場所は、総合グラウンドの陸上トラックであり、概ね①の 2024 年 6 月頃の本件生徒 γ ・本件生徒 δ による無断乗車行為と同様であり、以下の図のとおりであったものと考えられる。なお、乗車した生徒の供述を総合すると、上記無断乗車行為では、各人がそれぞれ陸上トラックを 2～3 周運転していた可能性がある。
- 本件生徒 γ ・生徒 V ・本件生徒 α ・本件生徒 β は、上記無断乗車行為において蛇行運転等の危険な運転態様により走行したため、本件車両を横転させるに至った可能性がある³⁴。これにより、本件車両のエンジンが始動しない事態になったため、当該生徒 4 名は本件車両を陸上トラックからもともと停車されていた位置まで手押しで動かし、元の状態に戻した。なお、当該横転事故により、本件車両の天井にへこみが生じ、運転席側サイドミラーが破損した一方で、乗車していた生徒らに重大な怪我はなかった。

³³ なお、関係生徒の中には、本件生徒 γ ・本件生徒 α ・本件生徒 β の 3 人が本件車両に乗車している動画を、2024 年 9 月の段階で本件生徒 γ から見せられたことがある旨の供述をする者もあり、これ以前にも本件生徒 γ ・本件生徒 α ・本件生徒 β が無断乗車行為を行っている可能性は否定できない。

³⁴ 基本調査報告書によれば、当該無断乗車行為の一部の様子を収録した動画の存在が窺われる。なお、当委員会は、佐藤栄学園及び埼玉栄高校に対して当該動画の提出を求めたが、警察が保有している証拠物件であることを理由にその開示を受けることはできなかった。

<2024 年 10 月下旬の運転ルート³⁵>



④ 本件事故の発生

- 上記③の無断乗車行為の約 1 か月後、本件生徒 γ ・本件生徒 α ・本件生徒 δ ・本件生徒 β は、再度本件車両の無断乗車行為を行い、本件事故が発生した。詳細は後記 3（本報告書 30 頁）を参照されたい。

そして、2024 年 6 月の本件生徒 γ ・本件生徒 δ の無断乗車行為以来、大志寮入寮者による無断乗車行為では、そもそも総合グラウンドに赴く目的が専ら無断乗車行為にあり、かつ、その運転態様も本件車両をわざわざ陸上トラックまで移動させて周回させる形態に変容しており、より遊興目的の色合いが濃くなったものと考えられる。また、この変化にあわせて、本件事故を含めて複数回本件車両が横転するような危険な運転が行われた可能性がある。

³⁵ 国土地理院：地理院地図 Vector（ベクトルタイル）をもとに当委員会にて作成。

(f) 小括

以上の無断乗車行為を時系列的に整理すると、以下のとおりとなる。

時期	運転者	同乗者 ³⁶
2022 年 11 月～12 月	生徒 A	生徒 B
2022 年 11 月～翌年 1 月	生徒 X	生徒 Y・生徒 D
2022 年 11 月～翌年 1 月	生徒 Y・生徒 D	生徒 1 名
2022 年 12 月～翌年 1 月	生徒 C	生徒 X
2023 年 5 月	生徒 Y	生徒 E
2023 年 7 月 9 日	生徒 Y	本件生徒 γ
2023 年 7 月～8 月	生徒 Y・本件生徒 γ	—
2023 年 8 月 12 日	生徒 Y・本件生徒 γ	生徒 E
2023 年 8 月 28 日	生徒 Y	本件生徒 γ ・生徒 E・生徒 F・生徒 G
2023 年 9 月 2 日	生徒 Z・生徒 H	生徒 I
2023 年 10 月 21 日	生徒 Z	生徒 H・生徒 I・生徒 J・生徒 K・生徒 O・生徒 N・生徒 P・生徒 M・生徒 Q・生徒 L
2023 年冬	生徒 Y・生徒 R	生徒 S
2023 年冬	生徒 R	生徒 S
2024 年 4 月～5 月	本件生徒 γ ・生徒 R・生徒 T・生徒 U	—
2024 年 4 月～5 月	生徒 R	—
2024 年 4 月～5 月	生徒 Y・本件生徒 γ	生徒 E
2024 年 5 月	生徒 Z	生徒 H・生徒 J・生徒 K・生徒 O・生徒 N
2024 年 6 月 8 日	生徒 Z・生徒 H	生徒 J・生徒 O・生徒 K・生徒 I・生徒 M・生徒 N
2024 年 6 月	本件生徒 γ ・本件生徒 δ	—
2024 年 10 月上旬	本件生徒 γ ・生徒 V	—
2024 年 10 月下旬	本件生徒 γ ・生徒 V・本件生徒 α ・本件生徒 β	—

³⁶ なお、それぞれの無断乗車行為において、記載されている同乗者以外の同乗者がいた可能性については、本報告書におけるそれぞれの個別項目の記載を参照されたい。

また、以上の無断乗車行為の伝播状況及び行為態様の概要を、半期ごとにまとめたものが以下である。

時期	無断乗車行為の伝播状況	無断乗車行為の態様
2022 年度 後半	- 男子野球部内で無断乗車行為が発生 - 生徒 X を中心として男子野球部内に広がり、次年度の中心的人物となる生徒 Y にも無断乗車行為が伝播	総合グラウンドでサッカーをプレーした後に、グラウンド整備目的と好奇心から運転が行われた
2023 年度 前半	生徒 Y を中心として、無断乗車行為が男子野球部内で更に浸透し、次年度の中心的人物となる本件生徒 Y にも無断乗車行為が伝播	引き続き、部活動やサッカープレー後（総合グラウンド使用後）に無断乗車行為がなされていた
2023 年度 後半	- 引き続き生徒 Y を中心として、無断乗車行為が男子野球部内で更に浸透 - 男子野球部員内の広がりの影響で、男子サッカー部にも無断乗車行為が伝播 - 生徒 Z を中心として男子サッカー部内でも無断乗車行為が広まる	他方で、走行ルートが徐々にグラウンド外の周辺領域になり、専ら遊興目的で運転がなされるようになる
2024 年度 前半	- 本件生徒 Y を中心として、無断乗車行為が男子野球部内で更に浸潤。夏休み前には男子野球部員＝大志寮入寮者を媒介して大志寮にも無断乗車行為が伝播 - 生徒 Z を中心として男子サッカー部内でも無断乗車行為が反復して行われる	- 基本的には 2023 年度のとおり - 但し、終盤には、徐々に、そもそも無断乗車行為を行い深夜に総合グラウンドに向かい、陸上トラックに侵入し周回する態様が見られるようになる
2024 年度 後半	本件生徒 Y を中心として、大志寮入寮者内で無断乗車行為が更に広まる	- 無断乗車行為を目的に深夜に総合グラウンドに向かうことが常態化 - 陸上トラックに侵入し周回し、車を横転させる等の危険運転が行われる

(2) 無断乗車行為に対する教職員の認識

本件事故以前に約 2 年間にわたって常態化していた無断乗車行為について、本件車両を管理すべき立場にあったサッカー部の指導者、大志寮舎監その他の埼玉栄高校教職員は、本件事故が発生するまでその事実を把握していなかったと述べている。

基本調査では、埼玉栄高校教職員に対してアンケート調査が実施されているが、本件事故以前の生徒による無断乗車行為について「知っている」旨の回答を行った者は 1 人も存在しなかった。また、関係者の供述を総合すると、教員等が運転するグラウンド整備用車両に生徒らが同乗したことはなく、また、練習前後等にグラウンド整備用車両に生徒らが乗り込んでいるところや乗り込もうとしているところを認知したこともないと考えられる。

3 本件事故の発生

(1) 大志寮からの無断外出

本件生徒 α 以外の本件生徒の供述を総合すると、本件事故当日、本件生徒4名が大志寮から外出した際の具体的状況は、以下のとおりである。

2024年11月16日（土）、本件生徒 γ が、同じ大志寮入寮者である本件生徒 α に対して、寮の無断外出・本件車両の無断乗車行為を誘い、本件生徒 α はこの誘いに応じた。また、同日、同じく大志寮入寮者である本件生徒 β や本件生徒 δ も、本件生徒 γ 又は本件生徒 α から同様の誘いを受け、この誘いに応じた。なお、前記2(1)(e)（本報告書25頁）のとおり、本件生徒4名は、いずれもこの時点で過去に無断乗車行為を行ったことがある。

無断乗車行為の実施を約した本件生徒4名は、大志寮の夜間点呼の際には在寮して点呼を受けた後、同日午後11時頃に大志寮玄関に集合し、自転車で総合グラウンドまで赴いた。

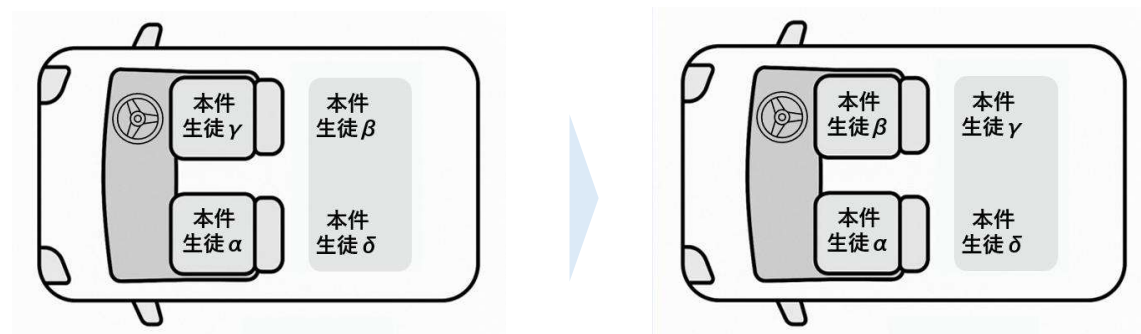
なお、本件事故当日、大志寮舎監は、午後9時05分に寮生の点呼を行い、その後は舎監室にいたものの、午後11時頃の本件生徒4名の無断外出には気づかなかった。

(2) 総合グラウンドでの無断乗車行為（本件事故の発生）

本件生徒4名は、総合グラウンドに到着した後、本件車両に乗車し、車内にあった鍵を利用して、本件車両の運転を開始した。

この際の当初の車内の着席配置は、以下の文中図の左側のとおりであったと考えられる。当初本件車両を運転していた本件生徒 γ は、前記2(1)(c)ウ③（本報告書22頁）に記載の運転ルートのとおり、総合グラウンドサッカーグラウンド脇の本件車両を道順に陸上トラックまで移動させた後、陸上トラックを数周ほど周回走行した。

その後、本件生徒 γ 及び本件生徒 β が本件車両の運転手を交替し、以下の文中図の右側に記載の着席配置となったものと考えられる。



本件生徒 δ の供述によれば、この際、①本件生徒 β は本件車両の運転を開始してから陸上トラックを1周ほど走行した後、蛇行運転³⁷を開始し、蛇行運転を行いながら本件車両を法面に衝突させており、また、②本件生徒 α は、走行中に声を発しながら本件車両の助手席の窓から顔を出していたと説明されている。これに加えて、基本調査の結果を総合して考察す

³⁷ 本件生徒 δ の供述によれば、その速度は時速30～40kmだった可能性があり、当該運転が行われた際には怖くて顔を上げられない状態だったと説明されている。

れば、本件生徒 β は、本件車両の運転開始後、陸上トラックを 1~2 周ほど走行したところで本件車両を法面に衝突させ、これを助手席側の側面が下になるように横転させた³⁸。

(3) 事故後対応と本件生徒 α の死亡

事故後、本件生徒 α 以外の本件生徒 3 名は、窓から脱出することで本件車両の外に出ることに成功したが、本件生徒 α は自力で本件車両の外に出ることができなかった。そこで、本件生徒 γ 及び本件生徒 δ が横転した本件車両を引き上げ、その間に本件生徒 β が本件生徒 α の体を本件車両から引きずり出した。

その後、本件生徒 γ は、本件生徒 δ に対して帰寮するよう指示したことから、本件生徒 δ が一人で帰寮した。また、本件生徒 γ 及び本件生徒 β にて交替で本件生徒 α の心肺蘇生を試みた³⁹。しかしながら、当該心肺蘇生の試みのみでは本件生徒 α に十分な回復が認められなかったため、本件生徒 β がその後救急要請を行うに至った。

その後、本件生徒 α は、救急要請によりさいたま市内の病院に救急搬送されたものの、事故から 2~3 時間ほど経過した 2024 年 11 月 17 日（日）の午前 2 時頃に搬送先の病院で死亡した。

³⁸ 事故発生時刻は正確には判明しなかったが、基本調査報告書によれば、2024 年 11 月 16 日 23 時 30 分頃から 23 時 50 分頃までの間ではないかとされている。

³⁹ 基本調査報告書によれば、本件生徒 β は、本件生徒 α の容態から即座に救急要請を行うことを提案したが、本件生徒 γ がこれを断ったとされている。また、本件生徒 γ 及び本件生徒 β による心肺蘇生の試みが続けられた時間は正確には不明であるが、当事者の供述を総合すれば、約 5~10 分間に及ぶものと推測される。

第5 事実関係 III：事故車両・事故現場の管理

1 本項目の位置付け

本件車両は、本件事故当時、施錠ドアが施錠されておらず、かつ、その鍵が車内に保管されていた。また、本件車両は総合グラウンドに常時駐車されており、総合グラウンドは埼玉栄高校の校舎から直線距離で約 2.2 キロメートル離れた場所に存在していた。

そこで、本章（第 5）では、本件車両及び総合グラウンドの管理状況並びにその背景となった佐藤栄学園・埼玉栄高校における財産の管理体制について記載する。

2 本件車両の管理状況

(1) グラウンド整備用車両の取得・利用

(a) 男子サッカー部におけるグラウンド整備用車両

ア グラウンド整備用車両の取得目的・取得経緯

埼玉栄高校男子サッカー部では、従来、レーキ⁴⁰を利用した総合グラウンド内のサッカーグラウンドの整備のために、グラウンド整備用の自動車を購入し、これを利用していた。すなわち、埼玉栄高校男子サッカー部の顧問・外部コーチは、練習前後にグラウンド整備用車両にレーキを付属させ、これをグラウンド内において走行することによって、グラウンド整備の効率化を図っていた。その背景には、生徒が手動でレーキを用いてグラウンド整備を行うのみでは十分な効果をあげることが困難であり、他方で練習前後に顧問や外部コーチが手動でレーキを用いてグラウンド整備を行うことには多大な負担が生じるという事情が存在した。

このような男子サッカー部におけるグラウンド整備用車両の利用は、その正確な利用開始時期を明らかにすることはできなかった。

イ 本件車両の購入・利用

本件事故の時点で埼玉栄高校男子サッカー部監督であった E 教諭は、2022 年 4 月に埼玉栄中学校サッカー部監督から埼玉栄高校男子サッカー部監督に就任することになった。E 教諭が埼玉栄高校サッカー部監督に就任した 2022 年 4 月の段階では、埼玉栄高校男子サッカー部がグラウンド整備用に利用していた自動車は 2 台存在したものの、その時点で当該車両はいずれも不具合が散見される状態にあった。そこで、E 教諭は、自身の知り合いで埼玉栄高校の卒業生でもある自動車整備士に自動車の買い換えを依頼し、既存車両 2 台に替えて中古のグラウンド整備用車両 2 台を購入することとした。

本件車両は、上記の経緯で購入されたグラウンド整備用の軽自動車（三菱自動車工業・eK ワゴン。型番：LA-H81W・年式：2001 年 10 月。）である。以上の経緯から、

⁴⁰ 主として T 字型の土地の整地等に用いられる熊手のことである。土のグラウンドでは天候やスパイク使用等によりグラウンド表面に凹凸が生じるため、スポーツのプレーに支障が出ないよう、その使用前後にレーキ等によりグラウンド整備を行い、グラウンド表面の土を掘り起こして平らにすることが一般的である。なお、男子サッカー部で使用されていたグラウンド整備用レーキの外観は別紙 9 の 1（本報告書 109 頁）を参照されたい。

E 教諭は、埼玉栄高校男子サッカー部で使用する財産として、2022 年 8 月、外部業者より本件車両（中古車）を税込 66,000 円で購入し、2022 年 8 月 26 日より、総合グラウンドのグラウンド整備車両としてこれを使用した。なお、本件車両は、男子サッカー部の生徒徴収部費をもって購入されており、また、埼玉栄高校サッカー部が購入した時点で既に登録が抹消されており、いわゆる廃車手続を終えていたため、ナンバープレート等は付されていなかった。

(b) その他の部活動におけるグラウンド整備用車両の管理・運用

埼玉栄高校では、男子サッカー部以外の各部活動においても、自動車等がグラウンド整備用に購入・利用されていたと認められる。本件事故当時、男子サッカー部が購入・利用していたグラウンド整備用車両を含めて、総合グラウンドにおける部活動に関連してグラウンド整備用に利用されていた自動車等は以下の 8 台であった。

No.	所属	車両区分	価額	購入経緯
1.	男子硬式野球部	軽トラック	不明	部活動顧問が購入。購入時期・金額は不明
2.		整備用バギー	不明	
3.	アメリカンフットボール部	軽自動車	無償	部活動顧問が自動車業者から無償で譲受け
4.	男子サッカー部	軽自動車（本件車両）	66,000 円	部活動顧問が自動車業者から購入
5.		軽トラック	無償	中学サッカー部卒業記念品として寄贈
6.	女子サッカー部	軽トラック	無償	部活動顧問が自動車業者から無償で譲受け
7.	女子ソフトボール部	軽トラック	無償	卒業生・父母会から 2023 年 12 月に寄贈
8.		コートローラー		

このような各部活動におけるグラウンド整備用車両の利用は、その正確な利用開始時期を認定するには至らなかった。また、男子サッカー部のグラウンド整備用車両と同様に、他の部活動が利用していたグラウンド整備用車両も全て無償で取得されたものか、又は部費により購入されたものであった。

(2) グラウンド整備用車両の管理実態

(a) 組織的把握の欠落

ア 部活動取得財産の取得報告制度の概要

後記 4(4)(c)（本報告書 46 頁）で詳述するように、埼玉栄高校では、部活動取得財産については、1 個又は 1 組の取得金額が 10 万円以上でなければ佐藤栄学園に対する購入に関する報告等は必要とされていなかった。

他方で、埼玉栄高校では、部活動取得財産の取得について学校に報告がなされ得る機会として、以下の 2 つの制度的な仕組みが存在する。

- (i) 各部活動の顧問は、生徒徴収部費の利用状況について、学期ごとにスポーツ文化振興チームに対して生徒徴収金収支決算報告書を提出する必要がある（部活動指導規程第5条第(1)項。別紙5（本報告書101頁）参照。）。
- (ii) 各部活動の顧問は、年度内に購入した部活動取得財産の一部について備品調査票の提出が求められている（部活動指導規程第9条。別紙5（本報告書101頁）参照。）。

イ 収支決算報告書の提出

本件車両が購入された2022年度の生徒徴収金収支決算報告書には、2023年3月23日の取引として「グラウンド整備車引取・解体・車両代」として「154,000円」⁴¹が計上されており、これが生徒会チーム及びスポーツ文化振興チームに提出されている。

もっとも、スポーツ文化振興チームに提出された各部の生徒徴収金収支決算報告については、その収支の整合性については確認がなされるものの、購入物等の現況等を詳細に確認する手続ではなかった。そのため、決算報告の確認を通じて本件車両を含む各部活動が使用していたグラウンド整備用車両の取得実態をスポーツ文化振興チームにおいて確認するには至らなかった。

なお、以上の事情は他の部活動の使用するグラウンド整備用車両についても同様であると考えられる。

ウ 備品調査票の提出

後記4(6)(b)ウ（本報告書51頁）で詳述するように、埼玉栄高校では、部活動取得財産の一部について備品調査票を提出するとのルールは、少なくとも本件車両その他のグラウンド整備用車両の購入当時においては、実態として全く遵守されておらず形骸化していた。

そのため、本件車両の購入手続を行ったE教諭やその他の男子サッカー部の部活動顧問らから、本件車両に関する備品調査票の提出は行われなかった。

エ 小括

以上から、各部活動の使用していたグラウンド整備用車両は、埼玉栄高校として、自校の所有する財産として正確に把握されていたものではなく、これに対する組織的把握が欠落していたと評価できる。

(b) 各部活動の車両管理の状況

そのため、埼玉栄高校では、グラウンド整備用車両の整備・点検の統一的なルールやその管理簿等は存在せず、その管理は各部活動の顧問による属人的な対応に依拠していた。

⁴¹ 本件車両の購入費用である66,000円とは齟齬するものの、同金額には従前のグラウンド整備用車両の引取・解体代金も含まれているものと考えられる。

そして、下記(c)及び(d)で詳述するとおり、実際の車両整備の状況及び鍵の保管状況は、大要、それぞれ以下のとおりであった。

No.	所属	車両区分	車両の整備状況	鍵の保管状況
1.	男子硬式野球部	軽トラック	<u>整備記録なし</u>	施錠されている総合グラウンド内の部屋において保管
2.		整備用バギー	専門業者にて整備	
3.	アメリカンフットボール部	軽自動車	整備記録なし。 <u>定期的な整備はされておらず、適宜タイヤ・オイル・バッテリーを交換</u>	部活動顧問が保管
4.	男子サッカー部	軽自動車（本件車両）	年1回、専門業者により点検を実施。その他不具合が生じた場合に都度自主修理・業者修理を実施	<u>当初鍵のある総合グラウンド内のプレハブ式簡易倉庫において管理していたが、途中から車内で保管</u>
5.		軽トラック		
6.	女子サッカー部	軽トラック	<u>定期的な整備はされていない</u> 。故障時に随時対応していた	部活動顧問が保管
7.	女子ソフトボール部	軽トラック	整備記録なし。2023年に寄贈されたため、本件事故当時メンテナンスは未実施	施錠されている総合グラウンド内の部屋において保管
8.		コートローラー		

(c) 車両整備の態様

ア 定期的な整備・点検の状況

上記表のとおり、本件車両を含む男子サッカー部が使用していたグラウンド整備用車両は、年に1度の専門業者による点検が実施されていた。他方で、他の部活動において使用されていたグラウンド整備用車両については、定期的な整備や点検がなされていないものも存在していた。

各部による日々の車両メンテナンスの方法は概ね共通しており、ガソリンについては不足した場合に都度担当教員が携行缶を利用して給油しており、また、各種オイルやバッテリー等の消耗品も随時担当教員が自ら又は専門業者と連絡して交換する方法が採用されていた。

特に、本件車両については、通常はF教諭が給油を行っていた。また、本件車両については、整備業者によるオイル交換やバッテリー交換が本件事故前の約1年半の期間に2回程度行われていたものと考えられる。

イ 本件車両の不具合への対応状況

本件車両は、男子サッカー部の練習が行われる総合グラウンドのサッカー場の近傍に常時駐車されていたため、サッカーボールが当たること等によって、本件車両が部分的に損傷する事例が頻繁に存在していた。また、前記第4の2(1)（本報告書16頁以下）のとおり、本件車両は、結果として多数の生徒により断続的に多数回無断で乗車されていたため、これに伴って本件車両が部分的に損傷する事例も存在していた。

当委員会による調査の範囲で、具体的に判明した本件車両が損傷した事例（損傷の原因については、断定できないため可能性にとどまるものもある。）は以下のとおりである。

- (i) 前記第4の2(1)(c)ア④(本報告書19頁以下)のとおり、2022年12月から2023年1月までの間の時期に、生徒が本件車両の無断乗車行為を行って本件車両をフェンスに衝突させたものと考えられ、この際、本件車両に擦り傷又はへこみが生じた。
- (ii) 2023年7月頃、男子サッカー部に所属する生徒が、自主練習中に過ってサッカーボールを本件車両の助手席側サイドミラーに当て、助手席側サイドミラーが破損して車体から取り外れてしまい、電線でぶら下がる状態になった。
- (iii) 前記第4の2(1)(c)イ①(本報告書20頁以下)のとおり、生徒が、2023年8月28日に本件車両の無断乗車行為により本件車両の助手席側サイドミラーを破損させた(停車後に助手席側サイドミラー下にサッカーボールを意図的に設置し、上記損壊をサッカー部員の練習との過程でサッカーボールがサイドミラーに当たったことによって生じたものと偽装した疑いがある。)。
- (iv) 前記第4の2(1)(c)③(本報告書26頁)のとおり、2024年10月末頃、生徒らが本件車両を横転させてエンジンが始動しない状態にし、かつ、本件車両の天井にへこみを生じさせ、運転席側サイドミラーを破損した。

これらの事例に対して、男子サッカー部の部活動顧問らが取った対応等は以下のとおりである。

- (i) 上記(i)の事例については、当委員会による調査の限りにおいて、(そもそも本件車両自体にどの程度の損傷が生じたかは必ずしも明らかではないが)少なくとも男子サッカー部の部活動顧問らにおいて、当該時期に本件車両の損傷につき特段の対応が必要という認識を有していた事実は認められなかった。
- (ii) 上記(ii)の事例については、過ってサッカーボールを当ててしまった生徒からの報告を受けた男子サッカー部の部活動顧問らが、テーピング用のテープを用いて助手席側サイドミラーを本件車両の車体に固定する応急処置を実施した。
- (iii) 上記(iii)の事例については、F教諭が助手席側サイドミラーの損傷等を認知し、これを関係教員らに共有した。その後、男子サッカー部の部活動顧問らにおいては、サッカーボールが助手席側サイドミラー下に存在したこと、及び、上記(ii)の事例が過去に生じていることを考慮して、男子サッカー部員が損傷させたものと推測し、男子サッカー部の生徒に対して心当たりのある者に名乗り出るよう要請したものの、名乗り出る者はいなかった。
- (iv) 上記(iv)の事例については、2024年10月31日、E教諭及びF教諭が本件車両の異変に気づき、いわゆるバッテリーがあがった状態にあるものと判断し、これを整備業者に引き渡して点検・修理を依頼した。この時点で各教員らにおいて運転席側サイドミラーが外れていることを認知した者も存在したが、本件車両が動かなくなっていることに対して取り立てて問題視はされなかった。また、当委員会による調査の限り、部活動顧問らにおいて本件車両の天井のへこみに関して明確に認知していた者が存在するという事実は認められなかった。

(d) 鍵の管理態様

ア 原則的な管理態様

前記(b)（本報告書 34 頁）のとおり、それぞれのグラウンド整備用車両の管理は各部活動顧問による属人的な対応に依拠していたため、その鍵も各部活動顧問が属人的に管理していた。

そして、上記表のとおり、男子サッカー部以外の各部が所有・管理していたグラウンド整備用車両は、部活動顧問が自身で管理するか、施錠されている部活動用のプレハブ式簡易倉庫等において管理されていた。

男子サッカー部においても、従来はこれと同様に、総合グラウンド内のサッカー場付近に存在するプレハブ式簡易倉庫（施錠可能。外観は別紙 9 の 2（本報告書 109 頁）を参照されたい。）において、グラウンド整備用車両の鍵が保管されていた。

イ 無施錠空間で鍵管理

しかしながら、男子サッカー部では、少なくとも 2022 年 11 月以降、部活動顧問やコーチの間で、本件車両の鍵を無施錠の本件車両内において保管する運用が徐々に定着し、遅くともプレハブ式簡易倉庫の損壊事件⁴²が生じた 2023 年 3 月以降にはこれが常態化していた⁴³。なお、この鍵の管理方法の変更について、C 教頭や D 教諭への相談又は報告は行われなかった。

当委員会が調査した限り、かかる鍵の管理態様の変更の明確な理由は明らかとならなかったが、複数の教員・コーチにより本件車両を利用していた男子サッカー部では、合鍵を複数作成しない限り特定の教員が常時本件車両の鍵を保有することができず、本件車両の利用の便のため、車内で鍵を管理する運用と変容した可能性がある。なお、E 教諭及び F 教諭の供述によれば、両名はよもや生徒が本件車両を無断で運転する事態は想像していなかったとのことであり、このことが鍵を車両内に置いておくことの問題性を認識しなかった原因の一つであると評価できる。

上記のような鍵の管理運用がなされていたことにより、本件事故当時を含め遅くとも 2023 年 3 月以降、本件車両は、日常的に生徒を含む教職員以外の第三者がその気になれば容易に車内に侵入し、車内の鍵を利用してこれを運転することができる状態にあった。

3 事故現場の管理状況

(1) 総合グラウンドの現況

本件事故の事故現場となった総合グラウンドは、前記第 3 の 2(3)(a)（本報告書 11 頁）のとおり、埼玉栄高校の校舎と一定距離離れた場所にあり、原則として埼玉栄高校の体育授業等

⁴² 2023 年 3 月頃に発生した、何かがプレハブ式簡易倉庫の窓ガラスを破壊され、扉の鍵が不正に損壊又は解錠等した事件。

⁴³ なお、基本調査報告書では、プレハブ式簡易倉庫の損壊事件を契機としてかかる鍵管理方法の変更があったとされている。もっとも、当委員会が独自に行ったヒアリングの結果や、2022 年 11 月以降には生徒らによる無断乗車行為が多発しており、これを行った生徒らが本件車両の鍵が車内に放置されていた旨を基本調査段階で供述していること等を考慮すると、本文に記載の事実関係であったものと考えられる。

で使用するのではないため、教職員が日常的な授業・校内活動の中で管理することが困難な位置関係にあった。

総合グラウンド全体はほとんど全域にわたり周囲に高さ 1 メートルほどのフェンスが設置されており、開閉式の門の付された総合グラウンド内の中央道路（アスファルト舗装）に入るための入口を除き、通常の運転態様では、自動車等で内部に侵入することはできない。そして、当該入口の門は施錠可能であり、総合グラウンドの部活動等での使用時以外は通常施錠されていた。

(2) 総合グラウンドの管理体制

(a) 校務分掌上の所管

埼玉栄高校の総合グラウンドについて、その学校施設としての管理体制については、校務分掌上、管理区分の施設設備チームの所管であった。

総合グラウンドを含む埼玉栄高校の施設・設備に関する、管理区分の施設設備チームによる管理体制については、後記 4(5)(d)イ（本報告書 49 頁）のとおりである。

(b) 実際の管理状況

総合グラウンドについては、少なくとも 2022 年度から 2024 年度までにおいては、施設設備チームのメンバーではない D 教諭が管理責任者に任命されていた。この期間において、総合グラウンドについて行われた要営繕箇所についての連絡・営繕依頼等は多数存在するものの、本件車両を含むグラウンド整備用車両・プレハブ式簡易倉庫・レーキ・フェンスに係る連絡・営繕依頼は存在しなかった⁴⁴。

また、総合グラウンドには佐藤栄学園の車両及び機器備品台帳に掲載されていないグラウンド整備用車両が存在していたが、施設設備チームによる定期点検に係る点検チェックリストには、照明器具の状況や建具の状況の点検項目は存在するものの、車両やその他グラウンドに存在する備品等の点検を行う項目は存在しない。したがって、D 教諭による総合グラウンドのサッカー場に係る定期点検では、総合グラウンド設置備品と現に存在するグラウンド整備車両との突合は実施されておらず、台帳と現物の不一致について点検結果として報告されたことはなかった。

4 財産管理体制の構造・実態

(1) 本項目の位置付け

本項目では、前記 2（本報告書 32 頁）及び前記 3（本報告書 37 頁）で記載した本件車両や総合グラウンドの管理実態について、そのような管理実態となった背景に存在する佐藤栄学園・埼玉栄高校における財産管理体制に関する事実関係を記載する。

⁴⁴ 2023 年 3 月のプレハブ式簡易倉庫の損壊事件に関して、当該プレハブ式簡易倉庫の営繕依頼も存在しないが、その理由は不明である。

(2) 概要

佐藤栄学園・埼玉栄高校における部活動取得財産を中心とした財産に関する管理体制の概要は、大要 3 つの側面から説明される。

第一に、佐藤栄学園・埼玉栄高校では、その他の学校法人・学校と同様に、学校会計と周辺会計とを区別した上で、その会計上の管理体制が構築されていた。そして、学校会計財産については、運営主体である佐藤栄学園の定めた経理基準に即して各種会計帳簿の補助簿を作成し、財産の取得時に学校法人会計基準に準じて当該補助簿に登録した上で、補助簿上の財産を点検管理する体制を採用していた。これに対して、部費会計その他の周辺会計上の財産については、一部が学校会計財産への振り替えられるものの、残部は学校会計上の財産管理対象とはならない体制にあった。

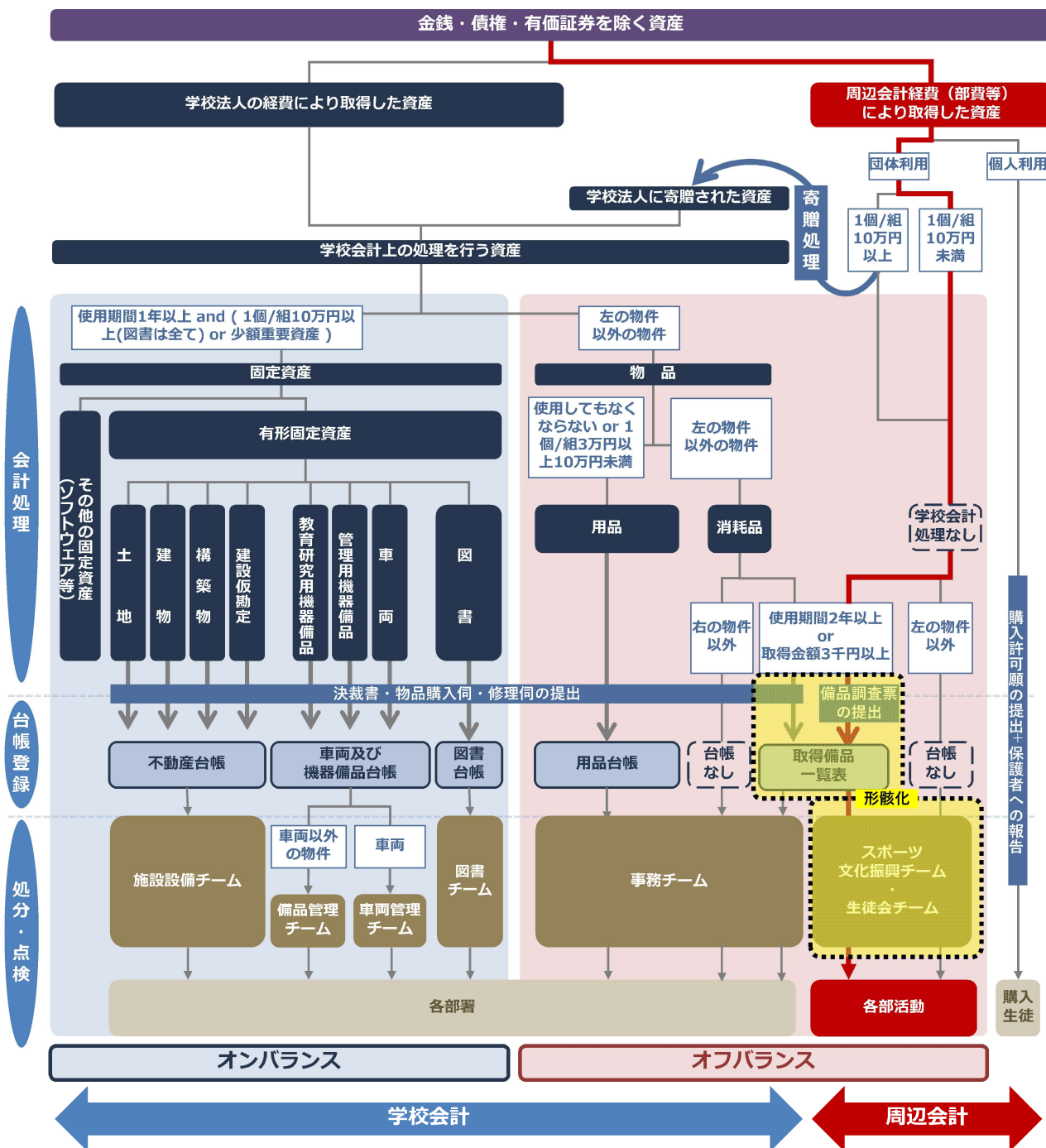
第二に、上記の会計処理に基づく財産管理体制に加えて、埼玉栄高校では、佐藤栄学園の要請とは別個に、埼玉栄高校における財産管理手続として、取得備品一覧表という財産リストを作成・更新することが定められていたものの、埼玉栄高校では、実態として作成・更新されるべき取得備品一覧表が作成・更新されておらず、当該財産管理体制は形骸化していた。

第三に、埼玉栄高校では、特に部活動取得財産に関連する校務分掌チームの分担や具体的な業務内容が明確に定められていなかったため、これらの所管校務分掌チームによる各部活動に対する財産管理の計画立案や管理業務の履践状況のフォローを行う体制が整っておらず、また、実態としてそのような指揮統制が行われていなかった。そのため、取得した部門（特に各部活動）の担当者がそれぞれの財産の管理対応を事実上行っていた。

そして、本件車両は、部費で購入された部費会計財産であった。埼玉栄高校では、上記の部費会計財産が学校会計財産に振り替えられるための金額要件は 1 個又は 1 組 10 万円以上と規定されていたため、本件車両は部費会計財産としての管理体制のみに服することとなった。これに加えて、一部の学校会計財産・部費会計財産を学校が管理するための取得備品一覧表の作成等が形骸化していたことと相まって、本件車両は、本件車両の購入部費を拠出し、これを使用していた男子サッカー一部の部活動顧問の属人的な管理対応に委ねられることとなった。

本項目においてその詳細を述べる、埼玉栄高校における取得財産の会計処理・点検管理のフローを示した図は、以下のとおりである。

＜埼玉栄高校における取得財産の会計処理・点検管理フロー＞



※借入物件は別途借入物件台帳にて管理することとされている。
 ※貯蔵品等を含む流動資産については記載を省略している。
 ※会計帳簿への記帳以下は有体物に限定して記載している。
 ※無形固定資産は、不動産に準じて台帳管理されることとされている。

※赤い矢印(→)は、購入当時の埼玉栄高校の規程等に従って本件車両が沿うべき会計処理・点検担当の区分等を示す。

(3) 学校会計財産の管理体制

(a) 本項目の位置付け

本項目では、まず、佐藤栄学園・埼玉栄高校における、学校会計上の財産管理ルールの内容について記載する。

(b) 学校法人会計の原則

本件事故当時、旧私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号。その後の本件事故当時までの変更を含む。以下同じ。）では、我が国において私立学校振興助成金の交付を受ける学校法人は、「文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない」と定められており（旧私立学校振興助成法第 14 条第 1 項⁴⁵）、同項に定める「文部科学大臣の定める基準」とは、旧学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号。その後の本件事故当時までの変更を含む。以下同じ。）であるものと解釈されていた。当該規定・解釈は、旧私立学校振興助成法が施行された 1976 年以來 2025 年 3 月 31 日まで継続して存続していた⁴⁶。

すなわち、私立学校を設置する学校法人である佐藤栄学園は、開設当初数年間を除き、本件事故当時まで一貫して、旧私立学校振興助成法第 14 条第 1 項に従い、旧学校法人会計基準に従って会計処理を行う必要があった。

旧学校法人会計基準上、貸借対照表上の固定資産には、①有形固定資産、②特定資産及び③その他の固定資産の 3 つの中科目が存在し、①有形固定資産には、土地・建物・構築物・教育研究用機器備品・管理用機器備品・図書・車両・建設仮勘定の小科目が含まれる。

これを受けて、埼玉県は、旧学校法人会計基準に従った固定資産（機器備品）と消耗品との区分について、各学校法人における経理規程での規定内容によるものの、以下の処理標準を示してこれを指導している（昭和 54 年 6 月 11 日学事第 240 号総務部長通知）⁴⁷。

- (i) 耐用年数が 1 年以上、かつ、1 個又は 1 組の取得価格が 10 万円以上のものは、すべて備品として固定資産で処理すること⁴⁸。
- (ii) 耐用年数が 1 年以上、かつ、1 個又は 1 組の取得価格が 5 万円から 10 万円未満のものは、各学校法人が、自己の管理能力、規模等を考慮して、備品の基準を経理規程等に定め処理すること。
- (iii) 少額重要資産⁴⁹は、1 個又は 1 組の取得価格が 5 万円未満であっても、耐用年数が 1 年以上であれば備品として固定資産で処理すること。

⁴⁵ 私立学校法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 21 号）の施行に伴い、本書提出日現在においては、該当規定は消滅している。

⁴⁶ なお、本書提出日現在、法令改正により、私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号。その後の変更を含む。）において、私立学校を設置する学校法人の会計処理に関して、「学校法人は、文部科学省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならない。」（私立学校法第 101 条）と定められており、同条に定める「文部科学省令で定める基準」として学校法人会計基準（学校法人会計基準の一部を改正する省令（令和 6 年文部科学省令第 28 号）により改正された後のもの。）が定められている。

⁴⁷ なお、法人税の取扱いとして、法人が取得した少額の減価償却資産については、その法人がこの減価償却資産を事業の用に供した事業年度において、その取得価額に相当する金額を損金経理した場合には、その損金経理をした金額は損金の額に算入されるものと定められており、ここにいう「少額の減価償却資産」とは、大要、使用可能期間が 1 年未満のもの又は取得価額が 10 万円未満のものとされている（法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 133 条）。これを受けて、企業会計基準や学校法人会計基準上では、一般に固定資産と固定資産以外の消耗品等との会計処理上の区別において、使用可能期間が 1 年以上のもので、かつ、取得価額が 10 万円以上のものを固定資産とする運用も見られるところである。

⁴⁸ なお、同通知に規定があるものではないものの、「図書の会計処理について（報告）」（昭和 47 年 11 月 14 日雑管第 115 号文部省管理局長通知）により、「長期間にわたって保存・使用することが予定される図書は、取得価額の多寡にかかわらず固定資産に属する図書として取り扱う。」と定められている。

⁴⁹ ここでいう少額重要資産とは、「基本金設定の対象となる資産及び基本金の組入れについて」（昭和 49 年 2 月 14 日文管振第 62 号文部省管理局長通知）の記載が参照されており、「学校法人の性質上基本的に重要なもので、その目的遂行上常時相当多額に保有していることが必要とされる資産」を意味する。

(c) 佐藤栄学園における財産管理ルール

佐藤栄学園は、旧学校法人会計基準に基づいて、学校法人の内部規程として経理規程及び経理規程施行細則を制定している。当該経理規程及び経理規程施行細則の規定の抜粋は、別紙４の第１項及び第２項のとおりである。

同経理規程及び経理規程施行細則では、大要、以下の定めがなされている。

- 佐藤栄学園の会計処理は、学校法人会計基準に基づき実行する（経理規程第３条第１項）。
- 佐藤栄学園は、各管理単位において、会計帳簿として、主要簿の他に補助簿を作成することとしている。１２種類ある補助簿には、現預金・有価証券・債権等を除いた有体財産に関する台帳として、「不動産台帳」、「車両及び機器備品台帳」、「図書台帳」及び「用品台帳」が存在する（経理規程第１１条第１項、経理細則第３条）。
- 規程上、固定資産とは、有形固定資産とその他の固定資産から構成され、有形固定資産は、旧学校法人会計基準上の有形固定資産の小科目⁵⁰から構成される（経理規程第３３条第１項）。
- 有形固定資産は、図書以外の科目については、①耐用年数１年以上で、かつ、②１個又は１組の価額が１０万円以上のものを意味する（経理規程第３３条第２項）。また、②の金額基準を満たさないものであっても、学校法人の性質上教育研究に基本的に重要と認められ、かつ、常時相当多額に保有するもの（＝少額重要資産）は有形固定資産とする（経理規程第３３条第３項）。
- 固定資産以外の販売用品や消耗品は、物品として取り扱う（経理規程第３９条）。
- 固定資産及び物品の購入については固定資産及び物品調達規程に従い（経理規程第３４条第２項、第４０条）、固定資産及び物品の管理については固定資産及び物品管理規程に従う（経理規程第３６条、第４１条）。

すなわち、佐藤栄学園では、前記(b)において記載した旧学校法人会計基準に基づく固定資産と消耗品との区分と整合的な建付で、①図書の全てと、図書以外の有形固定資産科目については耐用年数が１年以上で、かつ、１個又は１組の取得価格が１０万円以上のもの又は少額重要資産であるものを固定資産として会計処理すること、及び②固定資産に該当しない消耗品は物品として会計処理することを定めている。

そして、佐藤栄学園は、当該経理規程及び経理規程施行細則に基づいて、固定資産と物品の購入・管理に関する内部規程を設けている。その規程の抜粋は、別紙４の第３項及び第４項のとおりである。

固定資産及び物品調達規程並びに固定資産及び物品管理規程では、大要、以下の定めがなされている。

- 各部課において財産の調達を受けようとするときは、決裁書・物品購入伺・修理伺のいずれかを主管部課に提出する（調達規程第７条）。

⁵⁰ 土地、建物、構築物、教育研究用機器備品、管理用機器備品、図書、車両及び建設仮勘定をいう。

- 佐藤栄学園の傘下の一管理単位である埼玉栄高校では、校長が管理責任者となり、担当教員が管理担当者となって、固定資産及び物品を管理する（管理規程第3条、第5条）。
- 管理担当者は、固定資産及び物品の火災、盗難、滅失、破損等の事故防止について常に必要な措置を講じなければならない、また、その管理及び使用状況を明らかにするために随時所管する固定資産及び物品の調査を行わなければならない（管理規程第8条第(2)号及び第(3)号）。
- 主管部課において固定資産及び物品を取得した場合、分類表の区分に従い整理番号を記入したラベルを貼付し、会計帳簿のうち補助簿に登録して、各部課に交付する（管理規程第9条第(1)号）。

すなわち、佐藤栄学園は、埼玉栄高校について、取得した固定資産・物品は全て決裁書等の提出と対応する補助簿への登録を求めており、かつ、校長が管理責任者となり、各固定資産・物品について管理担当者となる担当教員を通じて、当該固定資産・物品の事故防止に関する必要措置の履践や管理・使用状況を明らかにするための調査の履践を求めている。

(d) 取得財産の台帳登録・処分点検

ア 佐藤栄学園の各種台帳への登録

上記の佐藤栄学園の関係規程による定めを受けて、佐藤栄学園・埼玉栄高校では、学校会計財産について、佐藤栄学園の担当部に決裁書等（後述する寄贈申込書を含む。）を提出させ、佐藤栄学園の担当部が以下の分類により具体的な各補助簿へ登録するという体制が構築されていた。

- 固定資産を構成する各勘定科目のうち、図書に分類される財産は、補助簿の一つである図書台帳に登録する。
- 固定資産を構成する各勘定科目（土地、建物、構築物、教育研究用機器備品、管理用機器備品、図書、車両及び建設仮勘定）のうち、土地、建物、構築物及び建設仮勘定に分類される財産は、補助簿の一つである不動産台帳に登録する。
- 固定資産を構成する各勘定科目のうち、教育研究用機器備品、管理用機器備品及び車両に分類される財産は、補助簿の一つである車両及び機器備品台帳に登録する。
- 物品のうち、使用してもなくならないものであって、1個又は1組の取得価格が3万円以上のものは、補助簿の一つである用品台帳に登録する。

これに対して、上記の各分類に該当しないもの（例：1個又は1組3万円未満の物件等）は、佐藤栄学園の管理対象には含まれていなかった。

イ 埼玉栄高校の取得備品一覧表への登録

以上のとおり、学校会計財産のうち、佐藤栄学園の各種台帳に登録される財産は一部に限られる。

そして、これらの各種台帳へ登録されなかった学校会計財産については、一部、埼玉栄高校が独自に作成しているリストである「取得備品一覧表」に登録されることとなっていた。具体的には、学校会計財産であって、佐藤栄学園の各種台帳に登録されない財産のうち、(i) 使用期間2年以上のもの又は1個又は1組の取得価格が3千円以上のものは取得備品一覧表に登録するものとされ⁵¹、(ii) (i)にも該当しないものは特段の台帳やリストへの登録が要請されていなかった。

ウ 台帳・リスト上財産の点検管理担当

各種台帳や取得備品一覧表に登録された学校会計財産は、以下のとおりの校務分掌区分に基づいて担当され、点検管理を受ける体制が設けられていた。

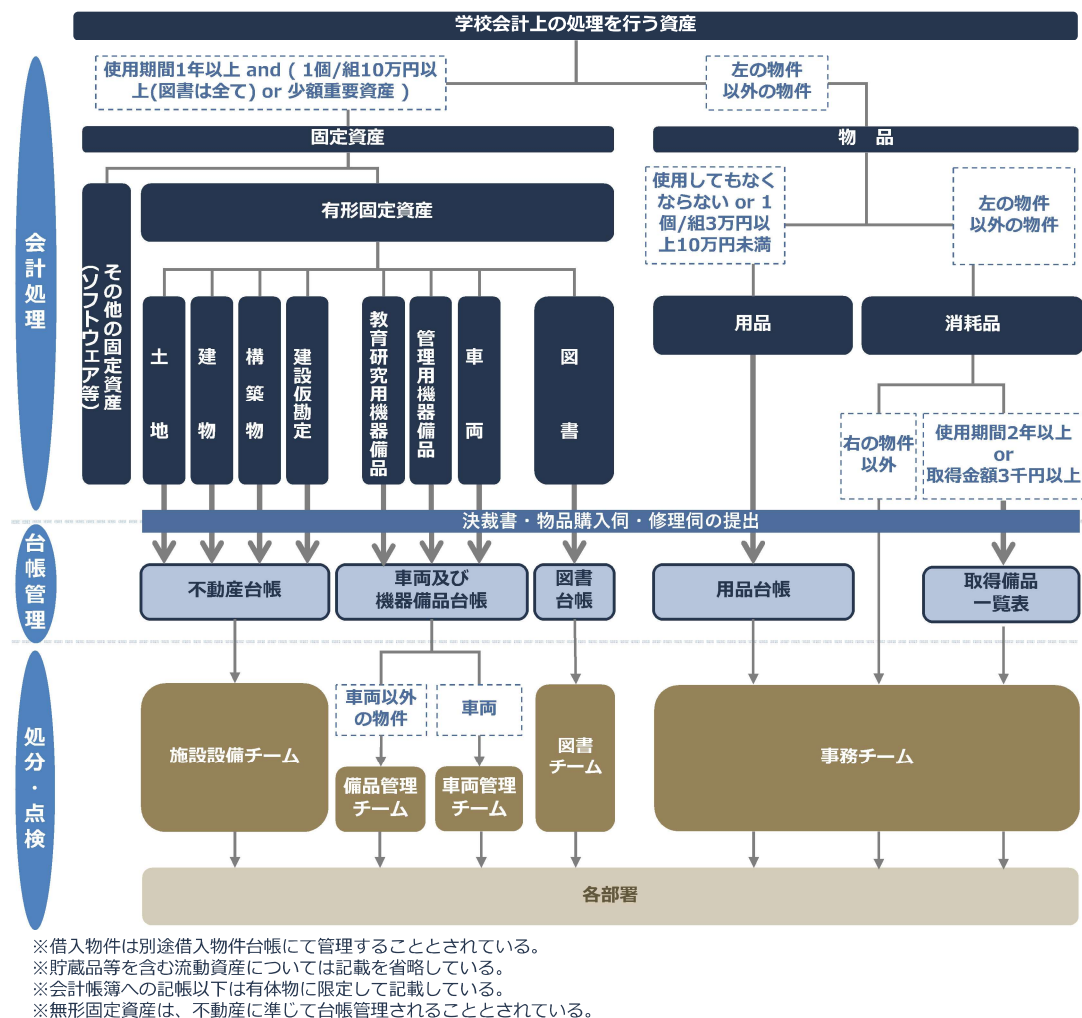
- 図書台帳に登録された学校会計財産は、教育区分の図書チームが定期点検等を通じた管理を行う。
- 不動産台帳に登録された学校会計財産は、管理区分の施設設備チームが定期点検等を通じた管理を行う。
- 車両及び機器備品台帳に登録された学校会計財産のうち車両については、管理区分の車両管理チームが車両の定期点検等を通じた管理を行う。
- 車両及び機器備品台帳に登録された学校会計財産のうち車両以外の物件については、管理区分の備品管理チームが定期点検等を通じた管理を行う。
- 用品台帳に登録された学校会計財産は、事務チームが定期点検等を通じた管理を行う。
- 取得備品一覧表に登録された財産は、教育区分の生徒会チーム、教務区分のスポーツ文化振興チーム及び事務チームが定期点検等を通じた管理を行うものとされていたが、それぞれの所管は明確には規定されていなかった。

(e) 小括

以上の学校会計財産の会計処理・台帳登録や点検管理担当のまとめは以下のとおりとなる。

⁵¹ もっとも、(i)に基づく取得備品一覧表への登録が必要とされるというルールは、取得備品一覧表の記載からしか窺われず、明確な規程等によって定められたものではなかった。

< 埼玉栄高校における学校会計財産の会計処理・点検管理フロー >



(4) 部費会計財産の管理体制

(a) 本項目の位置付け

ここまで、前記(3)では、佐藤栄学園・埼玉栄高校の学校会計財産の財産管理体制を記載した。これに対して、本項目では、学校会計財産ではなく部費会計財産の財産管理ルールの内容について記載する。なお、本件車両の購入は部費によって行われたものであるから、本項目は周辺会計のうち部費会計に関する内容に限定して記述する。

(b) 部活動個人財産の処理・管理

部活動取得財産には、指定バッグ・ユニフォーム・用具等の所属部員個人で使用する財産（部活動個人財産）が存在する。

埼玉栄高校では、部活動個人財産を、所属部員が個人で購入するに当たって各クラブが取りまとめてその購入事務を代行する場合、各部活動担当者は、学校所定の「購入許可願」を埼玉栄高校校長宛に提出し、その許可をもって、校長及び各部活動監督から各保護者に対して通知すると定められていた（部活動指導規程第5条第(1)項。別紙5（本報告書101頁）参照。）。

そして、このような部活動個人財産については、受益者負担物品として取り扱われるため、佐藤栄学園や埼玉栄高校の各種台帳やリストへの登録は行われたいとの運用が取られていた。

(c) 部活動団体財産の処理・管理

部活動取得財産には、部活動個人財産とは別に、各クラブの教職員や生徒が団体として使用する財産（部活動団体財産）が存在する。埼玉栄高校男子サッカー部でいえば、ボールやマーカー等が含まれ、本件車両もこれに該当する。

そして、埼玉栄高校では、部活動団体財産については、一部は学校会計上の処理がなされ、その他は学校会計上の処理がなされない建付となっていた⁵²。

ア 決裁書等の提出ルールの不存在

上記のとおり、部活動団体財産は原則として学校会計上の処理がなされないため、埼玉栄高校では、部活動団体財産に関して事前に決裁書等を佐藤栄学園又は埼玉栄高校に提出しなければならないという旨の規則は存在しなかった。

イ 「寄贈」 手続による学校会計への編入

もともと、埼玉栄高校では、部活動団体財産であっても、その取得金額が1個又は1組10万円以上の財産については、学校法人に宛てた寄贈申込書の提出が必要と定められていた（部活動指導規程第8条第(7)項。別紙5（本報告書101頁）参照。）。

すなわち、当該寄贈申込書の提出により、一定の金額基準を満たす部活動団体財産（会計上の固定資産になり得るもの⁵³）は、学校会計上の処理の対象となり、前記(3)(d)（本報告書43頁）に記載の各種台帳への登録等がなされることとなっていた。

ウ 備品調査票の提出・取得備品一覧表への登録

また、上記の学校会計への編入手続とは別に、部活動取得財産の一部については、埼玉栄高校がこれを把握する仕組みが制度上は存在した。

すなわち、部活動団体財産のうち、使用期間が2年以上であるもの又は取得金額が1個又は1組3千円以上のものについては、財産を取得した部活動の担当者が学校所定の備品調査票を事務チーム・生徒会チーム・スポーツ文化振興チームに対して提出することによって、埼玉栄高校が佐藤栄学園の管理する各種台帳とは別個に作成している独自の取得備品一覧表というリストに登録されることとなっていた⁵⁴（部活動指導規程第9条。別紙5（本報告書101頁）参照。）。

⁵² 学園・学校の回答では、部活動取得財産は全て学校法人の財産ではないため、部活動において管理が必要であるが、その一部は寄贈手続等を通じて学校法人の財産となるという認識が示された。

⁵³ 厳密に考えれば、図書については金額基準にかかわらず、また、少額重要資産については別途、会計上の固定資産に該当する可能性があるものの、部費によりこれらの資産を購入する可能性が限定的であることを考慮して、1個又は1組10万円以上の資産のみを対象としている可能性がある。

⁵⁴ この点について、部活動指導規程上は備品調査票を提出すべき取得資産の金額・使用期間基準の規定は存在しないものの、埼玉栄高校によれば取得備品一覧表にかかる金額・使用期間基準の記載が存在するため、埼玉栄高校の規則上はかかる金額・使用期間基準が存在した旨の回答を得ている。後述するように、埼玉栄高校では備品調査票の所定フォーマットが用意されていなかったた

他方で、部活動団体財産のうち、かかる金額・使用期間基準に該当しない財産については、埼玉栄高校の部活動指導規程その他の規則上、特段の届出等の提出は要求されていなかった。

エ 台帳・リスト上財産の点検管理担当

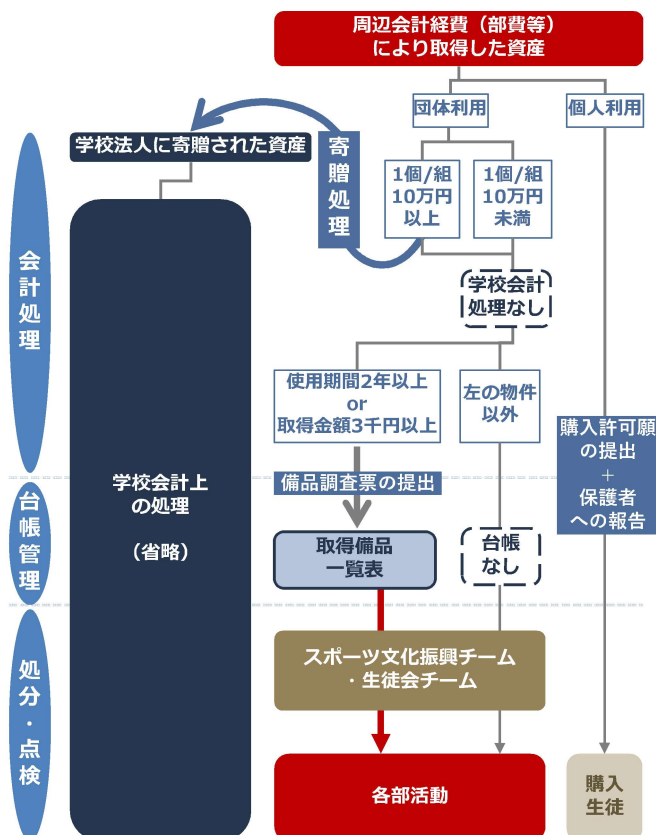
部活動取得財産は、それぞれ以下のとおりの校務分掌区分に基づいて、担当・点検管理する体制が設けられていた。

- 佐藤栄学園の台帳に登録された部活動団体財産（つまり、「寄贈」の手続が行われた部活動団体財産）は、学校会計財産に準じて所管チームが定期点検等を通じた管理を行う。
- その他の部活動団体財産のうち、生徒会部費での購入財産については、教育区分の生徒会チームが定期点検等を通じた管理を行う。
- その他の部活動団体財産のうち、生徒徴収部費での購入財産や寄贈財産については、教務区分のスポーツ文化振興チームが定期点検等を通じた管理を行う。

(d) 小括

以上の部活動取得財産の会計処理・点検管理のまとめは以下のとおりとなる。

＜埼玉栄高校における部活動取得財産の会計処理・点検管理フロー＞



め、取得備品一覧表の記載をもとにかかる規則となっていたとの見解も不合理ではないと考えられる。なお、備品調査票の提出先についても、同様に取得備品一覧表の提出先から認定している。

(5) 学校会計財産の管理実態

(a) 本項目の位置付け

上記(3)では、埼玉栄高校の学校会計財産の管理体制・ルールについて明らかにしたが、本項目では、当該ルールの遵守状況について記載する。

(b) 決裁書等・寄贈申込書の提出

当委員会が調査した限り、学校会計財産については、校内規程により求められる主管部課に対する決裁書等の提出が行われ、かつ、これに基づいて主管部課により記載を要する台帳に対して取得財産の登録がなされていたものと考えられる。

また、当委員会が調査した限り、部活動団体財産についても、取得金額が1個又は1組10万円以上の財産について、校内規程に反して学校法人に宛てた寄贈申込書が提出されていなかった事情は判明しなかった⁵⁵。

他方で、埼玉栄高校では、そもそも備品調査票の所定フォーマットが定められておらず、また、学校会計財産については備品調査票を提出すべき旨を定めた明示的な規定がなかったため、備品調査票の提出自体がなされていなかった。

(c) 各種台帳・リストへの登録

当委員会が調査した限り、埼玉栄高校の学校会計財産については、決裁書等（後述する寄贈申込書を含む。）に従って、佐藤栄学園の担当部が以下の分類により具体的な各補助簿へ登録していた。

他方で、少なくとも本件車両の購入当時においては、埼玉栄高校では備品調査票の提出自体がなされていなかったため⁵⁶、学校会計財産についての取得備品一覧表への財産登録もなされていなかった⁵⁷。

(d) 各所管チームによる点検・管理

以上のとおり、埼玉栄高校の作成することとなっていた取得備品一覧表は実態として更新等がなされていなかったため、これに基づく財産の管理等もなされていなかった。

他方で、佐藤栄学園の各種台帳に登録がなされた学校会計財産については所管チームによって以下のとおり点検・管理がなされていた。

⁵⁵ 当委員会の照会に対する埼玉栄高校の回答によれば、そもそも取得金額が1個又は1組10万円以上の部活動団体財産が生じることが稀であるとのことであり、当委員会の調査の限りでは、寄贈申込書の提出を求められるような部活動団体財産の取得事実は判明しなかった。

⁵⁶ 過去に備品調査票の提出が実行されていた期間があるか否かについては、明らかにすることができなかった。

⁵⁷ この点について、当委員会の照会に対する埼玉栄高校の回答によれば、過去には取得資産一覧表が作成されていた時期があるものの、少なくとも本件車両の購入時点を含む近時にはその更新等はなされておらず、その更新等が途絶えた時期についても不明とのことである。

ア 図書チームによる管理

図書チームは、本件事故当時、「図書台帳」に登録された学校会計財産について以下の業務を行っていたものと考えられる。なお、図書チームの業務担当は別紙 7 の 1（本報告書 103 頁）のとおりである。

- (i) **図書の取得・受入れ**：図書購入計画に基づき図書を購入し、取得した図書を図書館蔵書管理システムにデータ入力・整理する。
- (ii) **蔵書点検**：年度末には蔵書点検を実施する。

イ 施設設備チームによる管理

施設設備チームは、本件事故当時、「不動産台帳」に登録された学校会計財産について、以下の(i)及び(ii)の業務を行っていたものと考えられる。なお、施設設備チームの業務担当は別紙 7 の 2（本報告書 103 頁）のとおりである。

- (i) **維持管理と点検の実施**：施設設備ごとに管理担当者を選定し、担当者による月末点検を実施し、その点検用紙の回収と管理を行う。
- (ii) **営繕・工作（修繕）**：施設設備及び備品の管理に加え、月末点検を通じて発見された要営繕箇所については、営繕・工作（修繕、内装工事、機器の調整等）を実施する。

上記の(i)及び(ii)の業務につき、総合グラウンドについての点検・管理の実態は、前記 3(2)(b)（本報告書 38 頁）を参照されたい。

また、施設設備チームは、本件事故当時、「不動産台帳」に登録された学校会計財産について、年間の業務実施計画書において、以下の(iii)乃至(v)の業務を行うこととされていたものの、実際にはこれらを遂行していなかったものと考えられる。

- (iii) **台帳の記録と整理（コンピューター入力）**：コンピューターに入力して台帳の記録と整理を行う。
- (iv) **調達計画との連携と購入物品の確認**：各年度を通じて、各所から提出される購入伺・決裁書等の記録と各年度の購入計画との突合を行う。また、次年度購入物品の計画・立案指示を部署ごとに行い、その計画を取りまとめる。
- (v) **既存台帳との照合**：場所ごとに台帳と現物との対照確認を行い、財産の管理状況調査を徹底する。

ウ 車両管理チームによる管理

車両管理チームは、本件事故当時、「車両及び機器備品台帳」に登録された学校会計財産のうち、車両の管理について以下の業務を行っていたものと考えられる。なお、車両管理チームの業務担当は別紙 7 の 3（本報告書 104 頁）のとおりである。

- (i) **車検・点検整備の実施**：必要に応じて関連する整備業者と連携しつつ、各登録車両の車検対応や点検整備を実施する。
- (ii) **月末提出書類の回収**：各登録車両について必要な月末提出書類の提出を指揮する。

なお、埼玉栄高校にはグラウンド整備用車両のほか、各部活動の対外試合への移動等に利用されるバスなど、埼玉栄高校において所有する公道を走行するための車両が複数存在する。これらの車両については、「車両及び機器備品台帳」に登録されておらずその対象となっていないグラウンド整備用車両とは異なり）上記の車両管理チームによる車検・点検整備の実施等がなされていた。

エ 備品管理チームによる管理

備品管理チームは、本件事故当時、「車両及び機器備品台帳」に登録された学校会計財産のうち、車両以外の機器備品の管理について以下の業務を行っていたものと考えられる。なお、備品管理チームの業務担当は別紙 7 の 4（本報告書 104 頁）のとおりである。

- (i) **定期的な点検と管理状況調査**：学期ごとに備品点検と管理状況調査を実施する。場所ごと備品台帳登録分を打ち出して登録備品の一覧表を作成し、担当責任者の立会のもとで前年度購入品を中心に点検する。また、各年度を通じて、各所から提出される購入伺・決裁書等の記録と各年度の備品購入計画と突合する。
- (ii) **調達計画との連携と購入物品の確認**：購入計画に基づいた決裁書・購入伺の提出状況を記録・管理する。また、次年度購入物品の計画・立案指示を部署ごとに行い、その計画を取りまとめる。
- (iii) **移動・廃棄・貸出しの管理**：備品の移動・廃棄等がある場合は、移動伺・廃棄伺を提出させるとともに記録し、適切な処置を講じる。また、他校への備品の貸出し業務や、学校行事における物品貸借の確実な徹底（紛失や置きっぱなし、過剰集中の防止）を行う。

なお、施設設備チームは、本件事故当時、年間の業務実施計画書において、台帳の記録と整理（コンピューター入力）の業務も行うこととされていたものの、実際にはこれを遂行しているのは佐藤栄学園の管理部であった。

オ 事務チームによる管理

事務チームは、具体的な業務担当には記載がないものの、本件事故当時、「用品台帳」に登録された学校会計財産やその他の学校会計財産について、以下の業務を行っていたものと考えられる。なお、事務チームの業務担当は別紙 7 の 5（本報告書 104 頁）のとおりである。

- (i) **用品台帳上の用品の点検管理**：用品台帳に登録された用品について、現品の有無・管理シールの貼付の有無を、各担当教員を通じて確認し、チェック表を作成する。また、監査手続では、監査委員がサンプリング検査を実施する。
- (ii) **消耗品の在庫管理**：事務チームの所管する用品に該当しない学校会計財産について、数量を確認して消耗品在庫表を作成する。

(6) 部費会計財産の管理実態

(a) 本項目の位置づけ

上記(4)では、埼玉栄高校の部活動取得財産について、その管理体制について明らかにした。これを受けて、本項目では、部活動取得財産のうち、所属部員個人が管理する部活動個人財産を除く、部活動団体財産の管理実態について記載する。なお、部活動個人財産は、その所有者となる購入生徒個人の管理に服していた。

(b) 決裁書等・寄贈申込書・備品調査票の提出

ア 決裁書等の提出

前記(4)(c)ア（本報告書 46 頁）のとおり、部活動団体財産については、事前に決裁書等その他の書類の提出を求める旨のルールが存在せず、実態としてもこうした決裁書等は提出されていなかった。なお、当該運用実態は、男子サッカー部に限らず、他の部活動においても同様である。

イ 寄贈申込書の提出

前記(5)(b)（本報告書 48 頁）のとおり、当委員会が調査した限り、部活動団体財産で取得金額が 1 個又は 1 組 10 万円以上の財産について、校内規程に反して学校法人に宛てた寄贈申込書が提出されていなかった事情は判明しなかった。

ウ 備品調査票の提出

前記(4)(c)ウ（本報告書 46 頁）のとおり、部活動団体財産については部活動顧問から備品調査票の提出が必要とされていたものの、実態として、部活動顧問から備品調査票が提出されたことはなかった。特に、本件車両その他のグラウンド整備用車両に限らず、少なくとも男子サッカー部については、その活動で使用するために部活動において購入したサッカーボール、ボールかごその他の財産について、いずれも学校に対して購入の届出や報告等を行われていなかった⁵⁸。そのため、少なくとも男子サッカー部については、部活動関係の備品や物品についての点検リストその他これに類する書類は存在しなかった。

また、この点について、当委員会が独自に行ったヒアリングでは、「備品調査票の提出がそもそも必要か明確にはされていなかった」又は「備品調査票自体も 1 個または 1 組 10 万円以上の財産についてのみ必要であった」など、前記(4)(c)ウ（本報告書 46 頁）に記載の部活動団体財産については全て備品調査票の提出が必要であるという建付とは異なるルールとなっていたとの認識を示す関係教職員が複数存在した。

⁵⁸

なお、男子サッカー部に関連する備品や物件の中でボールかご 1 個のみが、学校の「車両及び機器備品台帳」に登録されている。これは、男子サッカー部が利用するボールかごは複数存在するものの、当該 1 個のみが元来体育の備品であった経緯から、備品として管理されていたものである。

(c) 各所管チームによる点検・管理

ア 生徒会チームによる管理

前記(4)(c)エ（本報告書 47 頁）のとおり、「寄贈」手続きが行われず、学校会計財産となっていない部活動団体財産のうち、生徒会部費で購入されたものについては、生徒会チームによる管理がなされることとなっていたものの、生徒会チームでは、実態として具体的に部活動団体財産の管理業務は一切行われていなかった。

イ スポーツ文化振興チームによる管理

前記(4)(c)エ（本報告書 47 頁）のとおり、「寄贈」手続きが行われず、学校会計財産となっていない部活動団体財産のうち、生徒徴収部費で購入されたものについては、スポーツ文化振興チームによる管理がなされることとなっていた。

これを受けて、スポーツ文化振興チームは、例えば本件事故の発生した 2024 年度の年間施策計画書において、その実施施策の 1 つとして自らが担当する部活動関連財産（手旗・のぼり・はっぴなど）の管理をあげ、各教員に「部活動に関する備品の管理」という業務を担当させている。なお、スポーツ文化振興チームの業務担当は別紙 7 の 0（本報告書 105 頁）のとおりであり、「部活動に関する備品の管理」という業務を担当する者と定められていた教員はこれのとおりである。

もともと、当該年間施策計画書では、個々の教員に対して、部活動関連財産の具体的管理範囲の指定を行っておらず⁵⁹、また、年間活動計画では点検管理のタイムラインが示されておらず⁶⁰、点検状況の提出等の措置は全く講じられていなかった⁶¹。

ウ 管理実態

以上の経緯から、実態としては、部活動顧問らが、所属する部活動に係る部活動団体財産をそれぞれ自主管理しており、生徒会チームやスポーツ文化振興チームはこれを指揮監督していなかった。

この点検・管理の実態を受けて、本件車両を含むグラウンド整備用車両に対してなされていた実際上の点検・管理の態様は、前記 2(2)(b)以下（本報告書 34 頁以下）を参照されたい。

(7) 監査手続

埼玉栄高校では、佐藤栄学園の各種台帳に記載されている財産については、年に 1 回、佐藤栄学園の本部職員と外部会計士により現地でサンプリングによる現物実査を行っている。しかしながら、会計帳簿上の財産と現物財産の対象という確認業務を超えて、安全管理とい

⁵⁹ 施設設備チームが管理対象となる各施設設備それぞれに 1 名の教員を管理担当者として選定し、これを周知していることと比較して、スポーツ文化振興チームでは、どの教員がどの部活動関連資産の管理を担当するかについて明確な取り決めがなされていなかった。

⁶⁰ これに対して、施設設備チーム・備品管理チーム・車両管理チームでは、年間のうちどのタイミングで点検を実施するなどの計画が策定されていた。

⁶¹ これに対して、施設設備チーム・備品管理チーム・車両管理チームでは、点検報告や月末報告等を通じて点検結果を統括する教員に対して報告する運用が実行されていた。

う観点で各財産の管理状況や現況を確認する内部的な監査手続や、校内規程・学校安全計画・マニュアル・校務分掌チームの年間計画等の履践状況やルールの不備の有無・内容を確認する内部的な監査手続は存在しなかった。

第6 事実関係Ⅳ：寮の管理・研修等の実施状況

1 寮の管理状況

(1) 生徒寮の概要

前記第3の2(3)(a)（本報告書11頁）のとおり、埼玉栄高校には、所属生徒の生活施設として、遠方からの入学者を対象とした生徒寮が存在し、その概要は以下のとおりである。

No.	寮名	入寮者の属性	入寮者/定員	管理者
1.	大志寮	男子生徒のみで、各部活動所属生徒が混在して入寮	62名/80名 (77.5%)	H 舎監
2.	第二大志寮	男子バドミントン部に所属する生徒のみが入寮	23名/24名 (95.8%)	バドミントン部顧問の輪番
3.	第三大志寮	男子スケート部に所属する生徒のみが入寮	24名/32名 (75.0%)	氏名略 (男子・女子スケート部顧問)
4.	栄華寮	女子生徒のみで、各部活動所属生徒が混在して入寮	50名/50名 (100.0%)	氏名略 (男子・女子柔道部顧問)

上記のとおり、大志寮・栄華寮以外の各生徒寮は特定の部活動の所属生徒のみが入寮し、当該部活動の顧問が当該生徒寮の管理責任者となる体制であった。他方で、大志寮・栄華寮に関しては、入寮者の所属部活動は複数に及んでおり、管理責任者も必ずしも入寮者全員の部活動顧問ではなかった。

(2) 大志寮の管理・運営状況

(a) 寮生

上記の生徒寮のうち、大志寮は男子寮であり、定員80名に対し、本件事故当時は62名の生徒が入寮していた。原則として、実家が遠方にある部活動（主に運動部）に所属している生徒が入寮できるものとされており、実際に本件事故当時に大志寮に入寮していた生徒は全て部活動に所属する生徒であった。なお、その内訳は以下のとおりであり、入寮者の所属する部活動は16に及んでいた。

No.	部活動	入寮生徒数
1.	男子野球部	16名
2.	男子柔道部	11名（うち中学生4名）
3.	男子空手部	7名
4.	男子体操部	7名
5.	男子ゴルフ部	4名
6.	男子駅伝部	4名
7.	水球部	3名
8.	男子バレーボール部	2名
9.	男子バスケットボール部	1名
10.	男子バドミントン部	1名（うち中学生1名）
11.	男子卓球部	1名
12.	男子剣道部	1名
13.	男子ウエイトリフティング部	1名
14.	男子陸上部	1名
15.	吹奏楽部	1名
16.	マーチングバンド部	1名
合計		62名

(b) 舎監

大志寮には、その維持管理を担当する舎監が配置されており、本件事故当時の舎監は H 舎監であった。その就任経緯等は、前記第 3 の 3(5)（本報告書 15 頁）を参照されたい。

(c) 大志寮の日常生活

日により変更があり得るとされているものの、大志寮の原則的な平日の一日の生活時間は以下のとおりとする旨が定められている。

時刻	行為
6 時 15 分	起床
6 時 20 分～6 時 30 分	点呼・舎監による集合チェック
6 時 30 分～7 時 00 分	掃除
7 時 20 分～8 時 30 分	学校食堂での朝食
8 時 30 分～19 時 30 分	授業・部活動等
19 時 30 分～21 時 00 分	寮での夕食
21 時 00 分	門限
20 時 00 分～21 時 50 分	自習時間
23 時 00 分	消灯・舎監による就寝チェック

ただし、大志寮には電子レンジを除く厨房設備がなく、夕食は弁当形式で提供されていたものの、栄養価が高く温かい食事を寮において提供することは困難な状況であった。そのため、夕食として寮での弁当を選択する寮生は少数であり、多くの寮生は寮の近隣にある定食屋等で外食を摂っていた。また、基本調査報告書では、これを背景として、寮生が夕食等を理由として外出する機会が多く、また、寮内で食事を共にしながら談笑し、悩みを共有するといったコミュニケーションの機会も乏しかったと判断されており、そのような事情が存在した可能性は否定できない。

また、大志寮では、毎日門限後に舎監による点呼が実施されていた。そして、寮則により無断での外出・外泊は禁止されていた。

(d) 外出・在寮管理の実態

大志寮の舎監は、大志寮 1 階正面玄関脇の舎監室を拠点として、特に門限後の入出者の管理に当たっていた。

大志寮の玄関ドアはテンキー式の鍵で解錠して入室するシステムであったものの、寮から外出する際には（門限後であっても）解錠等は不要であり、玄関ドアを通じて容易に寮内と寮外とを出入りすることは可能な状態にあった。加えて、1 階の食堂や 1 階各部屋のベランダを通じて、寮内と寮外とを出入りすることも可能な状態にあった。

なお、大志寮の 1 階正面玄関やその全体の外観は別紙 9 の 3 及び 4（本報告書 110 頁）を参照されたい。

(e) 所管校務分掌チームへの報告

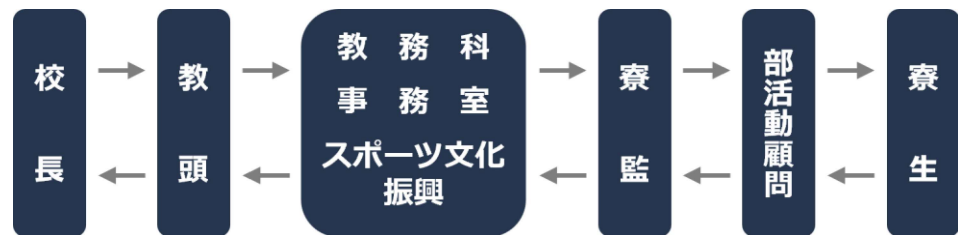
埼玉栄高校では、「いじめ防止対応マニュアル」に従って、2024 年 4 月 26 日以降、大志寮を含む各生徒寮からスポーツ文化振興チームに対して、各月の寮内での出来事等を週報という形式で報告する体制が取られていた。

大志寮に関する週報では、重点指導事項、寮生の数・健康状態・食事の状況、施設設備の現況・改善要望、生徒指導内容等の特記事項といった項目に対応する内容が記載され、スポーツ文化振興チームに対して報告されていた。当委員会の調査の限り、これらの週報で生徒の無断外出が問題視され、報告されている形跡は窺われなかった。

(3) 大志寮生の管理体制の不備・不足

(a) 組織体制

大志寮の2024年度（令和6年度）入寮案内には、大志寮の運営に対する組織体制について以下のとおり記載されている。



また、同入寮案内では、大志寮は、校長が担当職員を埼玉栄高校の職員から任命して、①寮運営及び秩序の維持、②施設及び設備の管理、③寮生の指導及び監督、④寮生同志及び寮監（舎監）との人間関係の充実並びに⑤その他の業務を遂行させると記載されている。

なお、舎監が日常業務や緊急時に参照すべき安全管理上の具体的な業務マニュアルは策定されていなかった。

以上の諸点については、相撲寮を除く全ての生徒寮に共通しているものと考えられる。

(b) スポーツ文化振興チームによる管理

スポーツ文化振興チームは、別紙6（本報告書102頁）のとおり、「寮の管理及び寮生の指導」をその所管業務としており、別紙7の0（本報告書105頁）のとおり、大志寮・第二大志寮・第三大志寮・相撲部寮については、それぞれ、管理担当者が「寮の管理・指導」という業務を担当するものと定められていた。

もっとも、これらについて、スポーツ文化振興チームの年間施策計画書においては、年間の活動計画の中で管理の方法やタイムラインは示されていなかった。また、埼玉栄高校には、そもそも生徒寮の管理担当者が行うべき内容を取り決めた規程等が存在していなかった。

したがって、埼玉栄高校においては、生徒寮の管理については、その担当者のみを定めて、その実際上の生徒管理については担当者に一任する体制が取られていた。

2 安全管理関連の取組

(1) 部活動取得財産の安全管理義務

(a) 埼玉県教育委員会による通知

埼玉県教育委員会は、各市町村教育委員会教育長、各県立学校長及び各教育事務所（支所）長宛に、教保体第1号（令和5年4月1日）「体育的活動時における事故防止について（通知）」を発し、以下の事項を要請している。

1 施設・設備・用具などの日々の安全点検の励行

使用する施設・設備等の安全点検を実施し、破損やボルトの緩み等の危険がないか必ず確認すること。特に、防球ネットやサッカーゴール等については、強風等で転倒しないようにしっかりと固定されているか確認すること。

<中略>

12 「体育授業・運動部活動における事故防止の5則について」の徹底

別紙「体育授業・運動部活動における事故防止の5則について」を全ての職員の目に触れるところに掲示する等、一層の安全指導の徹底を図ること。

そして、同通知に添付されている別紙「体育授業・運動部活動における事故防止の5則について」では、以下の事項が掲げられている。

<前略>

2 施設・設備・用具などの日々の安全点検の励行

- 定期点検や活動前の事前点検を励行し、異常がある場合は速やかに適切な処置を施すこと。また、用具の保管場所を決め、整理・整頓に努めること。

<後略>

(b) 部活動指導の手引きにおける記載

これを受け、埼玉栄高校は、2024年度の「部活動指導の手引き」において、以下の注意喚起を行うとともに、埼玉県教育委員会作成の「体育授業・運動部活動における事故防止の5則について」の概要を掲載している。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、学校教育活動として位置付けられており、指導に当たる教員は、参加する生徒の安全を確保する義務を負っています。具体的には、本県の「体育授業・運動部活動における事故防止の5則について」（下記参照）を学校内に掲示するとともに熟読し、事故を防止するための施設・用具や生徒の健康観察のチェックシートを作成する他、指導に内在する危険を予見することが不可欠です。

また、大会や合同練習会等の主催者であれば、安全義務に関する運営責任も問われるため、大会や練習会等を運営する教員や役員の共通理解のもと、危機管理体制を周知徹底することが必要です。

(c) 部活動指導の手引きの周知

埼玉栄高校では、各年度のはじめに、全部活動顧問に対し「部活動指導の手引き」を用いて、前年度からの改訂箇所を中心に、安全への配慮等に関する研修を実施していた。

(2) 法令・ガイドラインに従った学校安全施策の履践状況

(a) 学校安全計画

学校安全計画は、学校保健安全法第 27 条⁶²により全ての学校で策定・実施が義務付けられている、安全教育及び安全管理の内容を関連させて統合した、安全に関する諸活動の総合的な基本計画である⁶³。学校安全計画には、少なくとも、①学校の施設及び設備の安全点検、②生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、③職員の研修に関する事項を盛り込むことが必要である（同条）。

埼玉栄高校では、各年度において「学校安全計画」が作成され、学校設備の安全管理に関する施策が定められていたものの、その中に総合グラウンドの具体的な安全管理（車両管理を含む。）に関する詳細な記述は含まれていなかった。

(b) 危機管理マニュアル

危機管理マニュアルは、学校保健安全法第 29 条第 1 項⁶⁴により全ての学校で策定が義務付けられている、学校安全計画を踏まえて、危機管理を具体的に実行するための必要事項や手順等を示したものであり、学校管理下で危険等が発生した際、教職員が円滑かつ的確な対応を図るために作成するものである⁶⁵。埼玉栄高校では、概ね文科省指針等に即した危機管理マニュアルが策定されている。

(c) 教職員研修

文科省学校安全ガイドラインでは、教職員は、安全教育に関する指導力を高めるため、学校や地域の実態に即した実践的な研修を行う必要があると定められている。

この点、埼玉栄高校では、各年度に 3 回、いじめに関する教職員研修を実施していた。また、埼玉栄高校では、不定期で外部講師を招聘して各種研修を行っており、2023 年 11 月 16 日には、外部講師による「安全配慮義務」に関する教職員研修を実施していた。

(d) 安全教育等

文科省学校安全ガイドラインでは、学校安全の重要な一環として安全教育の実践が求められている。

この点、埼玉栄高校では、年に 5 回情操教育が実施され、年に 2 回防災訓練が実施されていた。また、2024 年 7 月 19 日には、全校生徒を対象とした自転車安全教室が実施されていた。

⁶² 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない（学校保健安全法第 27 条）。

⁶³ 文科省学校安全ガイドライン 19 頁。

⁶⁴ 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（中略）を作成するものとする（学校保健安全法第 29 条第 1 項）。

⁶⁵ 文科省学校安全ガイドライン 22 頁。

第7 事実関係 V：事故発生後の対応

1 事故発生後の学校による関係者への対応

基本調査報告書によれば、埼玉栄高校の本件事故発生後における対応は以下のとおりである。

(1) 事故直後の学校の対応

(a) 状況把握・情報伝達

2024 年 11 月 17 日午前 0 時 30 分頃、C 教頭は、大宮西警察署から本件事故が発生した旨の連絡を受けた。この連絡を受けて、C 教頭は、直ちに事故現場である総合グラウンドに急行するとともに、A 校長に本件事故の発生について連絡を行った。連絡を受けた A 校長は、本件生徒 α が搬送された病院に急行するとともに、佐藤栄学園本部に対して事故発生を報告した。

また、これらに併せて、C 教頭は、本件生徒 α 担任及び本件生徒 α が所属していた男子陸上競技部監督に対して、救急搬送された病院に向かうよう指示を行った。さらに、保健体育科科长、空手道部監督、H 舎監等の関係部活動顧問及び舎監に対しても、埼玉栄高校の教職員間で本件事故に関する連絡がなされ、これらの者が事故現場に参集した。

(b) 事故対応の組織体制構築

本件事故発生の翌日である 2024 年 11 月 17 日、埼玉栄高校は以下の構成により「埼玉栄高校事故対策本部」を設置した。

役職・担当	氏名	所属及び役職
本部長	A 校長	埼玉栄中学・高等学校長
学校安全	B 教頭	埼玉栄中学・高等学校教頭
報道・保護者・情報	C 教頭	埼玉栄中学・高等学校教頭
庶務	氏名略	埼玉栄中学・高等学校事務長
総務	氏名略	埼玉栄中学・高等学校教務科次長
聞き取り	氏名略	埼玉栄中学・高等学校保健体育科科长
寮・部活動	D 教諭	埼玉栄中学・高等学校教務科科长補佐
遺族対応	氏名略	埼玉栄中学・高等学校教諭
心のケア	氏名略	埼玉栄中学・高等学校養護教諭
心のケア	氏名略	埼玉栄高等学校スクールカウンセラー

なお、当該対策本部は、文科省指針に基づき、事故の背景や経過等を明らかにし、原因究明と再発防止に向けた問題点を明らかにすることを目的として設置されている。その活動状況については、後記 2(1)(a)（本報告書 64 頁）を参照されたい。

(c) 本件遺族への初期対応

2024 年 11 月 17 日、本件生徒 α の死亡が確認された後、A 校長らは本件生徒 α の搬送先病院から大宮西警察署に移動し、本件生徒 α の両親と面会の上、本件事故について謝罪した。

(d) 関係機関への初期対応

埼玉栄高校は、埼玉県学事課に対して、2024 年 11 月 17 日午前 3 時 46 分に、電子メールにより本件事故の第一報を送り、本件事故の発生を報告した。

C 教頭らは、警察が本件事故について記者発表を行うとの情報を得て、2024 年 11 月 17 日の早朝に埼玉栄高校に赴き、報道対応の準備を行った。

(e) 教職員への初期対応

埼玉栄高校は、2024 年 11 月 17 日午前 8 時 30 分頃に全教職員に対して本件事故が発生した旨をメールにて報告し、同日午前 9 時 40 分には、全教職員に対して、翌 2024 年 11 月 18 日の午前 7 時に出勤して打合せを実施すること、及び、打合せ後の生徒らの登下校通学路の安全確保を行うことを指示した。

(2) 本件遺族に対する学校の対応

(a) 通夜・葬儀への参列

A 校長、保健体育科科长、本件生徒 α 所属クラスの担任教員（以下「担任教員」という。）、男子陸上部監督及び男子野球部監督は、2024 年 11 月 19 日午後 6 時、本件生徒 α の通夜に参列した。また、A 校長、保健体育科科长、本件生徒 α 担任及び男子陸上部監督は、翌 11 月 20 日午前 9 時に執り行われた本件生徒 α の告別式にも参列した。

(b) 調査概要の遺族への説明

2024 年 11 月 28 日、A 校長が、本件遺族に対してそれまでの調査の進捗を報告するとともに、在校生保護者から生徒への経緯説明を求められているため、生徒に対して事故や調査の概要を説明することを伝達した。

2025 年 1 月 26 日、C 教頭、保健体育科科长及び本件生徒 α 担任は、本件遺族の許可を得て、本件遺族の自宅まで赴き弔問を行い、その時点で判明している事故概要や調査の概要を説明した。

(c) 調査意向の確認

2025 年 3 月 22 日、本件遺族から本件生徒 α 担任に対して、本件事故に関する第三者委員会の設置について質問がなされた。埼玉栄高校では、これに対して、担任教員を通じて、学校法人が第三者委員会を設置する準備を進めている旨を回答した。

(d) 遺族とのその他のやりとり

- 2024 年 11 月 21 日午後 4 時、本件生徒 α の母親から本件生徒 α 担任に対して遺品の引取希望があったため、11 月 22 日、本件生徒 α 担任立会いの下で、本件遺族に対する遺品の受け渡しが実施された。
- 2024 年 11 月 26 日、埼玉栄高校は、担任教員を通じて、本件遺族に対して、本件生徒 α の兄からの聞き取りの可否について照会を行ったところ、本件遺族から現時点

では控えて欲しい旨の回答を受領した。そのため、埼玉栄高校は、本件生徒αの兄からの聞き取りを当分見送ることとし、当該意向を埼玉県警本部の担当係長にも連絡した。

- 2024年12月2日、担任教員は、本件事故当時、本件車両に同乗していた生徒らから謝罪の意思がある旨の連絡を受けたことを本件遺族に伝えたものの、翌12月3日、本件遺族から担任教員に対して、本件車両に同乗していた生徒らからの謝罪の実施については謝絶する旨の回答があった。
- 2024年12月5日、本件遺族から、本件生徒α担任に対して、学校関係者の立会いのもとで本件生徒らからの謝罪を受け入れたい旨の連絡がなされた。担任教員は、本件遺族に対して、当事者のやりとりへの学校関係者の立会いが困難である旨を指摘して、これを前提に謝罪を受け入れるか否かの再考を依頼したところ、同日、本件遺族から、本件生徒α担任に対して、本件の全容が判明するまでは本件生徒らからの謝罪を受け入れることはできない旨の意向が示された。

(3) 保護者に対する学校の対応

(a) 臨時保護者会の開催

2024年11月20日午後6時から午後8時30分頃まで、臨時保護者会が開催された。この保護者会では、埼玉栄高校より事故発生の経緯、今後の対応方針、心のケア及び再発防止について説明がなされ、約800家庭が参加した。

(b) 大志寮保護者説明会の実施

臨時保護者会に参加することができなかった遠方の大志寮入寮者の保護者を対象として、以下の日程で大志寮保護者説明会が計画され、実施された。

2024年11月30日午後1時：	3家庭参加
2024年12月1日午前8時30分：	8家庭参加
2024年12月4日午後6時：	参加家庭なし
2024年12月7日午後2時：	1家庭参加
2024年12月15日午前7時30分：	1家庭参加
2024年12月15日午後2時：	4家庭参加

合計17家庭が参加した大志寮保護者説明会では、事故の経緯、寮の管理体制の見直し、再発防止策等について説明が行われた。また、2024年12月24日、埼玉栄高校は、全大志寮保護者に対して、これらの説明会での意見及びそれに対する学校側の回答について連絡がなされた。

(c) 関係部活動保護者会の開催

2024年11月29日午後6時30分、本件事故以前に本件車両を無断乗車していた生徒が所属する男子野球部の保護者会が開催された。この保護者会では、埼玉栄高校より、事故の概要、部活動における安全管理の徹底、再発防止策等について説明が行われた。

また、2024 年 12 月 9 日午後 6 時、本件生徒 α が所属していた男子陸上競技部の保護者が開催された。この保護者会では、埼玉栄高校より、本件生徒 α への哀悼の意が表明されるとともに、部員の心理的ケア、今後の部活動運営等について説明が行われた。

(d) 安全管理に関する継続的な情報提供

2024 年 12 月 9 日、埼玉栄高校は、事故の調査を受けて再発防止策を検討する学校内の再発防止委員会を設置した。それを受けて、2024 年 12 月 10 日、埼玉栄高校は、保護者に対して、SUN システム（学校の連絡システム）を通じて安全管理の実施について報告した。

(4) 生徒に対する学校の対応

(a) 全校生徒への説明等

本件事故の発生後初めての登校日であった 2024 年 11 月 18 日、A 校長が、全校生徒に対して、その時点で埼玉栄高校において把握している情報を基礎として本件事故の概要について報告し、全校生徒及び教職員により黙祷が捧げられた。

なお、埼玉栄高校では、通常、スクールカウンセラーが 2 名在籍し、日替わりでいずれか 1 名は学校で待機している体制が取られていた。本件事故発生後初めての登校日である 2024 年 11 月 18 日には、カウンセリングを要する生徒が増加する可能性を考慮して、在籍するスクールカウンセラー 2 名がいずれも待機する体制がとられた。同日に精神的不調を訴えた生徒は 1 名であり、同生徒はスクールカウンセラーのカウンセリングを受けた。

また、2024 年 12 月 24 日の終業式においては、A 校長の講話により、本件生徒 α の冥福を祈るとともに、教員側の再発防止への取組と生徒からの相談を受け止める姿勢について全校生徒にメッセージが示された。

(b) 大志寮生への対応

2024 年 12 月 2 日、職員朝会において、C 教頭が関係部活動顧問に対して、寮生のメンタルケアを行うこと、及び保護者への連絡を行ってその心配の軽減を図るよう指示した。これを受けて、翌 12 月 3 日、職員朝会において、A 校長が各関係部活動顧問に対して前日の C 教頭の指示を再確認し、D 教諭にその実施状況についてフォローすることを指示した。

これらの指示に基づき、2024 年 12 月上旬に、埼玉栄高校から寮生の保護者に対して連絡が取られ、生徒の様子や心理状態について情報共有が行われた。2024 年 12 月 6 日には、D 教諭から各寮の寮生保護者への連絡が各部活動顧問により完了した。

(5) 関係生徒に対する学校の対応

本件事故後、本件生徒 α 以外の本件生徒に対しては、以下の対応が行われた。

- 2024 年 11 月 21 日午後 2 時、保健体育科科长及び担任教諭が本件生徒 β の自宅を訪問し、体調確認・事故聴取を行った。
- 2024 年 11 月 22 日午後 2 時、保健体育科科长及び担任教諭が本件生徒 γ の自宅を訪問し、同様に体調確認・事故聴取を行った。
- 2024 年 11 月 24 日午後 2 時、保健体育科科长及び男子野球部監督が本件生徒 δ の自宅を訪問し、同様に体調確認・事故聴取を行った。

なお、本件生徒 β 、本件生徒 γ 及び本件生徒 δ は、それぞれ、2024 年 12 月 31 日付、2024 年 12 月 31 日付及び 2024 年 12 月 9 日付で、埼玉栄高校より他校に転学した。

(6) 関係機関に対する学校の対応

(a) 埼玉県学事課への報告

埼玉栄高校は、埼玉県学事課に対して、以下のとおり段階的に都度事故報告を行った。

- 2024 年 11 月 17 日午前 3 時 46 分：第 1 報（事故発生の旨を報告）
- 2024 年 11 月 17 日午前 10 時 8 分：第 2 報（暫定事故報告書提出）
- 2024 年 11 月 17 日午後 1 時 36 分：第 3 報（暫定事故報告書提出）
- 2024 年 11 月 17 日午後 4 時 7 分：第 4 報（暫定事故報告書提出）
- 2024 年 11 月 18 日午前 7 時 26 分：第 5 報（暫定事故報告書提出）
- 2024 年 11 月 19 日午後 4 時 49 分：第 6 報（暫定事故報告書提出）
- 2024 年 12 月 25 日午前 11 時 0 分：第 7 報（暫定事故報告書提出）
- 2025 年 4 月 10 日：第 8 報（基本調査報告書提出）

(b) 警察との連携

埼玉栄高校は、本件事故発生直後から埼玉県警察本部及び大宮西警察署と連携を図り、以下のような協力を行った。

ア 初期段階での情報共有

2024 年 11 月 19 日午後 2 時 10 分、大宮西警察署交通課課長から C 教頭に対して電話があり、埼玉県警察本部が本件を担当することになった旨の報告があった。この際、本件車両には当初把握されていた 3 名に加えて 4 人目の同乗者（本件生徒 δ ）がいたことが伝えられた。また、同日午後 2 時 30 分から県警本部が記者発表を行う予定であることも報告された。

イ 捜査への協力

埼玉栄高校は、警察による関係者の事情聴取に全面的に協力していた。2025 年 5 月中旬までに、警察による以下の教職員又は生徒に対する聴取等に際して、学校施設内での聴取場所の提供や教職員の立会い等を行った。

- 合計して約 50 回弱の教職員への聴取や現場立会いなどへの協力

- 合計して 200 回以上に及ぶ関係生徒への聴取への協力

(c) 記者会見の実施

2024 年 11 月 19 日午前 11 時から午後 0 時 30 分まで、佐藤栄学園及び埼玉栄高校は、佐藤栄学園本部において記者会見を実施し、埼玉県警記者クラブ所属の各報道機関が参加した。なお、本件事故は、各種新聞社又はテレビ局により広く一般に報道された。

2 学校による事故原因・再発防止策の調査・検討

(1) 学校による基本調査の実行

(a) 対策委員会の設置と活動

前記 1(1)(b)（本報告書 59 頁）のとおり、埼玉栄高校は、2024 年 11 月 17 日に事故対策本部を設置した。事故対策本部は、定期的に対策委員会を開催し、調査の進捗共有、今後の調査対象の検討及び事故原因の協議等を行った。当該対策委員会の開催状況は、以下のとおりである。

回	日付	主な議題・内容
第 1 回	2024 年 11 月 17 日	■ 対策本部設置、対策委員会の目的等確認 ■ 事故の概要について ■ 今後の調査方針について
第 2 回	2024 年 11 月 22 日	■ 「乗車の常態化」の調査の方針について ■ 関係者への聞き取り結果について ■ 関係部活動生徒・大志寮生アンケート結果について ■ 今後の調査見通しについて
第 3 回	2024 年 11 月 27 日	■ 教職員アンケート及び大志寮以外の寮生アンケートの結果について ■ 今後の聞き取り対象者について ■ 関係部活動及び大志寮保護者説明会について
第 4 回	2024 年 12 月 6 日	■ 調査結果について ■ 事故原因についての検討 ■ 再発防止委員会の設置について報告
第 5 回	2024 年 12 月 11 日	■ 警察への関連資料の提出について ■ 月例職員打ち合わせで行う事故に関する説明と安全管理についての確認 ■ 事故原因について協議
第 6 回	2024 年 12 月 23 日	■ 警察による関係生徒の聴取結果について ■ 調査結果について ■ 今後の警察による聴取対象生徒について
第 7 回	2025 年 1 月 31 日	■ 警察による関係生徒の聴取結果について ■ 調査報告書の記載内容について ■ 今後の警察による聴取対象者について
第 8 回	2025 年 3 月 10 日	■ 警察による関係生徒の聴取結果について ■ 調査報告書の記載内容について ■ 今後の警察による聴取対象者について
第 9 回	2025 年 3 月 25 日	■ 警察による関係生徒の聴取結果について ■ 調査報告書の記載内容について ■ 再発防止策の進捗について ■ 今後の警察による捜査について

(b) 基本調査の実施

対策本部は、本件事故の調査として、関連資料の精査、アンケート調査の実施及び関係者へのヒアリングを実施し、基本調査を行った。特に、基本調査は、警察の捜査と並行して行われており、特に関係者へのヒアリングや実地調査においては、警察と共にその調査を行っている。対策本部による関係者へのヒアリング及び関係者との実地調査は、延べ200人以上の関係者との間で、累計300回以上実施された。

(2) 学校による再発防止策の検討・実行

(a) 再発防止委員会の設置と活動

2024年12月9日、再発防止委員会が設置され、その後以下の日程で委員会が開催された。

回	日付	主な議題・内容
第1回	2024年12月9日	■ 再発防止委員会の設置 ■ 基本方針の確認
第2回	2024年12月16日	■ 学校として行いたい再発防止策案の決定
第3回	2025年2月4日	■ 再発防止策の具体的実施方法の検討
第4回	2025年2月28日	■ 再発防止策の具体的実施方法の検討 ■ マニュアル案の内容確認

再発防止委員会は、2024年12月17日に再発防止策について佐藤栄学園と情報共有を行い、その履践に経費を要する再発防止策については履践の検討を要請した。

(b) 教職員への情報共有と研修

埼玉栄高校は、本件事故に関して教職員に対して継続的な情報共有と研修を実施した。主な実施内容は以下のとおりである。

- 2024年11月21日：葬儀参列、記者会見、臨時保護者会の実施について報告
- 2024年11月28日：埼玉栄高校部科長主任会で調査情報を共有
- 2024年12月12日：職員月例打合せで、事故や安全管理について説明
- 2024年12月24日：保護者説明会での意見・回答等を全教職員で共有
- 2025年3月21日：捜査の進捗状況や再発防止について職員研修会で報告
- 2025年4月10日：月例打合せで捜査進捗や事故防止等について講話

(3) 詳細調査委員会（当委員会）の設置

本件事故発生から約5か月間にわたる基本調査を経て、2025年4月10日付で基本調査報告書が作成され、埼玉栄高校、佐藤栄学園及び埼玉県学事課に対して報告された。これを受けて、佐藤栄学園は本件事故について詳細調査を実施することを決定し、2025年5月22日に当委員会が設置されるに至った。

3 学校による再発防止策等の実施

前記 2(2)(a)（本報告書 65 頁）のとおり、埼玉栄高校では、自主的な再発防止委員会が設置されており、本件事故に対する各種再発防止策を履践している。各種再発防止策とその 2025 年 10 月 1 日時点での履践状況の概要は以下のとおりである。

No.	再発防止策	履践状況
備品管理・総合グラウンド関係		
1.	校内物品の一斉調査・リスト化	履践済
2.	物品の定期的な安全点検の実施	点検の具体的方法論を検討中
3.	総合グラウンド管理マニュアルの策定・実行	総合グラウンド設備の施錠・点検等を定めた総合グラウンド使用規程を策定済
4.	グラウンド整備用のスポーツトラクター2台の購入（小型特殊車両として登録）	履践済
5.	グラウンド整備用トラクターのマニュアルの整備	車両管理担当者・運行ルール等を定めた総合グラウンド整備用車両管理規程を策定済
6.	グラウンド整備用トラクターについて、マニュアルに従った運行管理簿の備置・記録	各トラクターについて運行管理簿を作成。日々の運行を記録済
7.	公用車管理規程に準じたグラウンド整備用トラクターの鍵管理のルール整備	各トラクターにつき、2 本中 1 本の鍵は職員室のキーボックス内で管理し、もう 1 本の鍵を車両管理担当者たる教員が保管するものと規定
8.	学校安全計画に総合グラウンドの管理を追加	履践済
寮関係		
9.	入寮案内・寮則の改訂	門限・点呼時間を明記した入寮案内・寮則を整備・配布
10.	寮生・保護者への定期的アンケートの実施	2024 年度は実施済。今後も半年に 1 回程度実施予定
11.	舎監業務マニュアルの作成	舎監業務マニュアルを策定し、点呼や週報の提出などの日々の業務内容を明確化
12.	大志寮につき、複数の管理者による管理体制の構築	本件事故時の舎監 1 名体制に変更がないため、舎監 1 名に加えて入寮部活動顧問が輪番で宿泊し、夜間の寮管理にあたっている
13.	大志寮の施錠強化	食堂のクレセント錠に補助錠を付加。また、点呼後に玄関ドアの自動運転を解除し、サムターンを回して施錠
14.	大志寮の防犯カメラ設置	防犯カメラを 4 台設置し、夜間の無断外出や外部からの侵入者等を監視
コミュニケーション関連		
15.	スクールカウンセラーによる寮生面談の実施	2025 年 9 月 11 日から実施
16.	スクールカウンセラーと常時相談可能な校内システムの構築・寮内での掲示	履践済
17.	生徒が常時通報可能な通報システムの導入	履践済
18.	生活確認アンケートの実施	履践済
部活動管理関連		
19.	「部活動指導の手引き」の教職員への説明	履践済
20.	各部活動顧問を教頭直下に配する管理・指示系統を整備	履践済
21.	物品所得手続や練習計画・実施報告等の提出等を、スポーツ文化振興チームが実施	履践済
教育関連		
22.	情操教育の強化	履践済
23.	事故情報の職員共有・危機管理意識の醸成	月例職員会や部活動顧問会で事故の概要・原因等・再発防止策を共有。また、外部識者による学校事故に関する研修を実施
24.	社会的な事故・不祥事の取り上げ・周知	他校の事故・不祥事等を教頭から教職員へ、教職員から生徒へ、都度共有

第8 事故原因の分析

1 原因分析の手法

当委員会は、本件と同様の事故の再発防止策の策定を究極的な目的としているため、その事故原因の分析に当たっては、民事・刑事その他の法的責任の有無という観点ではなく、本件事故という結果に対して事実的因果関係⁶⁶を有し得る事情を広く分析した。もっとも、本件事故という結果に対して事実的因果関係を有する事実の全てを検討対象とすると、理論上は極めて多数の事象を検討する必要があることとなり現実的ではないため、それぞれの結果に対する影響の程度や原因相互の関係性を考慮して、その原因を是正することによって結果の発生を防止する可能性が比較的高いと考えられる原因を主な検討対象とすることとした。

2 事故に至る事実的因果関係の概要

当委員会は、前項に記載した基本的な視点に基づき、本件事故に至る事実的因果関係を基礎付ける事実を事故の発生に直接的な関係を有する原因とそれに影響を与える誘因に区分した上で、誘因を更に因果関係が間接的なものや状況的な因子によるものに分けて、①直接的原因、②間接的要因、③背景的要因及び④構造的要因という4つの類型に分類して整理した。本項目では、その概要を記載し、その詳細については順次それ以降の項目で記載することとする。

類型	内容
直接的原因	本件生徒4名による本件事故当日の無断乗車行為
間接的要因	A) 本件車両への無断乗車が容易だったこと A-1. 物理的可能性：車両の管理体制の不備 A-2. 心理的可能性：無断乗車の常態化 A-3. 正常化可能性：無断乗車の認識の欠如 B) 大志寮からの無断外出が容易だったこと B-1. 物理的可能性：寮からの外出可能性 B-2. 心理的可能性：無断外出の常態化 B-3. 正常化可能性：無断外出の認識の欠如
背景的要因	A) 既存の財産管理体制の形骸化・機能不全 A-1. 備品調査票の提出・取得備品一覧表の更新の形骸化 A-2. 校務分掌チームによる部活動取得財産の管理不全 B) リスク・アプローチによる安全管理体制の欠如 C) ヒヤリハット事例に対する組織的検証の欠如
構造的要因	A) 部費会計・部活動に対するガバナンスの不存在 B) 不明確・複雑な校内規程によるガバナンスの機能不全 C) 点検・監査の不備によるガバナンスの機能不全

3 直接的原因：本件生徒らによる無断乗車行為

前記第4の3（本報告書30頁）のとおり、本件生徒βは、無免許である（すなわち、運転技術を公的機関で習得していない状態である）にもかかわらず、自動車が走行することが想定されていない未舗装区域や陸上トラックにおいて本件車両を周回走行させ、これを横転させたことによ

⁶⁶ 本報告書においては、その存在が認められる、又はその存在の可能性のある特定の事象について、当該事象が存在しなければ当該結果は生じなかったといえるかという、条件関係（「あれなければこれなし」）に基づく原因・結果の結びつきを意味する。

り車体と地面に身体が挟まれることとなった本件生徒αが負傷・死亡するに至った。また、本件生徒の供述を総合すれば、本件事故当日の無断乗車行為においては、蛇行運転等の危険な運転や、車両外への上半身の乗り出し等の危険な行為が行われていた可能性も否定できない⁶⁷。

そのため、当委員会は、再発防止策を作成するための原因分析という観点では、本件事故の直接的原因は、本件生徒による本件事故当日の危険な態様での無断乗車行為であると捉え、これと同様の行為が行われないようにすること自体が本件事故と同様の又は原因を同一にする将来の事故の発生防止必要かつ有用であると考える。

4 間接的要因

本件事故の直接的原因は、本件生徒による本件車両への無断乗車であったことは前記のとおりであるが、状況的にそのような無断乗車が容易であったことが事故の発生に大きく影響しており、また、その前提として、本件生徒らによる大志寮からの無断外出が容易な状況にあったことが本件事故の発生の誘因になっていると考えられる。そこで、本項目においては、無断乗車と無断外出が容易であったことについて本件事故との関連性の見地から分析した。

(1) 本件車両への無断乗車が容易だったこと

(a) 物理的可能性：車両の管理体制の不備

前記第5の2(2)(d)（本報告書37頁）のとおり、本件車両を含む男子サッカー一部の使用していたグラウンド整備用車両については、無施錠の車内において鍵が保管されており、生徒や第三者が容易に車内に侵入し、本件車両内の鍵を利用して車両を容易に運転できる状態にあった。

一般に車両は施錠及び鍵によって管理されているものであって、施錠されていれば（窓等の何らかの部位を損壊させない限り）生徒や第三者は車内に侵入することができない。また、そもそも鍵がなければ、（ホットワイヤリング等の不正な私用形態でない限り）本件車両のエンジンを始動させることはできないのであって、生徒や第三者が容易に取得できない形式で保管されていれば、本件事故当日に本件生徒が本件車両を無断乗車することは容易ではなかった。

したがって、本件車両の鍵の管理体制の不備等により本件車両への無断乗車が物理的に可能かつ容易であったことは、直接的原因である本件事故当日の無断乗車行為を引き起こした間接的要因である。

(b) 心理的可能性：無断乗車の常態化

前記第4の2(1)（本報告書16頁）のとおり、上記車両の管理体制の不備を背景として、本件事故以前から多数の生徒らによるグラウンド整備用車両の無断乗車行為が常態化し

⁶⁷ 本文記載の事実に加え、前記第4の3(3)（本報告書31頁）のとおり、本件生徒α以外の本件生徒3名は、本件事故発生直後に直ちには救急連絡を行っていないことが問題になり得る。もっとも、当該事情は、それ自体本件生徒αの負傷・死亡の程度など結果の重大性に影響し得るとしても、本件事故と同様の事故の発生の防止という当委員会の検討目的と直接の関連を有するものではないと考えられるため、特に誘因の一つとして掲げる必要はないと判断した。

ており、これによって本件生徒は本件車両について無断乗車行為が可能であることを覚知するに至った。

本件生徒はいずれも男子サッカー部の部員ではなく、部活動その他の校内活動を通じて本件車両に接する機会があったわけではないと考えられる。したがって、本件車両は無施錠の車内において鍵が放置されていたとはいえ、その車両の管理体制の情報や他の生徒らが実際にこれを利用して無断乗車行為を行っているという事実を認識しなければ、本件生徒らが偶発的に本件車両を発見して本件事故当日の無断乗車行為を行う可能性は限定的であったと評価できる。

したがって、本件事故以前に校内でグラウンド整備用車両の無断乗車行為が常態化していたことは、直接的原因である本件事故当日の無断乗車行為を引き起こした間接的要因である。

(c) 正常化可能性：無断乗車の認識の欠如

前記第4の2(2)（本報告書29頁）のとおり、上記のようにグラウンド整備用車両の無断乗車行為が常態化していたにもかかわらず、男子サッカー部の部活動顧問その他の埼玉栄高校の教職員は、これを把握できておらず、車両の管理体制の不備を改善することを含めた無断乗車行為の是正対応は何ら行われなかった。

仮に本件事故当日までに、生徒らによってグラウンド整備用車両の無断乗車行為が行われていることを教職員が認識した場合、少なくとも車両の管理体制を改めることや生徒らに対して注意・啓発を行うなど、その再発を防止する施策が自発的に講じられた蓋然性は高く、その場合、本件事故当日に本件生徒が無断乗車行為を行うことはなかったと考えられる。

したがって、過去の無断乗車行為が学園・学校・教職員に把握されず、組織的にインシデントとして検出されることなく、対応策が採られなかったことは、上記の(a)及び(b)と相まって、直接的原因である本件事故当日の無断乗車行為に影響を与えた間接的要因に位置付けられる。

(2) 大志寮からの無断外出が容易だったこと

(a) 物理的可能性：寮からの外出可能性

前記第6の1(2)(d)（本報告書55頁）のとおり、大志寮では、門限・点呼等の仕組みが存在したものの、その舎監は1名であり、門限後においても大志寮正面玄関からの外出や入出が物理的に制約されているものではなかったため、本件生徒は本件事故当日も容易に大志寮から無断で外出することができた。

仮に大志寮における門限・点呼後の入退出が物理的に容易ではない状況であれば（例えば、正面玄関ドアが教職員の協力なしに開閉せず、また、食堂や各部屋のベランダ等を通じた外部との往来が物理的に遮断されているなど）、本件生徒が本件事故当日に大志寮から容易に無断で外出することはできず、その結果、本件生徒による本件事故当日の無断乗車行為は容易ではなかったと考えられる。

したがって、大志寮からの無断外出が物理的に可能かつ容易であったことは、直接的原因である本件事故当日の無断乗車行為を引き起こした間接的要因である。

(b) 心理的可能性：無断外出の常態化

前記第4の2(1)(e)（本報告書25頁）のとおり、少なくとも2024年度後半以降は、大志寮の入寮者による門限・点呼後のグラウンド整備用車両の無断乗車行為及びこれに伴う大志寮からの無断外出が常態化している。これによって、本件生徒が大志寮からの無断外出が可能であることを覚知し、又は本件生徒らの無断外出に対する心理的障害の程度を減殺するに至ったことで、「夜間に寮を抜け出して総合グラウンドに赴き、本件車両に無断乗車する」という行動パターンを定着させたものと考えられる。

本件事故当日まで大志寮の入寮者が規律を遵守して門限・点呼後の無断外出を行っていない場合には、本件生徒が本件事故当日に大志寮から無断外出をするという計画を立てることも、或いはそもそも無断乗車行為を行おうとすることもなかったとみることができる。

したがって、大志寮からの無断外出が常態化していたことは、直接的原因である本件事故当日の無断乗車行為を引き起こした間接的要因である。

(c) 正常化可能性：無断外出の認識の欠如

前記第4の2(2)（本報告書29頁）のとおり、埼玉栄高校の教職員は、大志寮からの無断外出を伴う無断乗車行為の常態化を認識しておらず、大志寮からの無断外出への是正対応は何ら行われなかった。

仮に本件事故当日までに、教職員が大志寮からの無断外出を伴う無断乗車行為の常態化を認識した場合、少なくとも寮の監督体制を改めることや生徒らに対して注意・啓発を行うなど、その再発を防止する施策が自発的に講じられた蓋然性は高いと考えられ、その場合、本件生徒らによる本件事故当日の無断外出は容易ではなかったと考えられる。

したがって、過去の無断外出が学園・学校・教職員に把握されず、組織的にインシデントとして検出されることなく、対応策が採られなかったことは、上記の(a)及び(b)とあいまって、直接的原因である本件事故当日の無断乗車行為を引き起こした間接的要因である。

5 背景的要因

(1) 既存の財産管理体制の形骸化・機能不全

(a) 備品調査票の提出・取得備品一覧表の更新の形骸化

前記第5の4(4)(c)ウ（本報告書46頁）のとおり、埼玉栄高校における既存の財産管理制度のもとでは、部活動取得財産のうち一部については、各部活動顧問において備品調査票を提出し、その内容が学校の取得備品一覧表に登録される体制が採用されていた。この備品調査票の提出により、部費会計上の財産のうち指定された範囲の財産を学校が把握

することができるようになり、場合によって取得備品一覧表に従った部活動取得財産の点検管理を行うことも可能であったと考えられる。

そして、本件車両は、埼玉栄高校の校内規程・ルール上、購入に際して備品調査票の提出がなされ、取得備品一覧表に登録されるべき部活動取得財産であった。

それにもかかわらず、前記第 5 の 4(6)(b)ウ（本報告書 51 頁）のとおり、埼玉栄高校では、長期間、備品調査票の提出や取得備品一覧表の更新が行われておらず、これらの制度自体が形骸化していたため、実態として、本件車両について備品調査票が提出され、取得備品一覧表に登録されることはなかった。

これにより、本件車両は学校法人・学校が組織的にその存在を把握する財産とならず、各監査などの組織的な管理対象から欠落することとなり、このことが車両の管理体制を含むその管理不備が野放しにされる背景となったと考えられる。

したがって、備品調査票の提出・取得備品一覧表の更新の形骸化は、本件事故の間接的要因である「本件車両への無断乗車が容易だったこと」に関する各間接的要因を引き起こした背景的要因である。

(b) 校務分掌チームによる部活動取得財産の管理不全

前記第 5 の 4(4)(c)エ（本報告書 47 頁）のとおり、生徒会チーム及びスポーツ文化振興チームは、校務分掌上、それぞれ、生徒会部費を原資とした部活動取得財産及び生徒徴収部費を原資とした部活動取得財産の管理を所管していた。しかしながら、前記第 5 の 4(6)(c)（本報告書 52 頁）のとおり、実態としては、部活動顧問らが、所属する部活動に係る部活動取得財産をそれぞれ自主管理しており、生徒会チームやスポーツ文化振興チームはこれを指揮監督していなかった。

これにより、本件車両は部活動顧問らによる属人的な管理に服することとなり、このことが車両の管理体制を含むその管理不備が野放しにされる背景となったと考えられる。

したがって、このような校務分掌チームによる部活動取得財産の管理不全は、本件事故の間接的要因である「本件車両への無断乗車が容易だったこと」に関する各間接的要因を引き起こした背景的要因である。

(2) リスク・アプローチによる安全管理体制の欠如

(a) 総論

上記(1)(a)及び(b)のとおり、埼玉栄高校における既存の財産管理体制の一部は形骸化・機能不全となっており、そのことが本件事故の背景的要因を構成していると考えられる。もともと、より重大な背景的要因には、そもそも既存の財産管理体制は安全管理体制としては不十分であり、会計上の財産管理の枠組みとは別個の安全管理体制が構築されていなかったことがあるものと考えられる。

(b) リスク・アプローチの欠如

前記第 5 の 4(2)（本報告書 39 頁）のとおり、埼玉栄高校の学校会計財産に関する安全管理体制は、一次的には取得財産について会計上の処理に基づいて取得金額・使用期間の

要件を充たしたものに限って各種台帳やリストに登録し、その登録された財産を点検管理する体制であり、その根幹が会計上の備品管理の体制に立脚している。

しかしながら、会計上の財産管理は、その主目的が学校法人会計の適正な処理にあり、その基本的な対応は現物と帳簿の一致（突合）や過大・過小計上の防止にあるため、各財産の点検管理の必要性は会計上の重要性（すなわち、主に会計上の影響額の多寡）に応じて判断されることが妥当かつ一般的である。これにより、簿価が基準値以下の低額な中古自動車であった本件車両は、佐藤栄学園の台帳に登録されるべき財産としては処理されず、また、当該処理自体は学校法人会計上特段の問題を有する処理ではなかったと評価できる。また、埼玉栄高校の定める備品調査票の提出や取得物品一覧表の更新が形骸化していたものの、それ自体は学校法人会計上特段の問題を有するものではないため、重大な手続の欠缺として捉えられずに放置される要因となった可能性も否定できない。

反対に、各財産の生徒や教職員の生命・身体に対する安全性という観点では、財産価値等によってそのリスク管理の重要性が定まるものではない。換言すれば、本件車両のように、それ自体の金銭的重要性が限定的であったとしても、生徒や教職員の生命・身体の安全管理という観点での重要性は高いというリスク財産は存在すると考えられる。

したがって、生徒や教職員の生命・身体の確保という観点では、各財産のリスクの程度に応じて安全性という観点から点検管理を行う体制の構築が必要である。

(c) 文科省学校安全ガイドラインの示唆

このようなリスク・アプローチに従った安全管理体制の構築は、文科省学校安全ガイドラインにおいても示唆されているものである。

学校では、生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検を含む各事項について学校安全計画を策定し、これに従った安全点検を実施しなければならず（学校保健安全法第 27 条）、毎学期 1 回以上の定期点検（学校保健安全法施行規則第 28 条第 1 項）、必要あるときの臨時点検（同条第 2 項）及び日常的な点検（同施行規則第 29 条）が行われる必要がある。文科省学校安全ガイドラインでは、このように学校内の施設設備・器具、危機管理体制及び通学路の安全を「点検」することは、生徒等が事故等に巻き込まれることを未然に防ぐ重要な安全管理の取組の一つであり、決まった項目を毎年点検するだけでなく、常に、登下校を含めた学校生活の環境内にある危険箇所及び危険な環境条件を「抽出」「分析」「管理」する取組を、PDCA サイクルに基づき組織的に進めていくことが必要であると説明されている⁶⁸。

(d) 小括

それにもかかわらず、佐藤栄学園及び埼玉栄高校では、リスク・アプローチに従った点検管理を実施するという安全管理体制は存在しなかった。

⁶⁸ 文科省学校安全ガイドライン 67 頁。具体的には、(i) ①教職員、児童生徒等、保護者、地域から提供される情報、②過去の事故等の発生に関する情報及び③事故等の発生条件に関する情報を参考にして、事故等の発生可能性が高い箇所を抽出し、(ii) 抽出された危険箇所を①複数の目による客観的な分析、②児童生徒等の行動の分析及び③児童生徒等による調査等を通じて分析し、(iii) ①物理的対策と人による対策、②協議会・委員会による組織的な取組の推進及び③事故等情報の共有等の手順により危険箇所について組織的に対応・管理していく方法論が紹介されている。

本件車両は、用法を誤れば生徒や教職員の生命・身体に対する危険性が高い財産であり、リスク・アプローチに従った点検管理が行われた場合、重点的な点検管理の対象となっていた可能性は十分想定される。

したがって、このようなリスク・アプローチによる安全管理体制の欠如は、本件事故の間接的要因である「本件車両への無断乗車が容易だったこと」に関する各間接的要因を引き起こした背景的要因である。

(3) ヒヤリハット事例に対する組織的検証の欠如

(a) 器物損壊事件に対する組織的検証の欠如

前記第5の2(2)(d)イ（本報告書37頁）のとおり、男子サッカー部のグラウンド整備用車両の鍵が従来保管されていたプレハブ式簡易倉庫内では、2023年3月頃、何者かによる窓ガラスの破壊及び扉の鍵の不正な損壊又は解錠等が行われるという器物損壊事案が発生した。もっとも、当委員会が収集した資料及び関係者の供述の限りでは、当該器物損壊事案について、学校として体系的な原因分析や再発防止策の検討が行われた形跡はない。

上記事案は、総合グラウンドにおいて財産が第三者に窃取され得る危険が現実には顕在化したことを示すものであり、その検証・対応が十分に行われた場合には、プレハブ式簡易倉庫の付近に駐車されている本件車両の鍵の保管方法が問題視されて是正された可能性も否定できない。

(b) 本件車両の不具合に対する組織的検証の欠如

前記第5の2(2)(c)イ（本報告書35頁）のとおり、本件車両については、本件事故以前において、エンジン故障を含めた不具合・故障が複数回発生している。もっとも、これらの不具合・故障について、学校として体系的な原因分析や再発防止策の検討が行われた形跡はない。

上記不具合・故障の中には、検証する視点によっては、単なるサッカーボールの衝突等の偶発的なやむを得ない事象ではなく、生徒又は第三者による意図的な行為が介在しなければ生じないものではないかとの疑問が呈された可能性も否定できない。

(c) 小括

以上から、((1)及び(2)に比して重要性は劣後するものの)このようなヒヤリハット事例の組織的検証の欠如は、本件事故の間接的要因である「本件車両への無断乗車が容易だったこと」に関する各間接的要因を引き起こした背景的要因である。

6 構造的要因

(1) 部費会計・部活動に対するガバナンスの不存在

(a) 部費会計に対するガバナンスの不存在

ア 部活動が「所有」する財産であるという誤認

前記第5の4(4)(a)（本報告書45頁）のとおり、部活動取得財産のうち特に部活動団体財産については、それらが部活動の所有物であって学校法人の所有物ではないため、原則として学校法人会計上の処理が適用されず、その管理等も所有者たる部活動において行う必要があるとの認識が広がっていた。

もともと、当委員会の調査の限り、埼玉栄高校の各部活動は、法人ではなく、また、権利能力なき社団であるとも考えられないため⁶⁹、物の所有権を有することはできず、また、物がその構成員の総有に属することもないものと考えられる。したがって、部活動団体財産については、学校法人の所有に属するものと考えられる。

イ 「所有者」任せの財産管理

それにもかかわらず、埼玉栄高校では、学校法人が所有する部活動団体財産について、これが各部活動の所有物であるという誤った認識の下、部活動団体財産の管理全般について、「部活動顧問が適切に行うべきものであり、学校側の主体的な関与は不要」という認識が定着していたと考えられる。これにより、本件事故当時、男子サッカー部を含めた埼玉栄高校の各部活動に関する部活動団体財産は、基本的に全てその取得・管理・廃棄について学校法人・学校のいずれにも届出や報告がなされておらず、各部活動顧問らに対してこれらを指揮監督する校務分掌チームは機能しておらず、部費会計についてはその収支の報告のみがなされる状態が長期間継続していた。

すなわち、埼玉栄高校では、部費会計財産について学校法人又は学校によるガバナンスを確保する必要があるとの認識が欠如しており、実際にガバナンス体制そのものが構築されていなかったものと評価できる。そして、当委員会の調査の限り、関係教職員にはこの点を明示的な問題点・要改善事項として指摘する者はおらず、また、学校において既に実施されている再発防止策も部費会計に対するガバナンスが欠如していることを問題視して設計されたものは存在しない。

ウ 小括

以上から、そもそも部費会計を掌握・管理する必要性の認識を欠き、これに対するガバナンスが存在しなかったことは、部費会計財産を取り巻く備品調査票の提出不備や校務分掌チームの監督機能不全による部費会計のブラック・ボックス化の事態に対して疑問を生じさせず、その状態を放置することとなった構造的要因を構成している。

⁶⁹ 判例は、「団体としての組織をそなえ、そこには多数決の原則が行なわれ、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、しかしてその組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているもの」を権利能力なき社団としているが（最判昭和39年10月15日民集18巻8号1671頁）、各部活動は校長及びスポーツ文化振興の指導のもとに活動するとされ（部活動指導規程第1条）、所属部員を含めた総会等の実施は窺われないため、各物活動が権利能力なき社団であるとは考え難い。

(b) 部活動に対するガバナンスの不存在

ア 部活動顧問内における不明確な職責分担

男子サッカー部には、部活動顧問の中にも部員の指導に当たるコーチのほか、部長・総監督・監督といったその名称からして一定の指揮統制・監督機能を有していると思われる役職が複数存在したが、それぞれの役職間で、安全管理・財産管理・对外説明責任等に関する職責分担は明確化されておらず、実際上は監督個人に業務と責任が集中していた。職責分担が明確に定められていなかったことにより、関係教職員の供述を踏まえても、実態としても、誰が安全管理や財産管理の指揮統制を執る部活動顧問であるか、誰が学校法人又は学校と連絡・連携をとる部活動顧問であるか、誰がコーチを統率する部活動顧問であるか等について男子サッカー部内の共通認識は存在しなかったと評価できる。

このことにより、器物損壊事件については監督が必要性から暫定的な補修措置を講じるにとどまった、車両の管理体制の変更について特段部長や総監督には報告・連絡がなされなかった等、個々のインシデントに対して現場の教職員である監督が場当たりの対応を行うことに終始し、組織としてリスクを俯瞰し、上位組織（学校・学園）と連携しながら是正措置を講じる機能が機能していなかった。

イ 校務分掌チームによる指揮統制の欠如

埼玉栄高校の各部活動は、校長及びスポーツ文化振興チームの指導の下で行われており（部活動指導規程第1条。別紙5（本報告書101頁）参照。）、校務分掌上も、生徒会部費に関する事項を除き、スポーツ文化振興チームが部活動の全般的な事項を所管する体制にあったと考えられる。もともと、少なくとも男子サッカー部についてはスポーツ文化振興チームのメンバーでもある男子サッカー部の部活動顧問がその校務分掌上の業務を具体的に担当する教職員であり、スポーツ文化振興チームの活動として、各部活動の部活動団体財産の点検管理を含めた部活動に関する管理業務について具体的な指揮統制は行われていなかった。

したがって、埼玉栄高校の各部活動は、形式上スポーツ文化振興チームの統制を受ける位置付けをされながら、実質上は各部活動の部活動顧問の属人的な管理・対応に依存しており、組織的なガバナンスの対象とはなっていなかったものとみられる。

ウ 小括

以上に摘示した事情は、部費会計に関する事項のみならず、部活動に関する事項は遍く部活動という学校とは独立した団体において対応すべきものであり、その対応は部活動顧問に広く委ねられているという認識の存在があった可能性を窺わせるものであり、少なくとも、実態として、部活動に関する事項全般について学校法人及び学校によるガバナンスが存在しなかったとみられる。

そして、このことは、部費会計財産を取り巻く備品調査票の提出不備や校務分掌チームの監督機能不全による部費会計のブラック・ボックス化の事態に対して疑問を生じさせず、その状態を放置することとなった構造的要因となった可能性がある。

(2) 不正確・不明確な校内ルールによるガバナンス不全

(a) 不正確・不明確な部活動指導規程

前記第5の4(4)(b)（本報告書45頁）及び前記第5の4(4)(c)（本報告書46頁）のとおり、部活動指導規程は、部活動個人財産については購入許可願の提出を求め、部活動団体財産については備品調査票の提出及び一定額以上の場合には寄贈申込書の提出を求めている。もともと、規程の文理上は、備品調査票及び寄贈申込書の提出対象は、（一定額以上の）「備品」と記載されるにとどまり、「備品」という文言の範囲が具体的に何を指すのかわ明らかでなく、それを具体的に把握することは困難である。、法律の専門家の目から見ても（いわんや法律の専門家ではない一般教職員が見ればなおさら）その内容に関する合理的解釈が困難な程度に多義的であったと評価できる。

また、前記第5の4(4)(c)（本報告書46頁）のとおり、實際上、備品調査票の提出が求められていた範囲は使用期間が2年以上であるもの又は取得金額が1個又は1組3千円以上の財産に限られていたと考えられるものの、当該解釈の基礎となる記載は部活動指導規程上には存在せず、取得備品一覧表の記載を確認しなければその内容を推知することすらできなかったとみざるを得ない。

そして、これらの事情は、第5の4(6)(b)ウ（本報告書51頁）のとおり、埼玉栄高校の担当の教職員間で「備品調査票の提出がそもそも必要か明確にはされていなかった」又は「備品調査票自体も1個または1組10万円以上の財産についてのみ必要であった」といった認識が広がったことの要因になり、結果として本件車両に関する備品調査票の提出不備といった事情につながった可能性が否定できない。

(b) 不正確・不明確な校務分掌・業務担当

前記第5の4(6)(c)（本報告書52頁）及び別紙7（本報告書103頁）のとおり、埼玉栄高校の各校務分掌チームの所管業務には、以下に例示されるように、実態に即していない所管業務・担当業務が記載されている場合や何を所管・担当しているのか不明確な場合が散見される。

- 実際には佐藤栄学園の管理部が行っている各種台帳への財産登録等の業務が、各校務分掌チームの所管業務として記載されていること
- スポーツ文化振興チームの所管業務や教職員の具体的な担当業務とされている「部活動に関する備品の管理」とは、どの範囲の部活動取得財産の管理を意味しているか不明確であること
- スポーツ文化振興チームでは、複数の教職員の具体的な担当業務とされている「部活動に関する施設設備の活用計画と施設設備品の管理（の補助）」とは、どの部活動のどの範囲の部活動取得財産を意味しているか不明確であること

- スポーツ文化振興チームでは、複数の教職員（各生徒寮の管理担当者ではない教職員）の具体的な担当業務とされている「寮の点検指導」とは、どの寮のどのような行為を意味しているか不明確であること
- 生徒会チームの所管業務とされている「生徒会部費で購入した備品の管理」という業務は実際には行われておらず、また、所管業務に記載されているにもかかわらず具体的な個々の教職員の担当業務には一切記載されていないこと
- 施設設備チームの所管業務とされている「備品の管理・営繕・工作」という業務は実際には行われておらず、また、所管業務に記載されているにもかかわらず具体的な個々の教職員の担当業務には一切記載されていないこと

それぞれの校務分掌チームの所管業務や教職員の具体的な担当業務が不正確又は不明確であることは、それぞれの所管・担当業務の履践状況に関する誤った認識を惹起させ、また、その不遵守が常態化することによって不遵守自体が問題視されない組織風土をもたらす要因になり、結果として校務分掌チームによる部活動の指揮統制の欠如といった事情につながった可能性が否定できない。

(c) 小括

以上のような管理ルールや管理体制の不正確さ・不明確さは、それぞれ、既存の財産管理体制の形骸化・機能不全という背景的要因に通底する構造的要因であった可能性がある。

(3) 点検・監査の不備によるガバナンスの機能不全

前記第5の4(7)（本報告書52頁）のとおり、佐藤栄学園及び埼玉栄高校では、①校内規程や学校安全計画・マニュアルが現場で適切に遵守・運用されているかを確認し、又は②校務分掌上の所管業務が年間の計画に従って適切に遂行・運用されているかを確認し、運用上の逸脱や不備を早期に検知して是正するといった監査手続が存在しなかった。

あらゆる組織において、当初から完全無欠なガバナンス体制やルールメイキングを行うことは極めて困難であり、既存のルールが機能不全に陥っていることや、新たな事象等に対して必要なルールメイキングがなされていないことを、組織的かつ自主的に問題点の有無を確認して是正する仕組みはガバナンスの要諦である。

したがって、上記の事情は、①既に存在するルールの不遵守や管理体制の運用不全や②ルールや管理体制の不存在等を二次的に検知し是正する自浄作用が機能せず、既存の財産管理体制の形骸化・機能不全やヒヤリハット事例に対する組織的検証の欠如といった本件事故の背景的要因が長期間是正されず放置される結果を生じさせた構造的要因を構成している。

第9 再発防止策

1 基本的な考え方

当委員会は、本報告書の第8（本報告書 67 頁）において、本件事故の原因・要因を構成している可能性のある事象を複数の階層に区別して構造的に明らかにした。本章では、これらの事故原因・事故要因を踏まえて、それぞれの事象について本件事故と同種の将来の事故やこれと原因を同一にする将来の事故を防止する観点で、如何なる再発防止策を講じるべきかについて検討している。

もっとも、事故原因・事故要因には、学校法人又は学校がその再発を防止することが困難なものや、再発防止に要する各種コストに対してその効用が限定的なもの等が含まれ得る。

そのため、当委員会では、以下の観点を考慮して、各事故原因・事故要因に対応する再発防止策の必要性及び内容について検討した。

- (i) **再発可能性**：事故原因・事故要因が同種又は同一原因の事故を発生させる可能性の程度
- (ii) **被害重大性**：事故原因・事故要因が顕在化した場合に発生し得る被害の程度
- (iii) **管理可能性**：学校法人・学校が当該事故原因・事故要因の再発を防止し得る程度
- (iv) **改善可能性**：学校法人・学校による再発防止策の履践に対する障害や困難の程度

2 直接的原因に対する再発防止策

前記第8の3（本報告書 67 頁）のとおり、本件事故の直接的原因は本件生徒による本件事故当日の無断乗車行為である。このような原因となる行為がなければ本件事故と同様の事故はおよそ防止することができ、また、当該原因により生じる被害は本件事故に限らず生徒・教職員や第三者の生命・身体にも及び得るから、かかる直接的原因に対する再発防止策を実行する必要性は高いと評価できる。

そして、当該行為は生徒によって行われるものであることから、後記3（本報告書 79 頁）以下で述べる間接的要因・背景的要因・構造的要因に対する再発防止策を除くと、これらの行為を直接的に防止する再発防止策として、生徒に対する安全教育⁷⁰を実施することにより各生徒の危険行為を可及的に防止することが必要である。

具体的には以下の再発防止策を講ずるべきである。なお、安全教育の実施により各生徒の危険行為を全て防止することができるものではないものの、規範意識の醸成という観点では一定の効果を有するものと考えられ、また、文科省学校安全ガイドラインでもその履践を求められているものである⁷¹。他方で、学校法人又は学校としてこれを行うことの障害も限定的であるため、その履践は可能かつ容易であると認められる。

⁷⁰ 文科省学校安全ガイドラインでは、「学校における安全教育は、児童生徒等自身に、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育成することを目指して行われるものである。また、安全に配慮しつつ、児童生徒等が危険な状況を知らせたり簡単な安全点検に関わる体験活動に取り組んだりすることは、安全教育の観点から重要であるとともに、児童生徒等独自の視点や協力により安全管理の取組が充実することにもつながると考えられる」とされている（文科省学校安全ガイドライン 11 頁）。

⁷¹ 文科省学校安全ガイドラインでは、「学校安全の活動は、児童生徒等が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることを目指す安全教育と、児童生徒等を取り巻く環境を安全に整えることを目指す安全管理、そして両者の活動を円滑に進めるための組織活動という 3 つの主要な活動から

再発防止策1. 安全教育の実施

文科省学校安全ガイドラインやその他の公的要請の内容を踏まえて、必要な安全教育の具体的な履践計画を、教育機関である学校法人又は学校において検討し直し、その内容・担当者・履行期限を明確化した上であらためて作成することが望ましい。

なお、本件事故を風化させないという観点では、本件事故の教訓を生徒らとともに学習・共有する機会を定期的に設けることも検討に値する。

3 間接的要因に対する再発防止策

(1) 無断乗車に対する再発防止策

前記第8の4(1)（本報告書68頁）のとおり、本件事故の間接的要因の1つは本件車両への無断乗車が容易だったことである。当該要因がなければ本件事故と同様の事故は防止することができ、また、当該要因により生じる被害は本件事故に限らず生徒・教職員や第三者の生命・身体にも及び得るから、かかる間接的要因について車両の適切な管理の観点から再発防止策を講じて実行する必要性は高い。

前記第8の4(1)（本報告書68頁）のとおり、本件車両への無断乗車が容易であったことは、分析すると物理的可能性・心理的可能性・正常化可能性の3つの側面から理解されるが、学校法人又は学校による管理可能性を考慮すると、①車両の管理体制の改善（物理的可能性の遮断）及び②無断乗車その他の車両に関する不正行為の発見を促す仕組み作り（正常化可能性の確保）の両面から再発防止策を講じ、もって心理的可能性を可及的に防止することが望ましい。

①及び②の観点から、具体的には以下の再発防止策が考えられる。なお、いずれの再発防止策についても、学校法人・学校において通常実施され得る施策の範囲内であり、((c)については一定のシステム導入費用が生じ得るとしても）その実施に関する管理可能性・改善可能性に特段の障害は存在しない。

再発防止策2. グラウンド整備用車両の施錠・鍵の厳格な保管とアクセス制限

特に①の観点から、グラウンド整備用車両の鍵は、施錠空間において生徒を含む教職員以外の者が容易にアクセスできないよう、使用時を除いて物理的遮断をもって保管するべきである。

また、これを実現するため、鍵の保管場所からの持出しや使用を帳簿等により記録し、かつ、車両の使用後はそれ自体を施錠すべき旨の校内ルールを整備し、別途指定した管理者によってルールどおりの運用がなされているかを定期的に監督するべきである。

再発防止策3. グラウンド整備用車両の使用・点検の記録

特に②の観点から、グラウンド整備用車両については、生徒を含む教職員以外の者による使用形跡や異常を検知できるよう、その使用記録（日時・使用者等）を残し、また、

構成されている。その際、安全教育と安全管理は学校安全の両輪とされ、相互に関連付けて組織的に行う必要がある」とされている（文科省学校安全ガイドライン11頁）。

点検を実施した場合にはその点検記録（日時・点検者・点検内容・点検結果等）を残すべきである。

また、これを実現するため、使用記録・点検記録を記帳すべき旨の校内ルールを整備し、別途指定した管理者によってルールどおりの運用がなされているかを定期的に監督すべきである。

再発防止策4. 内部通報システムの構築

本件事故と同様の無断乗車行為は、男子野球部・男子サッカー部・大志寮という複数のコミュニティにおいて広くかつ頻回にわたっており、実際に無断乗車行為を行った生徒が多数存在したのみならず、その存在や可能性を認識していた生徒も多数存在していた。これらの生徒の中から、本件事故前に学校法人又は学校に対して無断乗車行為の存在又は可能性について情報共有がなされていれば、本件事故の原因・要因となる事象を改善する契機となっていた可能性は否定できない。

したがって、特に②の観点から、生徒から学校法人又は学校に対して匿名で不正行為や異常事象の発生等について通報できるシステムを導入することが望ましい。また、その実効性を確保するため、通報された内容を生徒に対して直接指導を行う立場にある教職員（クラス担任教員・教科担当教員・各部活動顧問・各舎監等の教職員）ではない教職員がその内容を確認する体制を整備し、かつ、当該システムとその確認体制の詳細を全校生徒に定期的に周知することが望ましい。

なお、このようなシステムは、通報者の任意の協力により事故等を防止することとなるため、(a)及び(b)に比して直截的な手段ではない可能性があるものの、反対に、広く学校法人又は学校における不正行為や異常事象を把握する端緒となり得るものであるから、将来の事故防止という観点ではこれらに並んで講じる必要がある。

(2) 無断外出に対する再発防止策

(a) 講じるべき再発防止策の内容

前記第8の4(2)（本報告書 69 頁）のとおり、本件事故の間接的要因の1つは大志寮からの無断外出が容易だったことである。

この点、前記第4の2（本報告書 16 頁）のとおり、本件車両の無断乗車行為は必ずしも大志寮からの無断外出者のみによって行われているわけではなく、また、必ずしも大志寮の門限後に行われているものでもないことから、本件事故と同様の事故を防止する観点では当該要因を防止する必要性は相対的に低いとも考えられる。もっとも、夜間の生徒の無断外出は生徒等が何らかの危険に巻き込まれる可能性が否定できず、当該要因と原因を同一にする他の事故等を防止する観点では重要性を有するものであるから、かかる間接的要因に対する再発防止策を実行する必要性は必ずしも低くはないと考えられる。

前記第8の4(2)（本報告書 69 頁）のとおり、大志寮からの無断外出が容易であったことを分析すると、物理的可能性・心理的可能性・正常化可能性の3つの側面から理解されるが、学校法人又は学校による管理可能性・改善可能性を考慮すると、無断外出の発見

を促す仕組み作り（正常化可能性の確保）を行い、もって心理的可能性について可及的に対処することが望ましい。

具体的には以下の再発防止策が考えられる。なお、いずれについても、学校法人・学校において通常実施され得る施策の範囲内であり、その実施に関する管理可能性・改善可能性に特段の障害は存在しないものとみられる。

再発防止策5. 入退出に関する監督強化

本件事故当時、大志寮は物理的に門限後の入退出が容易であり、かつ、その実態が長期間にわたって舎監その他の学校関係者に把握されていなかった。もっとも、そもそも夜間の生徒寮に生徒が（あるいは生徒を通じて第三者が）容易に入退出でき、その状況を学校関係者が把握できない状態は、防犯や在寮者の安全確保という観点でも不適切である。

したがって、後記(b)のとおり、各生徒寮について無断外出を含む夜間の入退出の全てを物理的に遮断することは容易ではないとしても、各生徒寮において防犯カメラを設置することや夜間巡回・出入口付近の人的監視を強化することなどを通じて、少なくとも適時に又は事後的に速やかにかかる入退出の状況を学校関係者が把握できる体制を整えることが望ましい。特に、各種制約があるものの、舎監1名で大志寮の入寮者全員を管理することができるかについては疑問の余地もあり、その他の施策と併せて人員配置に関する見直しを行うことも検討に値する。また、在寮生のプライバシーを侵害しない範囲で、就寝点呼後の不定期的な在寮確認の仕組みを構築することも考え得るところである。

再発防止策6. 舎監の業務・報告ルールの整備

上記に併せて、その実効性を高めるため、各生徒寮の舎監の業務内容として門限後の防犯や在寮生の安全確保をマニュアル等によって明確化し、その履践状況について週報等により学校法人又は学校の所管部署に対して提出させる体制を整えることが望ましい。

(b) 生徒寮の物理的遮断措置

これに対して、当委員会では、大志寮その他の生徒寮からの無断外出の物理的可能性を遮断することは講じるべき再発防止策とはならないものと判断した。

すなわち、前記第6の1(2)(d)（本報告書55頁）のとおり、大志寮はその構造上、特に1階部分の各部屋の窓等から外出することは不可能ではなく、その物理的可能性を遮断するためにはこれらの窓等を全て閉鎖するか鉄格子等により入退出不可能な状態におく必要があると考えられる。もっとも、このような措置を講じること自体が、教育的観点で適正であるか疑問がある上、そもそも夜間の無断外出を物理的に遮断したとしても、（発生可能性の差はあれども）門限前に大志寮外で危険行為を行う可能性が排除されるものではないため、その効用は必ずしも大きくないと評価できる。

そして、当然ながら、施錠されるべき部分の施錠強化等の施策が否定されるものではないが、各家庭においても子供の夜間無断外出は物理的な遮断をもって防止されているも

のではなく、親その他の保護者による人的な監督の中で防止されているものであって、人と人との関係性の中で行われる教育現場では、無断外出を物理的に遮断するよりも、むしろ上記のような監督強化という施策の方が、健全かつ実効的な再発防止策であると考えられる。

4 背景的要因・構造的要因に対する再発防止策

本件事故の背景的要因・構造的要因には通底・共通する部分もあり、また、その再発防止策は一体的に考慮されることが相当なものもあることから、以下、両者に対する再発防止策を統合して検討する。なお、いずれも、当該要因がなければ本件事故と同様の事故が防止できた可能性は相当程度存在し、また、当該要因により生じる被害は生徒・教職員や第三者の生命・身体にも及び得るから、かかる背景的要因・構造的要因に対する再発防止策を実行する必要性は高い。また、それぞれの再発防止策については、学校法人・学校において通常実施され得る施策の範囲内であり、その実施に関する管理可能性・改善可能性に特段の障害は存在しない。

(1) 部活動に関するガバナンス体制の再構築

前記第8の5(1)（本報告書70頁）及び5(3)（本報告書73頁）のとおり、本件事故の背景的要因には既存の財産管理体制の形骸化・機能不全及びヒヤリハット事例に対する組織的検証の欠如があり、前記第8の6(1)（本報告書74頁）のとおり、これに共通する構造的要因には部活動に対するガバナンスの不存在がある。

そして、これに対する具体的な再発防止策としては以下が考えられる。

再発防止策7. 部活動の指揮統制を所管する校務分掌の明確化

スポーツ文化振興チームが引き続き部活動の指揮統制を行う場合にはこれを、そうではない場合には新たな指揮統制の体制を、それぞれ役割とともに明確化すべきである。

再発防止策8. 所管校務分掌による実効的な指揮統制

部活動の指揮統制を所管する校務分掌チームは、各部活動における財産管理・点検の履践その他の部活動顧問において履践すべき施策を明確化し、これを年間計画等の作成を通じてタイムラインとともに具体的に指示した上で、その履践状況を部活動顧問以外の教職員により監督する体制を整えるべきである。併せて、部活動に関するルールを定める部活動指導規程に関して履践すべき内容が明確になるよう改訂を行い、別途の資料等でレポーティング・ラインやレポーティング・フロー等を明確化することが推奨される。

また、各部活動におけるインシデントに対する認識や対応を部活動顧問内で完結させず、組織的な認識・検証・対応を行うべく会議又は書類によるインシデントの報告を求める校内ルールの整備を行い、これを周知させるべきである。

再発防止策9. 部活動顧問内での職務分担の明確化

部活動の指揮統制を所管する校務分掌チームは、各部活動における部活動顧問相互の役割・職務分担を明確化するべきである。

(2) 部費会計を含めた財産管理体制の再構築

前記第8の5(1)（本報告書70頁）のとおり、本件事故の背景的要因には既存の財産管理体制の形骸化・機能不全があり、前記第8の6(1)（本報告書74頁）のとおり、これに共通する構造的要因には部費会計に対するガバナンスの不存在がある。

そして、これに対する具体的な再発防止策としては以下が考えられる。

再発防止策10. 会計観点からの学園台帳外財産の管理体制の検討

安全管理という観点からの財産管理は、後記(3)のとおり別途リスク・アプローチに基づく安全管理体制を構築するべきであるため、既存の財産管理体制において取得備品一覧表の作成が求められているもののこれが形骸化していることに対しては、純粋に会計の観点から佐藤栄学園の各種台帳に登録されない財産をどのように管理することが適切かを、外部の専門家を交えて改めて検討することが望ましい⁷²。

この結果として、引き続き取得備品一覧表の作成が必要という結論になった場合には、備品調査票のフォーマットを整備し、取得備品一覧表の作成・更新を行うことが望ましく、これを実現するため、該当する財産について備品調査票の提出・取得備品一覧表の更新が必要となる旨の校内ルールを整備し、これを周知することが望ましい。

(3) リスク・アプローチに基づく安全管理体制の構築

前記第8の5(2)（本報告書71頁）のとおり、本件事故の背景的要因にはリスク・アプローチに基づく安全管理体制の欠如がある。そして、前記第8の5(2)（本報告書71頁）のとおり、文科省学校安全ガイドラインにおいて推奨されているような学校生活の環境内にある危険箇所及び危険な環境条件を「抽出」「分析」「管理」する取組を、以下の再発防止策に従ってPDCAサイクルに基づき組織的に進めていくことが必要である。

再発防止策11. 安全管理を所管する校務分掌の創設又は明確化

文科省学校安全ガイドラインにおいて推奨される安全管理体制を構築するためには、学校生活環境のリスク・アセスメント（学校生活の環境内にある危険箇所及び危険な環境条件の「抽出」や「分析」）を実施し、当該リスク・アセスメントの結果に従って各危険因子に対する対応策の策定や管理を行い、現況やインシデントを受けたPDCAサイクルを実践する組織が必要となるため、安全管理を所管する校務分掌を創設するか、又は既存の校務分掌の中からその役割を担うものを明確化するべきである。

⁷² 当委員会は、必ずしも会計上の専門的知見を有しているわけではないため、その適切な処理については別途の外部専門家との協議を推奨している。

再発防止策12. リスク・アプローチに基づく安全管理の実施

上記に記載したようなリスク・アプローチに基づく安全管理（なお、これに従った学校安全計画の策定を含む。）を、上記所管校務分掌で実施させるべきである。また、その実効性を確保するために、かかる安全管理業務を担当校務分掌に課す校内ルールを作成すべきである。なお、上記安全管理業務の一態様として、校内のヒヤリハット事例や校外に周知されている注意・ヒヤリハット事例に基づく安全管理措置の検討も含まれるべきである。

(4) ルールの不遵守・未整備を検出する内部監査システムの構築

前記第8の5(1)（本報告書70頁）のとおり、本件事故の背景的要因には既存の財産管理体制の形骸化・機能不全があり、前記第8の6(3)（本報告書77頁）のとおり、これに通底する本件事故の構造的要因には点検・監査の不備によるガバナンスの機能不全がある。

そして、これに対する具体的な再発防止策としては以下が考えられる。

再発防止策13. 内部監査を所管する組織の創設又はその外部委託

上記のとおり、既存の財産管理体制を再構築し、若しくは新規の安全管理体制を構築したとしても、又は各種校内ルールを整備したとしても、それらが再び形骸化してしまうと事故を防止することはできない。そのため、学校法人・学校内で整備した体制や校内ルールについて、それが遵守されているかを監査・是正する組織が存在することが望ましい。

そこで、学校法人・学校内で内部監査のための組織・校内ルールを設け、その中で定期的に校内ルールの取りまとめ、その遵守状況に関する調査、不遵守やルール不備等に対する是正対応の策定・指示を、順次行っていくことが望ましい。なお、人員不足等の問題がある場合には、外部の専門機関にこれを委託することも検討に値するものと考えられる。

5 再発防止策履践のロードマップ

以上のとおり、当委員会は合計 13 項目の再発防止策を提言しているが、それぞれの想定対応時期と想定対応優先度は以下のとおりである。

No.	再発防止策	対応時期	対応優先度
1.	安全教育の実施	長期	低
2.	グラウンド整備用車両の施錠・鍵の厳格な保管とアクセス制限	(履践済)	
3.	グラウンド整備用車両の使用・点検の記録	(履践済)	
4.	内部通報システムの構築	(履践済)	
5.	入退出に関する監督強化	中期	中
6.	舎監の業務・報告ルールを整備	(履践済)	
7.	部活動の指揮統制を所管する校務分掌の明確化	短期	高
8.	所管校務分掌による実効的な指揮統制	短期	高
9.	部活動顧問内での職務分担の明確化	中期	低
10.	会計観点からの学園台帳外財産の管理体制の検討	中期	低
11.	安全管理を所管する校務分掌の創設又は明確化	短期	高
12.	リスク・アプローチに基づく安全管理の実施	中期	高
13.	内部監査を所管する組織の創設又はその外部委託	長期	高

※長期：遅くとも 2026 年度中に具体的な実施方法の検討を終え、2027 年度より履践するべきもの

※中期：遅くとも 2026 年度夏期休業中までに具体的な実施方法の検討を終え、同年度第二学期より履践するべきもの

※短期：速やかに具体的な実施方法の検討を終え、2026 年度第一学期より履践するべきもの

履践済の再発防止策を除く各再発防止策については、No.10 が既存の実施項目又は管理体制の強化・見直しであるため、当委員会では、主として本件事故と同種又は同一原因の事故に対する防止効果の程度から導かれる対応優先度に応じて、それぞれの対応時期を設定した⁷³。

他方で、No.11 以降は新規の管理体制の構築であるため、いずれもその対応優先度は高いものの、担当部署の設置・明確化（No.11）を前提に、実効的な安全管理の運用（No.12）を行い、これらを包含する全体的な内部監査体制の設置・運用（No.13）へと段階的に進めることが現実的であるため、それぞれの対応時期を設定した。

これらの再発防止策の検討・履践の実効性を高めるべく、当委員会は、佐藤栄学園及び埼玉栄高校に対し、以下の事項を併せて提言する。

- ① これらの再発防止策を主宰する担当部署・担当者の選任すること
- ② 担当部署・担当者により再発防止策の具体化・履践スケジュールの策定を含む再発防止計画を策定すること
- ③ 佐藤栄学園・埼玉栄高校のマネジメントレベルで再発防止計画の進捗状況を確認すること
- ④ 再発防止計画の進捗状況を適切な時期及び範囲において、本件遺族を含む生徒保護者・生徒・教職員等に対して情報提供すること
- ⑤ 担当部署・担当者による上記の業務が通常業務に付加して行われる場合、これに対して適切な手当・報酬を支払うこと

⁷³ なお、安全教育については、恒常的な教育内容・カリキュラムの調整を要する可能性があることから、提言から間もない段階や年度途中での具体的な対応までは求めないこととした。

第10 事故後対応の妥当性

1 当委員会における検討事項

文科省指針及び文科省横断整理では、学校事故の詳細調査委員会の目的を原則として事故の原因究明及び再発防止にあると整理されているものの、その詳細調査報告書の記載事項例には事故発生後の保護者や生徒への対応に関する記述が求められている⁷⁴。また、文科省横断整理では、文科省指針において事故発生直後の取組として、応急手当の実施、本件遺族への連絡、現場に居合わせた生徒への対応が必要とされていることを背景に、詳細調査報告書の事故後の被害拡大を防ぐための医療機関への救急要請のタイミング、被害者の保護者や他の生徒に対する対応の内容等を分析し、事故発生後の対応の的確性を分析対象としている。

これらの記載から、当委員会では、前記第7（本報告書 59 頁）のとおり、本件事故に関する事故発生後の学校による対応の事実関係を整理・記載し、かつ、本項目において学校の事故後の対応について、文科省指針に照らして不相当な点がないかについて検証した。

2 事故発生直後の対応

(1) 文科省指針の要請

文科省指針では、事故発生直後の対応として、概要、以下の事項が要請されている。

- (i) 応急手当の実施：詳細省略
- (ii) 被害生徒等の保護者への連絡：詳細省略
- (iii) 現場に居合わせた生徒等への対応：詳細省略

(2) 本件事故における対応

(a) 応急手当の実施

本件事故は埼玉栄高校の総合グラウンドにおいて発生したものであるものの、その発生時間帯は深夜 0 時前後であり、当該時間帯において学校活動があったものでもないため、事故自体が教育活動その他の学校活動の過程で生じたものではない。

以上の事情から、埼玉栄高校の教職員は、本件事故発生前後を通じて本件事故現場に居合わせておらず、本件生徒 α が救急搬送された後に警察からその発生を聞いて、本件事故の現場に急行したものである。

したがって、本件事故について、埼玉栄高校の教職員が本件生徒 α の応急手当を行うことは不可能であり、応急手当の実施という観点で、学校法人・学校の対応に文科省指針に照らして不相当な点は認められない。

(b) 被害生徒等の保護者への連絡

上記のとおり、埼玉栄高校の教職員は、本件事故発生前後を通じて本件事故現場に居合わせておらず、本件生徒 α が救急搬送された後に警察からその発生を伝えられ、本件事故の現場に急行したものである。また、埼玉栄高校の教職員が本件事故を覚知した前後にお

⁷⁴ 文科省指針 35 頁及び文科省横断整理 64 頁。

いて、警察又は医療機関等から本件生徒らの保護者に対して本件事故の連絡がなされているものと考えられる。

したがって、本件事故について、埼玉栄高校の教職員が本件生徒らの保護者に対して事故の連絡を行う必要性は乏しく、被害生徒等の保護者への連絡という観点で、学校法人・学校の対応が文科省指針に照らして不相当とまではいえない。

(c) 現場に居合わせた生徒等への対応

前記第 7 の 1(5)（本報告書 62 頁）のとおり、埼玉栄高校では、現場に居合わせた生徒からの事情聴取を、それぞれの自宅において、本人の体調を確認しながら行っていることが認められ、相当な心理的配慮をもってその対応に当たっていたものと評価できる。

また、前記第 7 の 1(4)（本報告書 62 頁）のとおり、埼玉栄高校では、事故後初めての登校日には登下校路に教職員を配置するなど、学校全体の生徒等に対しても適切な対応を行っていたものと評価できる。

したがって、本件事故について、現場に居合わせた生徒等への対応という観点で、学校法人・学校の対応に文科省指針に照らして不相当な点は認められない。

3 被害生徒及びその保護者に対する対応

文科省指針では、被害生徒及びその保護者（遺族）に対する学校の対応として、概要、以下の事項が要請されている。

- 被害生徒等の保護者との関わりを通じて得た情報は、学校と学校の設置者との間で確実に共有すること。また、原則として、被害生徒等の保護者への説明窓口は一本化すること
- 被害生徒等の保護者に対しては、事故発生（認知）直後から無理に状況確認をするのではなく、被害生徒等の保護者の心情に配慮した態度で接触すること
- 基本調査段階で、事故発生の重大性を鑑み、必要に応じて、学校の設置者が被害生徒等の保護者への事実関係の説明⁷⁵や基本調査・詳細調査に関する意向を確認すること

前記第 7 の 1(1)(c)（本報告書 59 頁）及び前記第 7 の 1(2)（本報告書 60 頁）に記載のとおり、埼玉栄高校では、遅くとも事故調査の開始（2024 年 11 月 17 日）から約 10 日後には本件遺族にそれまでに判明している事故・調査の概要の説明を実施しており、それ以前に記者会見・臨時保護者会を実施していること等に照らせば、（文科省指針の目安とする期間内での個別説明がより望ましかったとはいえ）その初期的な説明態様に文科省指針の要請に明らかに反している点は見当たらない。

また、埼玉栄高校における基本調査は、警察の捜査と連携をしつつ、多数の関係者からのヒアリング等を履践しつつ行われているため、その実施時期、実施期間及び実施状況に不相当な点は見当たらない。加えて、本件遺族に対しては、かかる基本調査の過程においても学校関係者から断続的に事故・調査の概要の説明がなされており、また、佐藤栄学園は、本件遺族の意向も尊重して詳細調査の実施機関として当委員会を設置している。

⁷⁵ 文科省指針では、「事実関係の整理に時間を要することもあり得るが、必要に応じて適時適切な方法で経過説明があることが望ましく、最初の説明は、調査着手からできるだけ 1 週間以内を目安に行う。」とされている。

したがって、本件事故について、被害生徒及びその保護者（遺族）に対する対応という観点で、学校法人・学校の対応に文科省指針に照らして不相当な点は認められない。

4 本件生徒に対する対応

文科省指針では、本件生徒への対応として、概要、以下の事項が要請されている。

- 加害生徒等や事故現場に居合わせた生徒等には、相当の心的負担がかかっていることや通常のストレスでは生じない精神症状と身体症状が現れることがあることを理解し、迅速に心身の健康状態の把握を行うこと。
- 事実関係の確認のため事故現場に居合わせた生徒等に対して聴き取りを行う必要がある場合には、その実施を検討することとなるが、これらの生徒等は精神的に大きなショックを受けている可能性があることから、調査実施にあたっては生徒等・保護者の理解・協力、心のケア体制が整っていることが前提とすること。

前記第7の1(5)（本報告書62頁）のとおり、埼玉栄高校では、現場に居合わせた生徒からの事情聴取を、それぞれの自宅において、本人の体調を確認しながら行っており、必要な心理的配慮をもってその対応に当たっていたものと評価できる。

したがって、本件事故について、本件生徒に対する対応という観点で、学校法人・学校の対応に文科省指針に照らして不相当な点は認められない。

5 保護者に対する対応

文科省指針では、一般保護者への対応として、概要、以下の事項が要請されている。

- 学校全体として事故の概要・今後の方針等を整理したうえで、保護者説明会等を通じて適切な情報提供を行い、不安を軽減すること。
- 事故の原因究明や再発防止の取組状況についても、経過に応じて継続的に説明を行うこと。
- 特に影響を受けやすい層（寮生の保護者、同一部活動の保護者など）については、必要に応じて別途の説明機会を設け、個別の懸念に丁寧に対応すること。

前記第7の1(3)（本報告書61頁）のとおり、埼玉栄高校では、事故直後の臨時保護者会、大志寮保護者説明会及び関係部活動保護者会が開催されている。

したがって、本件事故について、一般保護者に対する情報提供・心理的ケアという観点で、学校法人・学校の対応に文科省指針に照らして不相当な点は認められない。

6 その他の生徒に対する対応

文科省指針では、その他の生徒への対応として、概要、以下の事項が要請されている。

- 重大事故発生時には、現場に居合わせた生徒のみならず、学校全体の生徒が心理的影響を受け得ることを前提に、適切な情報提供により不安や憶測を抑制すること。
- 必要に応じてスクールカウンセラー等と連携し、相談窓口の明確化や個別カウンセリングの機会確保等、心理的ケアの体制を整備すること。

- 事故直後のみならず、学期末や行事の節目等において、講話や追悼の場を設けるなど、中長期的な見守りと学校生活の安定に配慮すること。

前記第 7 の 1(4)（本報告書 62 頁）のとおり、埼玉栄高校では、事故後初めての登校日には全校生徒に事故概要を報告するとともに黙祷を行い、学期末には終業式において本件事故に関する講話及び追悼が行われている。また、事故後初めての登校日にはスクールカウンセラーの増員を行い、その後も大志寮入寮者等の関係者に関するメンタル不調の有無の確認等が行われている。

したがって、本件事故について、その他の生徒に対する情報提供・心理的ケアという観点で、学校法人・学校の対応に文科省指針に照らして不相当な点は認められない。

7 各関係機関に対する対応

文科省指針では、各関係機関への対応として、概要、以下の事項が要請されている。

- **教育委員会・学事課等への速やかな事故報告**：事故の重大性に応じて、学校設置者や所轄行政機関に対し、事故発生第 1 報及びその後の経過・原因究明の状況を適時適切に報告すること。
- **警察・医療機関との連携**：救急要請や搬送後の情報共有、捜査・事情聴取への協力等を通じて、事故原因の解明や被害拡大防止に資する連携を図ること。
- **その他の関係機関・社会への説明**：必要に応じて、所轄行政機関や報道機関等に対し、プライバシーに配慮しつつ事故の概要及び学校としての対応方針を説明し、社会的な理解を得るよう努めること。

これに対して、前記第 7 の 1(6)（本報告書 63 頁）のとおり、以下の事実関係が認められる。

- **埼玉県学事課への段階的報告**：埼玉栄高校は、埼玉県学事課に対し、複数回の暫定事故報告書・基本調査報告書を提出している。
- **警察との情報共有・捜査協力**：本件事故発生後、埼玉栄高校は埼玉県警察本部及び大宮西警察署と連携し、初期段階での情報共有のほか、実況見分への立会い・現場保全に関する確認、学校施設内での事情聴取場所の提供及び立会いなどを通じて、教職員約 50 回弱、生徒 200 回以上に及ぶ聴取に協力している。さらに、本件生徒 α を含む関係生徒のタブレット端末や学校・学園本部の関係資料について、警察の要請に応じて任意提出を行っている。
- **社会・報道機関への説明**：佐藤栄学園及び埼玉栄高校によって、本件事故発生日の 2 日後には本件事故に関する記者会見が実施された。

したがって、本件事故について、各関係機関への対応という観点で、学校法人・学校の対応に文科省指針に照らして不相当な点は認められない。

別紙1：本件事故に対する文科省指針の適用

1 形式的適用対象に該当しない可能性

文科省指針では、「学校の管理下で発生した事故」を文科省指針の適用対象となる事故と定めており、ここにいう「学校の管理下」とは、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号。その後の変更を含む。以下「施行令」という。）第5条第2項に定める「災害共済給付」の対象となる「学校の管理下」の範囲である、以下の各場合を指すものとされている（文科省指針4頁・5頁、施行令第5条第2項各号）。

- ① 児童生徒等が、法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
- ② 児童生徒等が学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合
- ③ 前二号に掲げる場合のほか、児童生徒等が休憩時間中に学校にある場合その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合
- ④ 児童生徒等が通常の経路及び方法により通学する場合
- ⑤ 前各号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として内閣府令で定める場合

なお、上記第5号にいう、「内閣府令で定める場合」とは、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成十五年文部科学省令第五十一号。その後の変更を含む。以下「省令」という。）第26条において、以下のときを指すと定められている。

- ① 学校の寄宿舎に居住する児童生徒等が、当該寄宿舎にあるとき。
- ② 児童生徒等が、学校以外の場所であって令第五条第二項第一号の授業若しくは同項第二号の課外指導が行われる場所（当該場所以外の場所において集合し、又は解散するときは、その場所を含む。）又は前号に規定する寄宿舎と住居との間を、合理的な経路及び方法により往復するとき。
- ③ 令第三条第七項に規定する高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十五条（同法第七十条第一項において準用する場合を含む。）の規定により技能教育のための施設で当該施設の所在地の都道府県の教育委員会の指定するものにおいて当該高等学校における教科の一部の履修とみなされる教育を受けているとき。

本件事故は、前記第4（本報告書16頁）のとおり、埼玉栄高校の授業又は課外授業その他教科の一部の履修とみなされる教育を受けているときに発生したものではなく、また、学校に無断で生徒寮から外出した埼玉栄高校の生徒が本件車両を運転して発生したものであって、通学経路等において発生したものではないから、施行令第5条第2項第5号・省令第26条第1号に定める「学校の寄宿舎に居住する児童生徒等が、当該寄宿舎にあるとき」に該当しない限り、直接的に「学校の管理下」において生じた事故には該当しないと評価される。

そして、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程（平成15年10月1日平成15年度規程第6号。その後の変更を含む。以下「規程」）では、施行令第5条第2項第5号・省令第26条第1号に関して、以下の説明がなされている。

- 「寄宿舎」とは、義務教育諸学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園及び高等専修学校の寄宿舎で学校が管理している寄宿舎をいう。なお、「学校が管理している寄宿舎」とは、学校あるいは教育委員会が設置し、管理規則を設けて舎監を置き、その施設及び入舎児童生徒等を自ら管理運営に当たっているものをいう。したがって、寄宿舎における災害の審査に当た

っては、管理体制、学校の児童生徒等に対する掌握、監督の状況を明らかにして、給付の可否を決定することとなる。

- 「寄宿舎にある」とは、寄宿舎の舎屋、敷地内にある間をいう。寄宿舎の児童生徒等が寄宿舎の敷地外に出た場合は、学校の教育課程に基づく授業（特別活動）又は学校の教育計画に基づく課外指導に位置づけて行われる寄宿舎の行事である場合を除き、「寄宿舎にあるとき」とはならない。したがって、授業又は課外指導に位置づけられないで行われたレクリエーション等のために寄宿舎の敷地外に出た場合も「寄宿舎にあるとき」とはならない。
- 「寄宿舎にあるとき」には、登校前、下校後に寄宿舎にある時間はもちろん、日曜日、国民の祝日等休日の日は、1日中24時間が含まれる。

したがって、第3（本報告書10頁以下）のとおり、本件生徒αを含む本件車両に乗車していた埼玉栄高校の生徒が所属していた大志寮は上記にいう「寄宿舎」に該当すると考えられるものの、本件生徒αらは大志寮から無断外出を行った上で、寄宿舎の舎屋又は敷地内ではない埼玉栄高校総合グラウンドにおいて本件事故を生じさせたものであるから、本件事故は、施行令第5条第2項第5号・省令第26条第1号に定める「学校の寄宿舎に居住する児童生徒等が、当該寄宿舎にあるとき」に生じた事故とは形式的には該当しないものと評価される。

2 本件事故に対する文科省指針の適用

もともと、当委員会は、以下に掲げる各事情を考慮して、（適用法令等が規程における説明どおりに解釈されるものではなく）本件事故が「学校の寄宿舎に居住する児童生徒等が、当該寄宿舎にあるとき」（施行令第5条第2項第5号、省令第26条第1号）に発生した事故に該当するか、又はこれに準じて文科省指針の適用を受けるべき事故であると判断した。

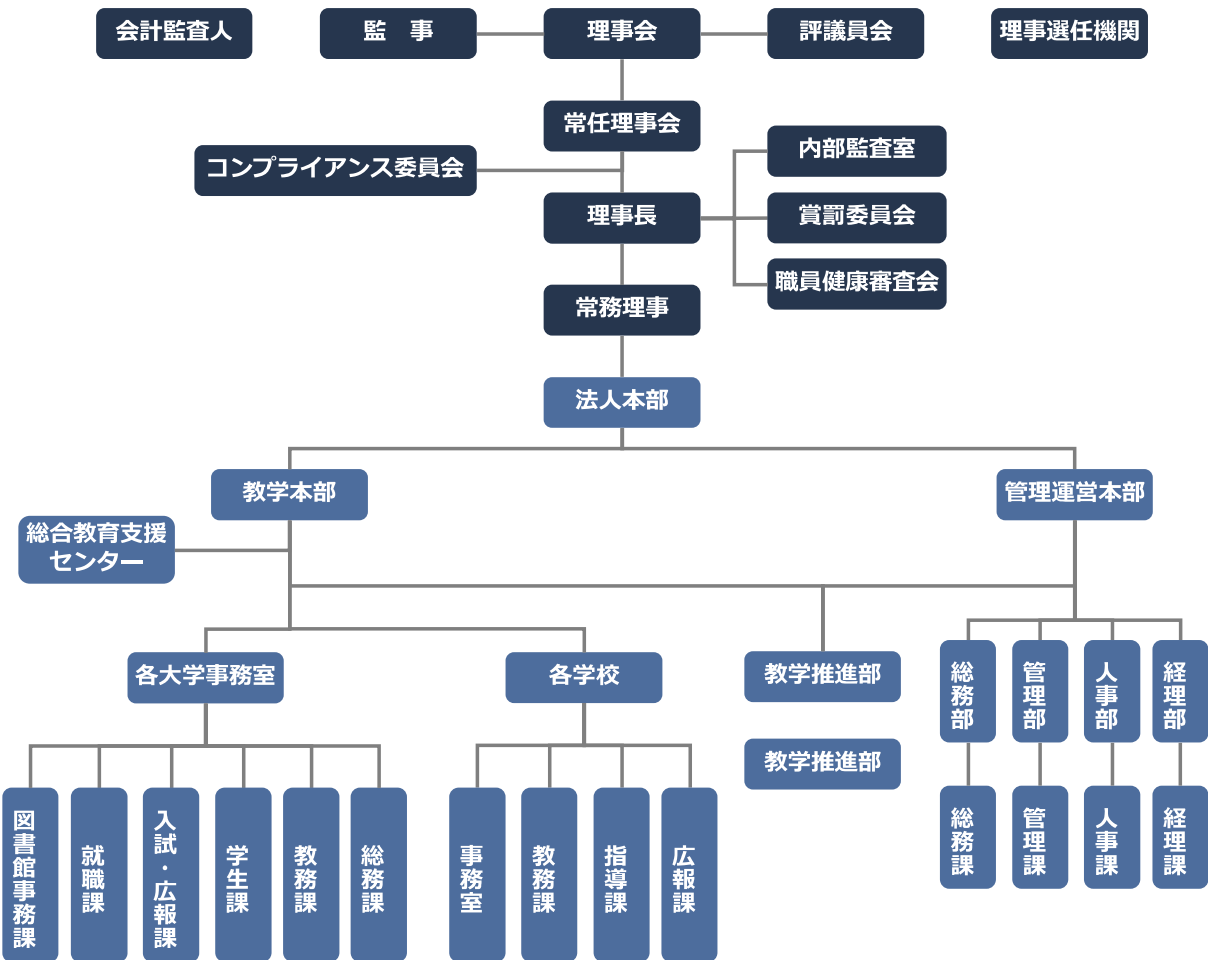
- (i) 本件事故は「寄宿舎の敷地内」で生じたものではないとしても、埼玉栄高校の学校施設に該当するグラウンドにおいて発生した事故であること
- (ii) 規程の解釈は参考となるものではあるが、施行令及び省令とはその性質を異にするものであること
- (iii) 文科省指針は施行令及び省令の定める「学校の管理下」における事故をその対象としているが、独立行政法人日本スポーツ振興センターと学校の設置者との災害共済給付契約に基づき、学校の管理下における児童生徒等の災害に対して災害共済給付を行う範囲と、学校空間における事故について、学校が自浄作用として適正に事実関係の確認・事故原因の解明・再発防止策の策定を行うべき事故の範囲とは、そもそも完全に同一であるとする建付は必ずしも適当とは考えられず、生徒の死亡という重大結果を伴う本件事故の対応にあたっては、その直接的な適用対象ではないとしても、文科省指針に従った公正・中立な手続を行うことが学校空間における事故防止の観点から望ましいこと
- (iv) (ii)及び(iii)から規程の記載を過度に形式的に捉えることは却って不相当な結論を導きかねないこと

別紙2：当委員会の各回開催状況

第1回調査委員会	
日 時	2025 年 5 月 22 日 13 時 00 分～16 時 00 分
出席者 ⁷⁶	委員長 1 名・委員 2 名・補助委員 2 名 関係者：氏名略（佐藤栄学園 学園本部教学本部長） 氏名略（佐藤栄学園 学園本部総務部長） A 校長（佐藤栄学園 学園本部参与） 氏名略（埼玉栄高校 校長） C 教頭（埼玉栄高校 教頭）
議 題	1. 委員長選出及び委員会構成の承認 2. 事案概要の説明 3. 委員会の位置づけ・役割の確認 4. 本件遺族等への説明文書の送付等の検討 5. 今後の流れ・スケジュールの確認 6. その他質疑応答
第2回調査委員会	
日 時	2025 年 8 月 28 日 16 時 00 分～17 時 30 分
出席者	委員長 1 名・委員 2 名・補助委員 2 名
議 題	1. 2025 年 6 月 20 日付ヒアリング結果の確認・検討 2. 本件遺族等への説明文書の送付等の検討 3. 委員会の調査スコープ・調査方法の確認・検討 4. 基本調査結果の分析 5. 初期的な原因分析 6. 今後の流れ・スケジュールの確認
第3回調査委員会	
日 時	2025 年 10 月 17 日 13 時 30 分～16 時 20 分
出席者	委員長 1 名・委員 2 名・補助委員 2 名
議 題	1. 大志寮における現地調査の実施 2. 2025 年 9 月 26 日付ヒアリング結果の確認・検討 3. 現地調査結果及びその他資料の確認・検討
第4回調査委員会	
日 時	2025 年 11 月 21 日 15 時 00 分～18 時 20 分
出席者	委員長 1 名・委員 2 名・補助委員 2 名
議 題	1. 基本調査結果・これまでの調査結果の分析 2. 事故原因の分析 3. 報告書案の検討 4. 本件遺族等への説明文書の送付等の検討 5. 今後の流れ・スケジュールの確認
第5回調査委員会	
日 時	2025 年 12 月 19 日 14 時 00 分～16 時 30 分
出席者	委員長 1 名・委員 2 名・補助委員 2 名
議 題	1. 事故原因の分析 2. 報告書案の検討 3. 2025 年 12 月 19 日付ヒアリング結果の確認・検討 4. 今後の流れ・スケジュールの確認
第6回調査委員会	
日 時	2026 年 1 月 19 日 16 時 00 分～17 時 00 分
出席者	委員長 1 名・委員 2 名・補助委員 2 名
議 題	1. 報告書案の確認・確定 2. 学校側への要請事項の確認

⁷⁶ なお、本別紙において、関係者の役職は、当該委員会の開催時点のものを示す。

別紙3：佐藤栄学園の組織図



※ なお、上記における「各学校」とは、埼玉栄中学校・同高等学校、栄東中学校・同高等学校、花咲徳栄高等学校、栄北高等学校、さとい学園小学校及び専門学校埼玉自動車大学校を個別に意味し、「各大学」とは、平成国際大学を意味する。

別紙4：佐藤栄学園の規程

1 経理規程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人佐藤栄学園（以下「法人」という。）の経理に関する基準を定め、経理業務を正確、かつ、迅速に処理し、財政及び経営状況を明らかにして経営の能率的な運営と教育の充実を図り、もって学園経営の安定に資することを目的とする。

(適用の範囲)

第 2 条 法人の経理に関する事項は、法令及び寄附行為等に定めのある場合のほか、この規程の定めるところによる。

(会計処理の原則)

第 3 条 会計処理は、学校法人会計基準に基づき正確かつ迅速に整理して記録しなければならない。

2 収益事業会計については、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従って行われなければならない。

(経理の処理)

第 4 条 経理は、すべて法人本部で集中処理する。

(会計年度)

第 5 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計区分)

第 6 条 会計の区分は、次のとおりとする。

- (1) 一般会計
- (2) 収益事業会計

(会計単位)

第 7 条 会計の単位は、次のとおりとする。

- (1) 法人本部
- (2) 平成国際大学
- (3) 埼玉栄高等学校
- (4) 栄東高等学校
- (5) 花咲徳栄高等学校
- (6) 栄北高等学校
- (7) 埼玉栄中学校
- (8) 栄東中学校
- (9) さとえ学園小学校
- (10) 専門学校埼玉自動車大学校

(経理の責任者)

第 8 条 経理統括責任者は、理事長とし、経理責任者は経理部長とする。

(経理事務責任者)

第 9 条 各会計単位の経理事務責任者は、次のとおりとする。

- (1) 法人本部経理課長
- (2) 平成国際大学事務局長
- (3) その他の学校各事務長

第 2 章 勘定科目及び経理組織

(勘定科目)

第 10 条 勘定科目は、別に定める細則による。

(会計帳簿)

第 11 条 会計帳簿は、次のとおりとする。

(1) 主要簿

ア 仕訳帳

イ 資金収支元帳

ウ 総勘定元帳

(2) 補助簿

補助簿については、経理規程施行細則に定める。

(3) 収益事業会計の主要簿及び補助簿

収益事業会計を区分経理する場合は、主要簿及び補助簿を別に設ける。

2 前項の仕訳帳は、会計伝票の綴をもってこれに充てることができる。

(帳簿の記入)

第 12 条 会計帳簿への記入は、会計伝票に基づいて取引のつど行うものとする。

<中略>

第 5 章 固定資産会計

(固定資産の範囲)

第 33 条 この規程で固定資産とは、次のものをいう。

(1) 有形固定資産

土地、建物（附属設備を含む。）、構築物、教育研究用機器備品、管理用機器備品、図書、車両及び建設仮勘定。

(2) その他の固定資産

借地権（地上権を含む）、電話加入権、設備利用権、ソフトウェア、その他の固定資産。

2 有形固定資産は、図書を除き耐用年数 1 年以上でかつ、1 個又は 1 組の価額が別に定める金額以上のものをいう。

3 1 個又は 1 組の価額が、前項の額未満のものであっても、学校法人の性質上教育研究に基本的に重要と認められ、かつ、常時相当多額に保有するものは有形固定資産とする。

4 固定資産のうち、工事が完成するまでの支出又は購入により付帯すべき費用が確定しないものについては、建設仮勘定をもって処理する。工事が完成し、支出の完了をしたときは、固定資産の当該科目に振替えるものとする。

(固定資産の取得)

第 34 条 固定資産を取得しようとするときは、理事長の承認を得なければならない。ただし、別に定める委任限度未満のものについては、経理責任者の承認を得て取得することができる。

2 前項の取得については固定資産及び物品調達規程の定めによる。

(固定資産の価額)

第 35 条 固定資産の価額は、原則として次の取得価額とし、附帯経費を含むものとする。

(1) 購入によるものは、公正妥当な取引価額

(2) 受贈によるものは、取得時に通常要する価額

(3) 交換によるものは、交換に際し提供した資産の帳簿価額又は適正な時価評価額

2 附帯経費の範囲については、別に定める。

(固定資産の管理)

第 36 条 固定資産の管理については、別に定める固定資産及び物品管理規程の定めによる。

< 中略 >

第 6 章 物品会計

(物品の範囲)

第 39 条 物品とは、固定資産以外のもので販売用品及び消耗品をいう。

(物品の購入)

第 40 条 物品の購入については別に定める固定資産及び物品調達規程の定めるところによる。

(物品の管理)

第 41 条 物品の管理については、別に定める固定資産及び物品管理規程の定めるところによる。

< 後略 >

2 経理規程施行細則

(目的)

第 1 条 この細則は、学校法人佐藤栄学園経理規程（以下「規程」という。）の施行上必要な事項について定めるものである。

(勘定科目)

第 2 条 規程第 10 条の勘定科目の名称及び配列は、この細則の別表 I に定める勘定科目表に従う。ただし、必要がある場合にはこれを適宜変更することができる。

(会計帳簿)

第 3 条 規程第 11 条第 1 項第 2 号に定める会計帳簿のうち補助簿は、次のとおりとする。

- (1) 現金出納帳
- (2) 預金出納帳
- (3) 有価証券台帳
- (4) 不動産台帳
- (5) 車両及び機器備品台帳
- (6) 図書台帳
- (7) 用品台帳
- (8) 借入金等台帳
- (9) 納付金台帳
- (10) 基本金台帳
- (11) 預り金台帳
- (12) 給与台帳

(有形固定資産)

第 4 条 規程第 33 条第 2 項に定める 1 個又は 1 組の価額は 10 万円とする。

(固定資産の取得の委任限度額)

第 5 条 規程第 34 条第 1 項に定める委任限度額は 50 万円とする。

(少額重要資産)

第 6 条 規程第 33 条第 3 項に定める教育研究に基本的に重要と認められ、かつ、常時相当多額に保有するものとは、次のものをいう。

- (1) 学生生徒用机、椅子、下駄箱及びロッカー
- (2) 教員用事務机及び椅子
- (3) 各教室教壇及び教卓
- (4) 体育館、講堂及び学生ホール（ただし、食堂として利用する管理用施設を除く）の備付机椅子

- (5) その他重要と認められるもの

＜後略＞

3 固定資産及び物品調達規程

(適用範囲)

第 1 条 固定資産及び物品（以下「物件」という。）の調達又は売却の手続については、この規程の定めるところによる。

(調達の種類)

第 2 条 購入、請負、借入れ等による調達を学外調達とし、移管、在庫品の引渡し等によるものを学内調達とする。

(調達の原則)

第 3 条 調達にあたっては、経済性に留意するとともに品質、期限等需要に対する適合に遺漏のないよう努めなければならない。

(調達資料の調査)

第 4 条 主管部課は、調達の万全を期するため市場の状況その他必要な資料を常に調査、収集しておかなければならない。

＜中略＞

(調達の請求)

第 7 条 各部課において物件の調達を受けようとするときは、決裁書、物品購入伺又は修理伺（以下「調達請求書」という。）のいずれかを主管部課に提出しなければならない。

- 2 調達請求書の発行取扱者は、原則として、固定資産及び物品管理規程に定める管理担当者とする。

(調達請求の審査)

第 8 条 主管部課が調達請求書を受理したときは、次の各号について審査の上、これを適当と認める場合には、第 3 章の定めるところにより契約の手続きをとらなければならない。

- (1) 学内調達による方法の有無
- (2) 支出を伴うものについては、予算根拠
- (3) 固定資産に関するものについては、固定資産整理上必要な事項
- (4) 一括して調達するものについては、数量の適否
- (5) 希望納期、仕様等調達上必要な事項
- (6) 勘定科目、予算科目その他経理上必要な事項

(委託調達)

第 9 条 調達の請求を受けた主管部課が直接調達することを困難とし、又は不利とするときは、他の部課にその調達を委託することができる。

- 2 前項により調達を委託するときは、調達請求書の写を送付するものとする。

4 固定資産及び物品管理規程

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人佐藤栄学園（以下「法人」という。）の固定資産及び物品（以下「物件」という。）並びに借入物件の管理に関する基準を定め、その適正な管理を期することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 物件及び借入物件の管理は、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
ただし、図書の管理については、別に定める。

(管理・組織)

第 3 条 管理単位は、別表のとおりとする。

管理単位と管理者

管理単位	管理者	管理責任者	管理担当区分と担当者
法人事務局		管理部長	法人事務職員
平成国際大学		学長	所属教職員
埼玉栄高等学校 栄東高等学校 花咲徳栄高等学校 栄北高等学校 埼玉栄中学校 栄東中学校 さとえ学園小学校 専門学校埼玉自動車大学校		校長	所属教職員
寄宿舎		舎監	寮職員
校外施設		管理人	担当教職員
教職員住宅		事務長	居住教職員

(管理・統括責任者)

第 4 条 管理統括責任者は、理事長とし、その事務を法人事務局管理部長に委嘱し、管理部長は物件の管理を統括する。

(管理責任者及び管理担当者)

第 5 条 管理責任者は、それぞれの管理単位の長とし、各部課の管理事務を統括する。

- 2 管理責任者は所属管理単位の職員のうちから管理担当者を指名し、所属物件の管理にあたらせる。

(物件の定義)

第 6 条 固定資産とは、学校法人佐藤栄学園経理規程（以下「経理規程」という。）第 33 条に、物品とは、同規程第 39 条にそれぞれ定めるところによる。

(管理の原則)

第 7 条 物件は、常に良好な状態において維持管理するとともに経済性に留意し、有効適切に運用しなければならない。

(管理担当責任者の日常管理)

第 8 条 管理担当者は、所属の物件について、次の各号により日常管理を行う。

- (1) 管理票等により物件の出納保管状況を常に明らかにしておかなければならない。
- (2) 物件の火災、盗難、滅失、破損等の事故防止について、常に必要な措置を講じなければならない。
- (3) 物件の管理及び使用状況を明らかにするため、随時所管物件の調査を行わなければならない。
- (4) 不要となった物件については、速やかに所定の手続きをとり管理責任者に返納しなければならない。

(取得した物件)

第 9 条 固定資産及び物品調達規程に基づき、主管部課において物件を取得したときは、次の各号により処理しなければならない。

- (1) 分類表の区分に従い整理番号を記入したラベルを貼付し、経理規程細則第 3 条に定める台帳に登録し、各部課に交付する。

- (2) 不動産については、前記手続きのほか、権利証その他登録関係書類、図面等を台帳とともに整理保管する。
- (3) 無形固定資産については、台帳に不動産に準じて登録するものとする。

(供用)

- 第 10 条 物件の交付を受けようとするときは、管理担当者は、所定の請求書に所要事項を記入し、所属責任者の承認を得て、管理責任者に請求するものとする。
- 2 管理責任者は、請求物件について従前の交付状況及び現在の使用状況等を勘案して交付するものとする。
 - 3 物件の交付を受けたときは、各部署の管理担当者は、固定資産及び用品については、現品に貼付してあるラベルの整理番号と管理票の記載内容とを照合し確認するものとする。

(交換・受贈)

- 第 11 条 物件を交換し、又は寄贈を受けようとするときは、管理責任者は、申請書に必要事項を記入し、図面その他関係書類を添付して管理統括責任者に申請しなければならない。
- 2 交換又は寄贈により物件を取得したときは、管理担当者は、第 9 条の手続きを、また交換により、払出したときは、第 19 条の手続きをそれぞれ準用する。

(増設・改良・修繕)

- 第 12 条 物件を増設、改良又は修繕しようとするときは、管理責任者は、申請書に所要事項を記入し図面その他関係書類を添付して、管理統括責任者に申請しなければならない。
- 2 増設、改良又は修繕したときは、法人管理担当者は、台帳に追加登録するとともに当該管理票に所要事項を追加記入するものとする。

(物件の価額)

- 第 13 条 物件の価額は、経理規程第 35 条に定めるところによる。
- 2 増設及び改良した物件の価額は、旧価格に新たに増設、改良に要した経費を加算した合計額（除去する部分のあるときは、その価額を控除する。）又は構成部品価額の合計額とする。

(単位内の移管)

- 第 14 条 物件の管理単位内での管理区分の移管は、管理責任者の承認のもとにすることができる。この場合、移管元管理担当者は、その旨を速やかに経理事務責任者に連絡するものとする。

(単位内移管)

- 第 15 条 物件管理単位間で物件を移管しようとするときは、移管元管理担当者は申請書に必要事項を記入し、所属の管理担当責任者の承認を得て関係書類を添付して、管理統括責任者に申請しなければならない。
- 2 前項の承認後、申請物件の台帳及び管理票に移管年月日、移管先管理単位名を記入し、関係書類とともに移管先に送付するものとする。

(解体)

- 第 16 条 物件を解体しようとするときは、管理担当者は、申請書に必要事項を記入し、所属の管理責任者の承認を得て関係書類を添付して、管理統括責任者に申請しなければならない。
- 2 前項により物件を解体したときは、管理担当者は、台帳及び管理票に解体に伴う評価額、組替、除却等の処理を記入し、分解したものが新たな物件として整理される場合は、新たな管理票を作成するものとする。
 - 3 解体後の各部分について評価を必要とする場合は、原則として解体前の評価範囲で行うものとする。

(返納)

- 第 17 条 物件を返納しようとするときは、管理担当者は、返納報告書に所要事項を記入し当該管理票を添付して、管理責任者に報告しなければならない。

- 2 前項の処理にあたり管理担当者は、台帳及び管理票に返納年月日を記入し、当該物件を返納品として保管するものとする。

(寄贈、売却、廃棄)

第 18 条 物件の寄贈、売却、廃棄などの処分（以下「処分」という。）に当たっては、管理統括責任者の承認を得なければならない。ただし、寄贈を除き、取得価額 10 万円未満の物件処分は管理責任者の承認によりすることができる。

- 2 土地、建物及び取得価額かつ簿価が 1,000 万円以上の物件を処分しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。
- 3 物件を寄贈、売却又は廃棄したときは、法人事務局管理担当者は、台帳に所要事項を記入し、当該管理票を廃棄して、除却の処理をしなければならない。

(滅失・破損)

第 19 条 使用中の物件について滅失又は破損の事実を発見したときは、管理担当者は滅失又は破損報告書に所要事項を記入して、速やかに管理責任者を経て管理統括責任者に報告しなければならない。

(貸出し・校外持出し)

第 20 条 物件を他に貸出すときは、管理責任者は、申請書に必要事項を記入し、管理統括責任者の承認を得なければならない。

- 2 管理担当者は台帳にその旨を記載し、貸出先管理責任者から物件借用証を徴しなければならない。
- 3 物件を法人外に持出ししようとするときは、持出責任者は、物件搬出願いを管理責任者に提出しその許可を受けなければならない。

(借入)

第 21 条 物件を借入れしようとするときは、管理責任者は申請書に所要事項を記入し、管理統括責任者に申請しなければならない。

- 2 前項により物件を借入れた場合には、分類表の区分に従い別に設ける借入物件台帳に登録し、第 9 条に準じ、整理番号を付けるとともに、管理票を作成する。ただし、臨時の借入れについては、この処置を省略することができる。

(承認手続の省略)

第 22 条 第 11 条、第 16 条、第 18 条及び第 19 条の規定にかかわらず物品等の軽微なものについては、管理責任者の判断によりそれぞれの手続きを省略することができる。

(年度末報告)

第 23 条 管理責任者は、毎年度末物品の明細表を作成し、管理統括責任者に報告しなければならない。

- 2 管理担当者は、毎年度末台帳及び管理票を現物と審査照合し、その結果を管理責任者に報告しなければならない。

<後略>

別紙5：埼玉栄高校の部活動指導規程

- 1 本校の部活動は、校長及びスポーツ文化振興の指導のもとに活動する。指導者は、委嘱を受けた者とする。
- 2 <中略>
- 3 <中略>
- 4 <中略>
- 5 部活動のバッグ・ユニフォーム・用具について
 - (1) 各部ごと独自に、指定バッグ・ユニフォーム・用具等を購入するときは、所定の「購入許可願」により学校に届け出て許可を受け、校長・監督名で保護者宛文書（所定用紙）をもって通知する。その際、発簡番号を受け、スポーツ文化振興に原本を提出する。
 - (2) 保護者宛文書は、他の用具等を購入する場合もこれに準じて発簡する。
- 6 <中略>
- 7 <中略>
- 8 費用の徴収について
 - (1) 生徒から徴収した費用は適正に使用すること。原則として生徒に対して公平に還元できるもので常識の範囲内とし、問題のないように取り扱い、その内容について保護者から疑念を抱かれることのないようにする。
 - (2) 1ヵ月の部費の徴収は、1人、1,000円以内を原則とする。但し、特に必要と認めた場合には、この限りではない。（校長決裁）
毎学期終了後直ちに「生徒徴収金収支決算報告書」を作成して保護者に収支報告をする。その際はスポーツ文化振興から発簡番号を受け、その原本をスポーツ文化振興に提出する。
 - (3) 大会・合宿等で費用を徴収した場合は、書面をもってその都度保護者に収支報告をする。その際はスポーツ文化振興から発簡番号を受け、その原本をスポーツ文化振興に提出する。
 - (4) 金銭の取り扱いについて
 - ① 生徒徴収部費等の金銭の管理は、部活動単位で預金口座を作成し、預金出納帳（第5号様式）の記帳を行う。
 - ② 部費取り扱い責任者（預金口座の代表者）を明確に定める。
 - ③ 生徒徴収部費等でやむを得ず現金での管理が必要な場合は、現金出納帳（第6号様式）を必ず作成する。
 - ④ 現金・預金出納帳には部活動で扱ったすべての収入・支出を記載し、常に出納残高と現預金残高が一致していることを確認できるようにする。
 - (5) 生徒徴収部費は、学期ごとに決算報告をする。（第4・5・6号様式）
決算期 第1学期 4月 1日～ 8月 31日
 第2学期 9月 1日～12月 31日
 第3学期 1月 1日～ 3月 31日
 - (6) 生徒分部費決算には、生徒部費・謝礼・寄付金・合宿の過不足金等を含む。
 - (7) 年度内で取得した備品（1個または1組 10万円以上）は寄贈申込書（学園様式）を提出する。
- 9 備品管理について
部費で購入した備品、もしくは寄贈された備品については、備品調査票に記入して提出する。
- 10 施設・備品の使用について
 - (1) 休日の施設・備品の使用は、休日施設利用一覧表に前月末までに記入して事前に許可を受ける。
 - (2) 施設・備品・用器具等は、善良なる管理注意義務をもって大切に使用する。
 - (3) 校内練習の場合、特に終了時点で関係個所の戸締まり・消灯を、責任を持って実施する。

<後略>

※太字波線部分は当委員会にて付記。

別紙6：校務分掌

区分	分掌	業務の概要	主な業務内容
教務	スポーツ 文化振興	- 部活動に関する行事の計画 - 部活動振興の行事等 - 部活動の指導と取りまとめ - 寮の運営及び指導	(1) 部活動に関する行事の計画と実施及び支援（全国大会優勝祝賀会、各大会壮行会、顧問会議、入寮説明会、奨学生許可証授与式、他） <u>(2) 部活動に関する備品（のぼり、ハッピ等）・施設設備（部室、寮）の管理</u> (3) 部活動年間指導計画及び実施の確認と指導（部活動日誌の作成と点検） (4) 奨学生及び部活動推薦部員の掌握及び指導 (5) 部活動各大会の応援計画 (6) 練習計画（試験期間・休日・休業中）のとりまとめ (7) 大会に関する申請・報告・派遣費等のとりまとめ (8) 内部、外部の表彰のとりまとめ <u>(9) 寮の管理及び寮生の指導</u> (10) 入退部の管理・運営
	他 9 項目	省略	
教育	生徒会	生徒会活動に関する業務	(1) 生徒会の運営と指導 (2) 姉妹校の行事（文化祭・定演等）への傘下 (3) 生徒会行事の計画と実施（部活動紹介 交通安全宣言 壮行会 募金活動 文化祭 体育祭 生徒会選挙 その他） (4) 各委員会の運営と指導（各種委員会の活動計画作成、実施状況の確認） (5) 部活動予算の配分と会計 <u>(6) 生徒会部費で購入した備品の管理</u>
	図書	図書館の運営に関する業務	(1) 購入図書の計画 (2) 図書館の運営 (3) 図書館の環境整備と学習する雰囲気作り (4) 読書推進と啓蒙 (5) 図書委員会の指導 (6) デジタルライブラリー導入に向けた情報の調査
	他 7 項目	省略	
管理	施設設備	施設設備の管理	(1) 校舎・校地・工作物等の維持管理と月末点検の実施 (2) 校内掲示板の維持管理 <u>(3) 施設設備及び備品の管理・営繕・工作</u>
	環境美化	省略	
	備品管理	学校備品の管理に関する業務	(1) 学校備品管理状況のチェック指導（国庫補助備品、教材用備品、一般備品、生徒会用備品、他） <u>(2) 備品台帳の作成</u> <u>(3) 備品購入計画の取りまとめと指導</u> (4) 他校への備品の貸し出業務 (5) 机・椅子・ロッカー等の備品の数の調整
	車両管理	公用車の管理	(1) 公用車の運行管理 <u>(2) 部活動車両の管理指導</u> <u>(3) 車検に関すること</u> (4) 安全運転管理者の設置と同管理者としての業務
	事務	学校事務に関する業務	(1) 来客・電話の対応 (2) 各種証明書の発行 (3) 生徒納付金及び各種集金の管理 (4) 文書（郵便物、公文書、決裁書等）の受付と整理 (5) 就学支援金及び日本学生支援機構等その他奨学金の申請受付 (6) 寄付金案内及び報告等の整理 <u>(7) 物品購入・修理の受付と書類確認</u> (8) 大会費用関係の受付 (9) 出勤簿統計・教職員諸届等の受付 <u>(10) 消耗品・渉外物品在庫管理</u> (11) 生徒会・保護者会の会計 (12) 教務事務の補助（学籍管理、転学関係書類の送付、指導要録抄本の受領と整理）他
他	省略		

※太字波線部分は当委員会にて付記。

別紙7：各校務分掌の業務担当

※いずれも太字波線部分は当委員会にて付記。

※いずれも担当者名は名字のみを記載。

1 教育部門・図書チームの業務担当

担当者名	主な担当業務内容
氏名略（責任者）	● 全体総括（図書館開館支援・補充担当者決定）
氏名略 （チームリーダー）	● 全体総括 ● 図書館開館支援・補充担当者決定 ● 図書のデジタル移行における図書館の在り方の構想と検討
氏名略	● 図書購入計画 ● 図書館の開館及び利用指導・館内の環境美化 ● レファレンスサービス ● 読書感想文全国コンクールの指導
氏名略	● 図書館開館支援・補充担当者決定 ● 図書館の開館及び利用指導・館内の環境美化 ● レファレンスサービス ● 読書感想文全国コンクールの指導
氏名略	● 図書受け入れ、処理・統計データの処理 ● ブックディテクションシステム導入による磁気テープ貼り付け作業 ● 図書貸出と返却処理 ● 図書館の開館および利用指導・図書整理 ● 見本市の開催
氏名略	● 図書館開館の支援・図書委員指導 ● 学校資料の収集と保管 ● 図書館の利用指導 ● 購入図書選定支援

2 管理部門・施設設備チームの業務担当

担当者名	主な担当業務内容
氏名略（責任者）	● 総括・全体の掌握
氏名略 （チームリーダー）	● 全体の集約 ● 月末報告の集約
氏名略	● <u>各科、各学年の責任者及び担任と連絡を密にし、要営繕箇所を確認</u> ● 管理担当者から工作室への依頼の確認 ● 月末報告を依頼
氏名略	● 総合体育館、不動の森・池、校地、工作物等の管理者への定期的な点検の依頼
氏名略	● プール棟、不動館、栄光の広場、5号館、校地、工作物等の管理者への定期的な点検の依頼
氏名略	● 南 G 正門、武笠・来賓駐車場、校地、工作物等の管理者への定期的な点検の依頼
氏名略	● 校舎、校地、工作物等の管理者からの営繕依頼の受け付けと営繕の実際 ● 施設設備及び備品の管理と調達
氏名略	● グローバルアリーナ、校地、工作物等の管理者への定期的な点検の依頼 ● 創始 G、テニス場、校地、工作物等の管理者への定期的な点検の依頼
各号館管理責任者	● <u>各施設の管理者への点検管理と要営繕箇所の発見と速やかな報告及び修繕依頼の徹底</u>

3 管理部門・車両管理チームの業務担当

担当者名	主な担当業務内容
氏名略（責任者）	● 公用車管理企画
氏名略 （チームリーダー）	● 安全運転管理者／公用車管理／車検管理 ● 各後援会企業との連絡調整
氏名略	● 副安全運転管理者／公用車管理／車検管理／
氏名略	● 公用車管理／車検管理
氏名略	● 公用車管理／車検管理

4 管理部門・備品管理チームの業務担当

担当者名	主な担当業務内容
氏名略（責任者）	● 総括、全体の掌握
氏名略 （チームリーダー）	● 全体の集約 ● 備品管理状況の集約
氏名略	● 備品購入計画のまとめ ● 備品購入計画の実施状況の把握
氏名略	● 備品台帳の記録、管理

5 事務チームの業務担当

担当者名	主な担当業務内容
氏名略（責任者）	● 特になし
氏名略 （チームリーダー）	● 寮費の徴収、振替手続 ● 寮生の食事注文、精算及び返金手続、返金通知配付 ● 各部寮等の費用徴収（相撲） ● 入寮案内、新入寮生とりまとめ
氏名略	● 特になし
氏名略	● 特になし
氏名略	● 特になし
氏名略	● 物品購入伺の受付 ● 物品受領書の受付、納入確認
氏名略	● 特になし
氏名略	● 寮費の徴収、振替手続 ● 寮生の食事注文、精算及び返金手続、返金通知配付 ● 各部寮等の費用徴収（相撲） ● 入寮案内、新入寮生とりまとめ
氏名略	● 寮費の徴収、振替手続 ● 寮生の食事注文、精算及び返金手続、返金通知配付 ● 各部寮等の費用徴収（相撲） ● 入寮案内、新入寮生とりまとめ
氏名略	● 物品購入伺の受付 ● 物品受領書の受付、納入確認
氏名略	● 物品購入伺の受付 ● 物品受領書の受付、納入確認
氏名略	● 寮費の徴収、振替手続 ● 寮生の食事注文、精算及び返金手続、返金通知配付 ● 各部寮等の費用徴収（相撲） ● 入寮案内、新入寮生とりまとめ

※所管業務多数につき、財産管理・寮関連の業務のみを抜粋。

6 教務部門・スポーツ文化振興チームの業務担当

担当者名	主な担当業務内容
氏名略（責任者）	● 明記なし
D 教諭 （チームリーダー）	● 基本計画の立案、部活動の全体指導、顧問会議の企画 ● 奨学生・部活動推薦勧誘計画の立案、新入生部活動選択の計画 ● 奨学生・部活動推薦関係（データ処理） ● 各種申請書類の許可・認可、チーム体制の計画・報告 ● 文書整理（提出書類の回収・入力・まとめ） ● 部活動関係行事の企画・立案（奨学生許可証授与式・全国大会優勝祝賀会等） ● 部活動に関する各種調査（部員調査、奨学生・部活動推薦部員の活動状況調査） ● 保護者会スポーツ振興部会の運営補助、部活動関係書類の管理 ● 部活動に関する施設設備の活用計画と施設備品の管理 ● 寮の点検指導
氏名略	● 基本計画立案補助、部活動の全体指導、顧問会議の企画・準備 ● 関係行事の計画・実施（奨学生許可証授与式・全国大会優勝祝賀会等） ● 各種調査・表彰（部員調査、奨学生・部活動推薦部員の活動状況調査） ● 外部団体・卒業時の表彰、壮行会実施の支援 ● 文書整理（提出書類の回収・入力・まとめ） ● チーム体制の計画・報告、寮の点検指導 ● 学校 HP への情報提供（大会日程・結果、卒業生の活躍） ● 各種調査の実施（部員調査、奨学生・部活動推薦部員の活動状況調査） ● 保護者会スポーツ振興部会の運営補助（名簿の作成・管理）
氏名略	● 基本計画立案補助、部活動の全体指導、顧問会議の企画・準備 ● 新入生部活動選択の計画と実施 ● 部活動に関する行事・応援の計画と実施（奨学生許可証授与式、全国大会優勝祝賀会、入寮説明会、各種大会応援、壮行会支援） ● 各種調査・表彰（部員調査、奨学生・部活動推薦部員の活動状況調査） ● 保護者会スポーツ振興部会の運営補助 ● 各種記録の整理・保存（埼玉新聞の記事他） ● 寮の点検指導、部室等の管理・指導 ● 文書整理（提出書類の回収・まとめ）
氏名略	● 顧問会議の準備、新入生部活動選択の計画と実施 ● 部活動に関する行事・応援の計画と実施（奨学生許可証授与式、全国大会優勝祝賀会、入寮説明会、各種大会応援、壮行会支援） ● 保護者会スポーツ振興部会の運営補助（名簿の作成・管理） ● 文書整理（定期試験中の練習許可願、特別練習許可願）
氏名略	● 新入生部活動選択の計画と実施、部室等の管理・指導 ● 部活動に関する行事・応援の計画と実施（奨学生許可証授与式、全国大会優勝祝賀会、入寮説明会、各種大会応援、壮行会支援） ● 壮行会実施の支援、寮の点検指導・入寮説明会の実施 ● 文書整理（提出書類の回収・まとめ）
氏名略	● 新入生部活動選択の計画と実施、部室等の管理・指導 ● 部活動に関する行事・応援の計画と実施（奨学生許可証授与式、全国大会優勝祝賀会、入寮説明会、各種大会応援、壮行会支援） ● 寮の点検指導・入寮説明会の実施 ● 文書整理（提出書類の回収・まとめ）
氏名略	● 顧問会議の準備、新入生部活動選択の計画と実施 ● 部活動に関する行事・応援の計画と実施（奨学生許可証授与式、全国大会優勝祝賀会、入寮説明会、各種大会応援、壮行会支援） ● 保護者会スポーツ振興部会の運営補助（名簿の作成・管理） ● 寮の点検指導・入寮説明会の実施 ● 各種調査（奨学生・部活動推薦部員の活動状況調査） ● 文書整理（提出書類の回収・まとめ）
氏名略	● 部活動に関する行事・応援の計画と実施補助（奨学生許可証授与式、全国大会優勝祝賀会、入寮説明会、各種大会応援、壮行会支援） ● 各種調査の補助（奨学生・部活動推薦部員の活動状況調査） ● 部活動に関する備品の管理の補助（横断幕・手旗・メガホン・はっぴ等） ● 部室等の管理・指導の補助、寮の点検指導

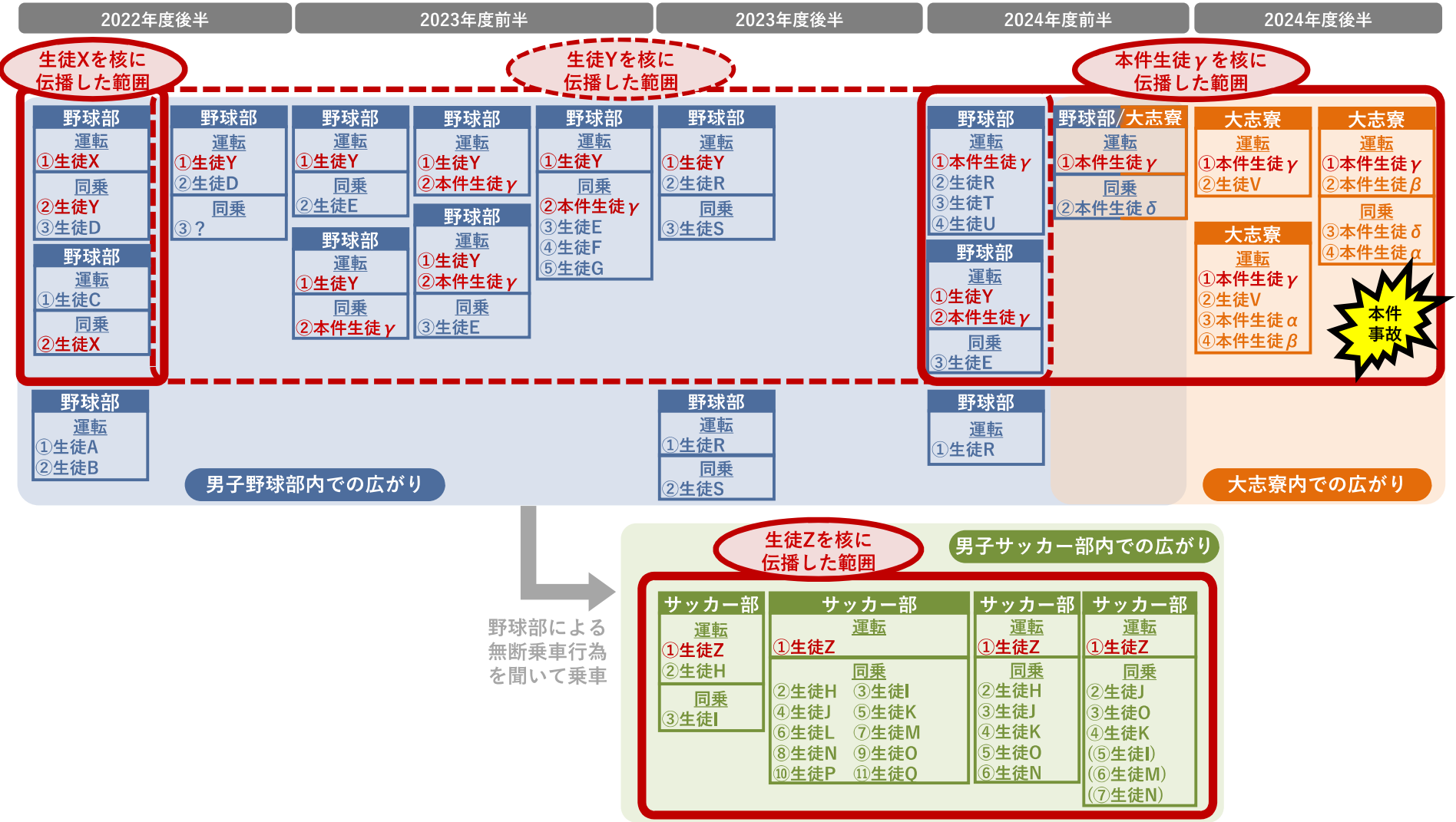
担当者名	主な担当業務内容
氏名略	● 部活動に関する行事・応援の計画と実施（奨学生許可証授与式、全国大会優勝祝賀会、入寮説明会、各種大会応援、壮行会支援） ● 顧問会議の準備、新入生部活動選択の計画と実施 ● 各種調査・表彰（部員調査、奨学生・部活動推薦部員の活動状況調査） ● 外部団体・卒業時の表彰 ● <u>部活動に関する備品の管理（横断幕・手旗・メガホン・はっぴ等）</u> ● 各種資料の作製・配布、文書整理（合宿計画と報告） ● <u>寮の点検指導</u>、部室等の管理・指導 ● 保護者会スポーツ振興部会の運営補助（案内・議事録）
E 教諭	● 部活動に関する行事・応援の計画と実施（奨学生許可証授与式、全国大会優勝祝賀会、入寮説明会、各種大会応援、壮行会支援） ● 顧問会議の準備、新入生部活動選択の計画と実施 ● <u>部活動に関する備品の管理（横断幕・手旗・メガホン・はっぴ等）</u> ● 各種資料の作製・配布 ● 文書整理（練習試合参加願・代理顧問届） ● 部室等の管理・指導
氏名略	● 部活動に関する行事・応援の計画と実施（奨学生許可証授与式、全国大会優勝祝賀会、入寮説明会、各種大会応援、壮行会支援） ● 顧問会議の準備、新入生部活動選択の計画と実施 ● <u>部活動に関する備品の管理（横断幕・手旗・メガホン・はっぴ等）</u> ● 部室等の管理・指導、<u>寮の点検指導</u> ● 文書整理（早朝練習許可願・部活動延長願）
氏名略	● 寮（相撲部）の管理・指導
H 舎監	● <u>寮（大志寮）の管理・指導</u>
氏名略	● 寮（第三大志寮）の管理・指導
氏名略	● 寮（第二大志寮）の管理・指導

7 教育部門・生徒会チームの業務担当

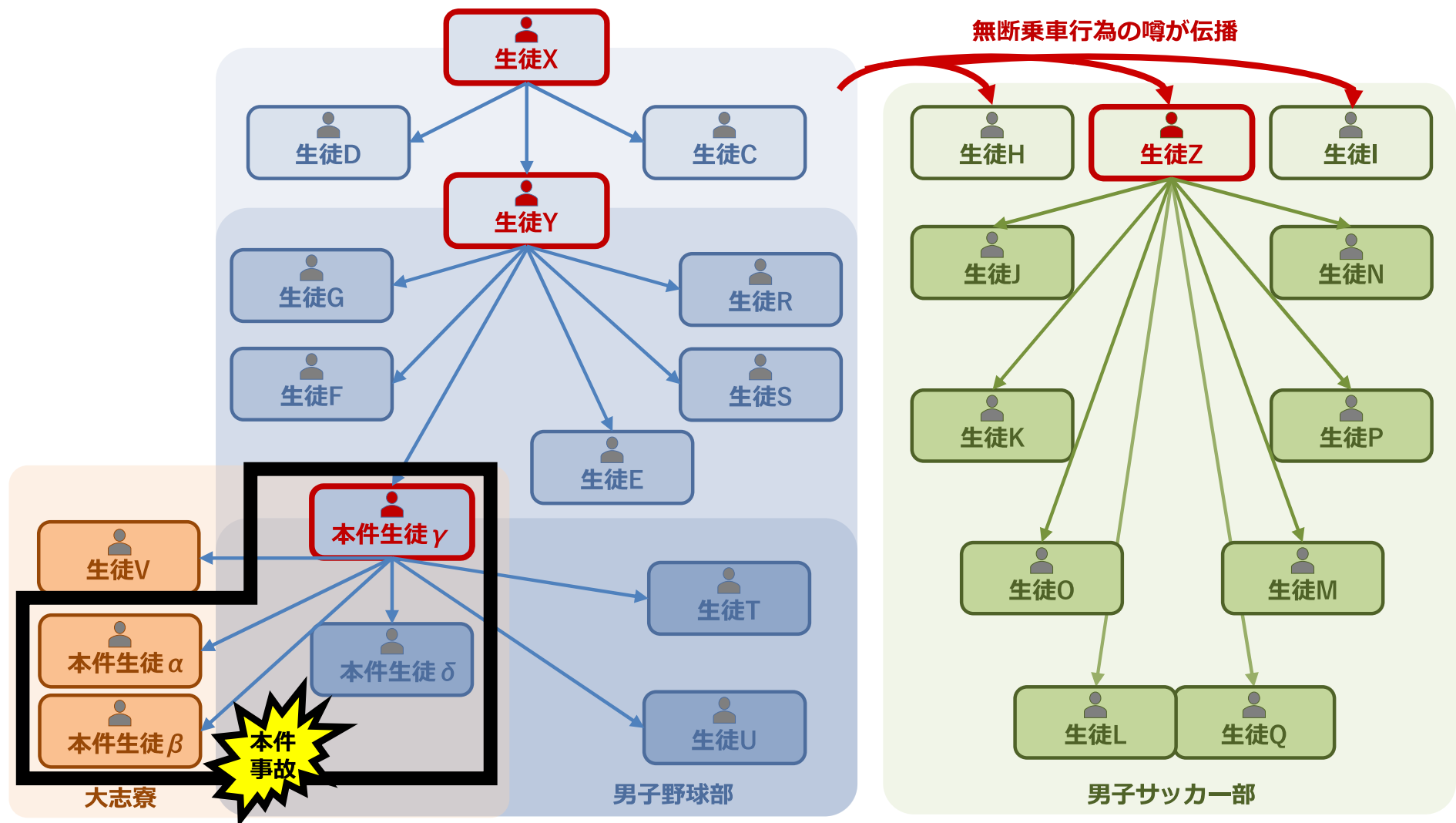
担当者名	主な担当業務内容
氏名略（責任者）	● 総括／助言
氏名略	● 全体指揮／生徒会委員会まとめ／生徒会本部役員指導／文化祭企画運営
氏名略	● 壮行会リーダー／文化祭企画運営／壮行会／生徒会本部役員指導
氏名略	● 総務委員会／文化祭企画運営／壮行会／生徒会本部役員指導
氏名略	● 文化祭実行委員会／文化祭プログラム作成リーダー／壮行会
氏名略	● 図書委員会／文化祭プログラム作成／文化祭ポスター／壮行会
氏名略	● 風紀委員会／壮行会／文化祭プログラム作成／各行事撮影
氏名略	● 美化委員会／文化祭プログラム作成／壮行会
氏名略	● 保健体育委員会／選挙管理委員会／壮行会
氏名略	● 体育祭実行委員会／配布物印刷／各行事撮影／文化祭模擬店
氏名略	● 文化祭実行委員会／文化祭模擬店／文化祭プログラム作成／壮行会／各行事撮影
氏名略	● 選挙管理委員会／会計／壮行会／文化祭Tシャツ係／文化祭プログラム作成
氏名略	● 奉仕委員会／壮行会／ボランティア・募金／文化祭模擬店
氏名略	● 卒業式・入学式準備／交通安全推進委員会／壮行会／ボランティア・募金
氏名略	● ボランティア・募金／壮行会／文化祭模擬店／文化祭プログラム作成
氏名略	● 広報委員会／壮行会／会計／生徒会本部役員指導
氏名略	● 保健体育・体育祭実行委員会／卒業式・入学式準備／ボランティア・募金

別紙8：無断乗車行為の伝播・広がりの流れ

1 無断乗車行為の伝播・広がりイメージ（行為ベース）



2 無断乗車行為の伝播・広がりのイメージ（生徒ベース）

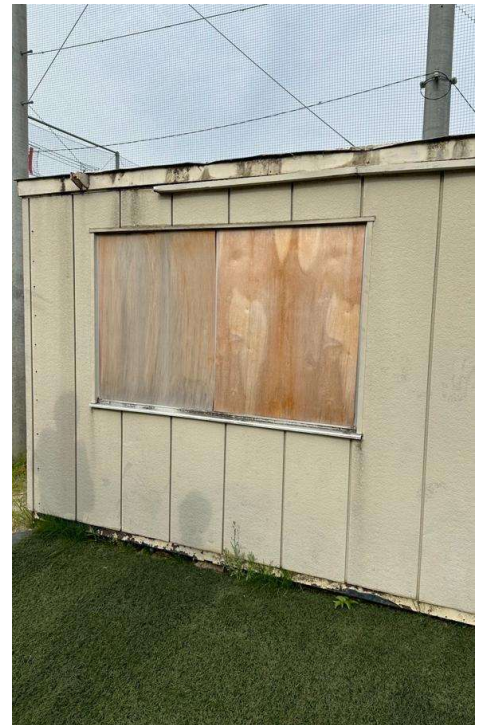


別紙9：参考現場写真

1 グラウンド整備用レーキ



2 男子サッカー部の使用するプレハブ式簡易倉庫



3 大志寮の概観



4 大志寮正面玄関



